

令和元年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年9月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長補佐	北田 一栄

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第2番、山崎敦志議員、第3番、長谷川崇朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問通告書一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第7号、第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 皆さん、おはようございます。13番、工藤義明です。昨日、10分で終わる予定だったんですけども、予定が大きく変わりましたので、今日はゆっくりさせていただきます。よろしくお願ひします。

2点目といたしまして質問を出させていただいております、公用車の運行管理について、今回、質問させていただきます。

今回、この課題を取り上げましたのは、公用車は野洲市にたくさんあるわけですが、その動きについてほとんど市民の方も私どもも詳しく知らなかったものですから、今回、この課題を取り上げさせていただきました。

市民サービスの維持・向上を図り、迅速な対応にも公用車の存在は欠かせないものです。安全運転第一として毎日職員の皆さんが活動されていることに改めて感謝をいたします。

現在、市所有の公用車が庁舎や各教育施設、市民病院等を含め、約140台あるということで調べさせていただきました。それらが野洲市公用車運行規程によって適正で効果的運行及び安全運転管理対策が図られていると承知しています。

その上に立ちまして、運行管理状況も含め、幾つかの質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、現在の保有台数の施設別、また庁舎においては部署別の数を問います。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、工藤議員の、大きく2点目でございますが、公用車の運行管理等についての中の1点目でございます。野洲市が保有する公用車の施設別台数等についてお答えをさせていただきます。

野洲市が保有する公用車は、平成31年4月1日現在で、消防自動車やコミュニティバス、電気自動車、原付バイク等を含めた総数としましては、137台でございます。そのうち市役所には66台ございまして、部署別内訳としましては、政策調整部2台、総務部29台、市民部21台、健康福祉部7台、都市建設部3台、環境経済部2台、教育委員会2台でございます。他の施設につきましては71台ございまして、内訳としましては北部合同庁舎に12台、市民交流センターに1台、健康福祉センターに14台、発達支援センター2台、ふれあい教育相談センター1台、野洲クリーンセンター2台、蓮池の里第二処分場1台、学校給食センター2台、人権センター1台、さざなみホール1台、野洲文化ホール1台、総合体育館2台、中主B&G海洋センター1台、野洲図書館2台、歴史民俗博物館1台、こども園1台、幼稚園4台、小中学校4台、野洲病院18台となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。今、数字等をおっしゃっていただきま

した。これらの台数については、当然、今日まで運営されていますので、適正な台数かとは思いますが、この数についての適正化というのは、どういうふうにもた決められたのか。さらに現状の台数以外に各部署からの追加の要請というのは今日まで起きているかをお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、公用車の台数の管理でございますが、特に決めたものといえますか、規程等はありません。まず、公用車のその時々稼働状況によりまして、不足が生じていると判断できれば、その都度、その都度といえますか、予算の範囲内で増大するなど、その時点での判断による台数管理を行っております。それと、他の部署からの増大要請等があるというような場合は、時々そういった要望もあるわけなんですけれども、総務課といたしましては、稼働状況、先ほども言いましたように、公用車の全体の稼働状況で判断しまして、必要であれば増大に向けて事務手続を進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） わかりました。2点目ですが、質問です。買い取り車とリース車の内訳台数を聞かせていただきます。資料をいただいている中に、リースと買い取り、さらにもう一つ、寄附という項目で記載されている、この区分けというのがどういうふうにされているのか、資料だけではちょっと判断できないものですから、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、2点目のご質問でございます。買い取り車とリース車の内訳台数についてお答えをさせていただきます。

公用車には、その他に寄附された車両や、貸与された車両がございますので、それぞれの内訳についてお答えをさせていただきますと、買い取り車が29台、寄附が6台、貸与が2台の合計37台でございます。リース車につきましては、合計100台となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君）　ちょっとご質問の中で、そのリースと買い取り等の判断と
いいますか、そういったことでお尋ねですのでお答えをさせていただきますと、基本的
にはリースで車両の方は導入の方を現在しておるところでございます。寄附については、各
種団体等から寄附をいただいて、現在管理をしておる車もございしますが、基本的にはリー
スで導入という形で、現在のところ管理を行っております。

以上です。

○議長（橋　俊明君）　工藤議員。

○13番（工藤義明君）　リースが基本と、これは各市町でも共通したことだと思います。
そこで、買い取り車、先ほどの台数をおっしゃりました。この買い取り車の使用期間とい
うのは、市では定められているのでしょうか。一般家庭で私どもが大体基本にされている
のが10年とか13年という中で買い替えが行われるわけですが、この運用管理規程
を見てもそういう課題は記載されていませんので、この買い取り車の使用期間、何か答え
がいただけるものでしたらお願いをいたします。

○議長（橋　俊明君）　総務部長。

○総務部長（小山日出夫君）　買い取り車の使用期間ということでお尋ねでございますが、
特に決まり等はございません。と申しますのは、車検が新車でしたら3年から始まりまし
て、各2年ごとに車検がございしますので、その車検のときにその車両の状況等を判断させ
ていただいて、継続して運行できるかどうかという、その辺の判断をきちっとしまして、
もし更新が必要であれば、更新に向けた取得に向けて事務を進めていくというようなどこ
ろでございますが、基本的には10年、10万キロというところを、これは一定の目処と
して考えておるところでございますが、なかなか今現在、10万キロを超えるような車両
は現在のところございませんので、これはもう参考として申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（橋　俊明君）　工藤議員。

○13番（工藤義明君）　わかりました。続いて3点目の質問ですが、日常の運行管理に
ついてはどのように行われているのかを問います。

今、こちらの方で資料を出させていただいたのは、野洲市が出している公用車の運行管
理規程、これが6ページにわたってホームページから出てくるわけですが、これが全
ての運行規程でしょうか。

○議長（橋　俊明君）　総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目でございますね、日常の運行管理方法についてということでお答えをさせていただきます。

まず、総務課で一括管理しております車両につきましては、庁内イントラで使用しておりますグループウェアで、これを使用して運行管理を行っているところでございます。その他の施設については、エクセルや紙ベースの台帳で管理をしているというところでございます。特にこの運行管理にかかる規程等については、詳細なものについては設けてないというところでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 他の市の運行管理規程も多少取り寄せたわけですけども、そこで野洲市として少し違った点でお聞きさせていただきます。

この公用車の使用願いと、それから運転日誌の様式、こういうのがこの運行規程にあるわけですけども、事故が車の方にはつきものなんですけども、十分安全運転については注意して運行はされているという中でも、やはり事故、自分から、自ら事故を起こしたり、もらい事故等があるわけですけども、その事故に関する様式というのは、野洲市では別にあるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ただいまご質問をいただきました事故に関しての規程といますか、届け出といますか、そういったものにつきましては、まず事故を起こした職員については、この交通事故報告書というものを別に定めておりますので、これによってその運転者自身が、事故を起こしました、あるいは違反を犯してしまいましたというようなことで、自己申告という形で提出をしていただいております。まず、自分で書いていただいて、その所属する部長等に内容を確認していただいて、その交通事故の処分基準というのがございますので、各点数で設けておまして、その点数によって事故の割合、重要度等を決定しまして、その処分点数によってその職員の処分を決定しているというような状況でございますので、別に定める報告によって、現在のところ運用しているというところでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 十分今後も事故がないように運行をしていただけるようお願い

いをしておきます。

次に、4点目の質問に入らせていただきます。

先ほど報告いただきました買い取り車の車検実施に際しての基準というのは報告していただきました。そこで、内容でちょっと質問させていただきますけども、車検実施に際しては、この野洲市には車検ができる業者の方がたくさんあります。それで、車検を実施する際には、どういった業者のところに出されるのか。それについては何か基準があるのかどうかもちっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 4点目のご質問であわせてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、4点目の買い取り車の車検実施の基準でございますけども、これにつきましては、おおむね車両を購入した業者で車検の方の実施をしております。それと、市内にも何社か車検を実施できる工場等がございますので、そういったところにつきましては、そのほとんど、買い取り車のほとんどが市内の業者さんから買い取りしているという状況はあるんですが、まず、いわゆるこの車検のたびに見積もり合わせというような作業を行うこととなりますと、この見積書を作成するために複数社の業者の方がその車両を確認しなければならないというような作業が当然出てきます。こうなりますと、複数業者がその車を何回かに分けて確認をするということになりますと、非常に使用できない時間が長くなるというような状況も生じますので、こういった状況に陥ってしまえば業務に大きく支障を来すというような状況もございますので、基本的には購入した業者に随意契約という形で発注の方をしておるということでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 当初、私、この質問をつくったときに考えたのが、市内に業者がたくさんおられて、その市内の業者の方たちを、基本的には公平に育てていくといいますか、市内の業者に出していただくというようなことを質問しようとしたんですが、業者の方を訪ねていくと、いいのか悪いのか、市からの発注、発注といいますか、見積もり要請が出ても参加したくないという声がほとんど上がってきました。なぜかというたら、これがいいか悪いかは別ですけど、受けても赤字になると、非常に安いということで、市の方は要らん金を出してないのかなということで判断をいたしまして、この再質問の中に本

当は、市内の業者に優先して見積もりをしていただきたいという質問をしようとしたんですが、そういった声が業者の方から聞こえてきましたので、もうこれ以上の質問をちょっと控えさせていただきます。

それで、5点目にちょっと移らせていただきます。

5点目では、同じくこの市有車の給油に関しては、野洲市としてはどこのガソリンスタンドで入れなさいとかということをしているのか。といいますのは、業者の方が直接運営されているところと、さらに野洲市では何軒かここまでセルフのガソリンスタンドができました。そういったところの利用方法についての規程が野洲市にあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、5点目のご質問でございます。

給油所利用に関する規程ということで、お答えをさせていただきます。

給油所の利用に関する規程は特に定めてございません。野洲市の登録事業者の給油所において、現在のところ給油を行っているという状況でございます。

また、セルフでの給油が最近増えているということでお尋ねになっているんですが、野洲市の方に登録事業者というような登録がされてございましたら、給油は可能かとは考えておりますが、現在のところ、セルフで給油できる事業者さんからの登録がないということで、現在のところはセルフでの給油は行っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今のお答えを聞きますと、それぞれその日に運転される方が、ここでガソリン給油をしなきゃならないということを判断したときには、その人任せで行われているということになるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 野洲市の登録事業者の給油所において給油をしていただくと、そういった判断になるかと思えます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） わかりました。私はこの質問をするときに、特定のところに集中してガソリンが給油されていると公平さをちょっと欠くのかなということから質問に移

ったんですが、これも調査させてもらったら、適時、各給油所では行われているということもわかりましたので、今後もそのような運用を続けていただきたいというふうに思います。

最後にはなりますが、公用車、先ほどの台数、これにつきまして、野洲市としては税収入を得るために、前回、都市計画税も通りました。こういう税収入に関して、この公用車に対しての広告掲載というのを考えておられないかどうか。大事な税金ということで、収入を別途得るためには、多少わずかでも徴収ができる課題があれば、こういう公用車に対しての広告掲載ということも進めていってはどうかというふうに思います。

それで、現実には、隣の守山市でもこの公用車に対する広告募集がされています。しかし、現実には難しいこともわかっています。守山市でも実際は、実行はして規程も現在あるけども、今時点ではゼロですと。なぜかという、なかなか需要がないということで、過去2台とか3台だけは広告掲載はしたけども、現在は無いという状況で、非常に取り扱いとしては難しいというのはわかるんですけども、考え方としてこの広告募集というのをできないかどうか、その点をお聞きいたします。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、6点目でございます。公用車ボディへの広告募集の実施ということで、お答えをさせていただきます。

広告の掲載につきましては、市民とのトラブルを抱える業者が広報誌への広告掲載を申し込んできたことをきっかけにしまして検討した結果、市の社会的信頼性及び公平性を損なうリスクが全て排除できないというような理由から、平成26年度から市全体の広告事業を廃止しておる状況でございます。こうした経緯から、現時点では、公用車への広告掲載は考えておりません。

ただ、昨年度でございますが、平成30年の12月から、また新たに、形は違うんですが、ネーミングライツという制度を導入してございまして、いわゆる企業側からしてみたら、企業名やその企業の商品、こういった広告の効果が期待でき、市においてもその施設の維持管理料について一定の収入が見込めるというような制度を制定しましたので、形は違うんですが、こういった制度も現在あるということで、参考にお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今おっしゃったのは、広報での広告だったんですかね。過去実施した経過で、余り望ましくない方が申し込まれて若干のトラブルがあったと、これもちよっとお聞きはしたんですけども、現在、この野洲市の中にもたくさんの個人のお店、さらには先日竣工式か何かが行われましたオムロンさんや京セラさん、村田さん、大手の会社もごさいます。そういった方々への呼びかけをしたら、広告の発注等が行われるのではないかというふうに思いますので、ぜひ今後、この問題についてはもう少し前進、もう少し前向きに何かできるものはないかということと考えていただきたいということを申し上げまして、時間も来ましたので、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第8号、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。皆さん、おはようございます。

児童虐待対策についてお伺いをいたします。

今までも児童虐待については何度か一般質問をされていると思いますが、後を絶たない児童虐待の野洲市の現況と対策について、市長、教育長並びに健康福祉部政策監に質問をいたします。

ご承知のとおり、このところのテレビのニュースや新聞紙上で毎日のように児童虐待や初公判の様子など、耳や目に飛び込んでまいります。改めて虐待の悲惨さに、そして、常識では考えもつかない母親への心理的DV、この恐ろしい実態、また虐待の事実をほぼつかみながら、あと一歩踏み込めなかった実態が浮き彫りになってきました。ただただ、何とかならぬはず、取り返しのつかない惨状に愕然としているのは私だけではないと思います。

さて一歩、子どもたちが学力、精神力、体力の面で成長していくために、家庭、地域、学校、園などでそれを支えていくための取り組みが重要であることは言うまでもありません。

ちなみに、全国の児童虐待の状況では、1990年代以降、我が国においても社会問題として認識され始め、児童虐待の増加と深刻化を受けて、既に平成12年に児童虐待防止法が制定されております。

児童虐待防止法では、身体的虐待とネグレクトに加え、性的虐待、心理的虐待の4つを虐待の類型としています。

先ごろ、児童虐待が昨年度は約16万件と過去最多更新となり、それに伴い全国の児童相談所が対応した虐待件数も過去最多を更新したことが報道されました。

その内訳は、厚生労働省が全国の児童相談所の所長会議で公表したまとめでは、昨年度、18歳未満の子どもが親などの保護者から虐待を受けたとして児童相談所が対応した件数は15万9,850件に上りました。

虐待の対応件数は、統計をとり始めた平成2年度以降も増え続けていて、今回も前年度より2万6,000件余り増えて、過去最多更新とした他、この増え幅はこれまでで最も大きくなっておりま

す。増えた要因としては、父親が母親に暴力をふるっているところなどを子どもが目撃をする面前DVについて、警察から通告が増えたことなどが上げられています。

虐待の内容別では最も多かったのは、暴言を吐いたり子どもの目の前で家族に暴力をふるったりする心理的虐待が半数を占め、8万8,389件でした。次いで、殴るなどの暴行を加える身体的虐待が4万256件、子どもの面倒を見ないネグレクトは2万9,474件、性的虐待が1,731件となっています。

厚生労働省は、子どもが亡くなる深刻な虐待が相次いでいることを深く受けとめ、児童相談所の体制強化など、子どもの命を守る対策を進めていくとしています。また、厚生労働省がこのほど公表した児童虐待による死亡事例の検証結果によりますと、平成29年度、親などから虐待を受けて死亡した子どもは、無理心中を除いて全国で52人、前年度より3人増えています。死亡時の年齢はゼロ歳が最も多く28人で、このうち半数の14人が生まれて1カ月未満でした。次いで、1歳が7人、3歳が4人、2歳が2人と、3歳以下が8割を占めています。

検証の中では、実母の抱える問題を指摘していて、死亡事例のうち、母親による遺棄が19事例で36.5%を占めた他、予期しない、または計画していない妊娠が16例で30.8%を占めています。この中には、2018年3月、東京都目黒区で、当時5歳の船戸結愛ちゃんが両親から十分な食事を与えられず、けなげにも毎朝、目覚ましを4時にセットし、平仮名の練習を義務づけられ、「ママとパパに言われなくても、しっかりと自分からもっともっと今日より明日はできるようにするから、もうお願い、許して、許して下さい、お願いします」とつぶられた最後のこの命乞いの叫びは届きませんでした。胸の張り裂けそうな震撼としたこの事件も含まれているのです。

この事例では、元住まいの児童相談所から逃れるように、東京都目黒区に移り住んで2

カ月後の結末でした。それぞれの児童相談所の連携のあり方、目黒区からの緊急性や深刻度の受けとめ方の問題点が浮き彫りにされた事例ではなかったでしょうか。縦割り行政による児童相談所と警察との連携のなさ、あともう一步というところで家庭に踏み込めない法律の不備など、幾つかの問題点が上げられています。一方、救いたかったけど救えなかった法律の仕組みやシステム面での限界があったと感じざるを得ません。

以上が児童虐待に対する全国レベルの深刻な状況ですが、野洲市においても例外ではなく、児童虐待は同様に年々増加の一途をたどっているやに伺っています。

そこで、先般、先月だと思えます、開催された野洲市の要保護児童対策地域協議会での報告及び議論も踏まえて、次の10項目についてお伺いをいたします。

野洲市要保護児童対策地域協議会の構成や協議内容について、健康福祉部政策監にお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 委員の皆さん、おはようございます。

それでは、岩井議員の児童虐待対策についてのご質問の1点目、野洲市要保護対策地域協議会の構成や協議内容についての答弁をします。

協議会の構成といたしましては、滋賀県中央子ども家庭相談センター、いわゆる児童相談所、そして、守山警察署、草津保健所などの外部機関や、野洲市民生委員児童委員協議会、野洲市社会福祉協議会などの外部団体の他、市民生活相談課、健康推進課、学校教育課などの庁内関係各課を含め、23の関係機関等により構成しております。

協議体制といたしましては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3つがございまして、代表者会議では、要保護児童等の支援の状況の報告、あるいは各関係機関の現状と課題の分析、行動実績に対する評価などを行っています。

実務者会議では、要保護児童家庭全ケースの定期的な情報共有、個別ケース検討会議で課題になった事項の検討、支援の方針の見直しなどを行っております。

また、個別ケース検討会議では、要保護児童等に対し、より身近な関係者が集まり、状況把握や問題点を確認し、支援方針と役割分担の決定及び見直しなどを行っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいま、3つの代表者会議、実務者会議と個別ケースの検討ということになりましたが、いざ発生したときには、これは全部が寄るのではなくて、段

階的に、例えば個別ケースから始まるとかの連携がされているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、岩井議員がおっしゃるように、最初は個別のケース会議、関係機関が集まりまして、その協議をします。それまでに、一番接点の多い機関の方で、その辺の内容を聞き取ったりすることが前提でありまして、その後、関係機関が寄るといような形で進めております。

以上、答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） たくさんの団体の方、伺いますと、23団体とあるんですが、確かにこういった団体の多い中で、本当に検討を重ね、そして、対処していただいているのは確かにありがたいんですけども、今までの事例からいっても、この速効性というんですか、なかなか救うまでの時間に段取りするのに長くかかっているように思えて、虐待の本当に解決するのに非常に時間がかかっていると思いますけれども、そこらはこの23団体が機能しているというか、連携はどうなっているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今、23の関係機関ということは構成の機関でございます。先ほど申し上げましたように、その事案ごとにその事案の中で一番関係の深い、あるいは対応を常々している機関、あるいは部署において、その対象者、子ども、あるいは保護者等の面談等をしながら、情報を聞き出し、その情報をもとに対応策等をケース会議等でやると。それをやることによって対応するんですけども、なかなか複雑なこともございますので、すぐには解決に至ってない部分もございますので、それを実務者会議、あるいは代表者会議というところで上の方に上げていって、その方針でいかという検証も踏まえながら、取り組んでいる状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまはこの連携のことについてお伺いしましたけれども、よくある、途中で考え方が違っていたり受けとめ方が違ったりとさまざまありますので、ここのあたりがスムーズに解決の方に向くようお願いしたいと思います。

次、2番目、去年の対応件数と前年度からの増加件数についてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の昨年の対応件数と前年度からの増加件数につきましては、昨年度の対応件数は総数で512件でございます。前年度からの増加は62件となっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 本当にこの野洲市といえども512件の件数を対応していただいているということですが、私、思うんですけど、職員さんはそれに比例してどんどん増やされているわけではないと思うんですよね。この対応する職員さん、またこの一連の、そういう担当者を増やされていくわけではないのに、この件数だけはどうも登りに上ってくる現状の中で、職員体制については、対応する人を含めて、いろんな人数的なものではどういうふうにされているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの職員の体制の質問でございますけれども、ここ数年、確かに年々増加しておるんですけども、30年、先ほど六十数件の増とっております。この4月に職員の体制といたしましては、1名増員いたしております。おのおのケースが、いろんなケースがございます。出かけていってとか、面談とかございますので、そういうようなところで時間も必要な部分もございますので、体制の方は1名増ということで強化の方をしております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 1名増ということですけども、こういったあたりの職員さん、あるいは関係者の方が1件抱える数というのは相当数に上るかと思うんです。命の関わる問題であったり、非常に家族の絡みの中で難しい、入っていけない、そういうケースもあるかと思っておりますので、このあたりは慎重に職員さん1人当たりの負担が大きくなるないように、ここも含めて、今後考えていただきたい、配慮していただきたいと思っております。

それから、3番、昨年のケースの内容についてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 3件目の昨年のケースの内容、いわゆる虐待の種別としてお答えの方をさせていただきます。

虐待の種別といたしましては、身体的虐待が214件、ネグレクトが167件、心理的

虐待が129件、性的虐待が2件となっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 身体的虐待及びこのネグレクトも大変多い数字だと本当に思っているんですけども、こういったものは親を救っていかないと、これは本当に、ネグレクトもすぐに言うてすぐ直るものでもない、長期間にわたって、やはり親のフォローが必要じゃないかなと思うんですけども、私もヘルパーをしておりますときには、やはり幾つかの身体的な状況を見て、これは暴力があるなというのは思うこともありました。本当に家族のお話も聞きましたけど、それはやはり追い込まれているんですね、家族も。毎日毎日のあくことのないこういう現実には追い込まれて、そうされているんであって、心からそういうものをしようと思わなかったと思うんですけども、特別な事例を除いては、やはりお母さんのフォローというものも本当に大変だと思いますし、ここの専門性の方ばかりがこういうものに当たっておられるのでしょうか。その職員さんの専門性が必ず問われる事例ではないかなと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問、職員の専門性ということでございますけれども、子どもの育ちとかそういうものにつきましては、健康推進課との連携をとっておりますし、要対協の事務局であります家庭児童相談室におきましては、いわゆる虐待関係の研修がございまして、その研修、配属された後にその研修を受ける者、あるいはもともと社会福祉主事とか、児童福祉任用資格ということで研修を修了した者が任用資格ということで与えられますので、そういうような研修等を受けて専門性を高めている状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということは、これからはますますそういった研修をしつつ、退職される方もおられるでしょうし、やっぱりここのフォロー、職員のフォローというんですか、対応してくださる方へのそういった研修、そういったものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 職員も退職、あるいは異動等もございますけれども、

そこは先ほど申し上げました、その関係する研修、任用資格というそういう研修も受けま
すし、保育園、幼稚園の経験者の職員も配属しておりますので、多方面というか、多方面
から対応できる、1つの研修だけではなく多方面の研修を受けた職員の配置により、対応
の方をしていきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。それでは、次、虐待の加害者及び虐待
の原因の特徴についてお願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、虐待の加害者及び虐待の原因の特徴につ
いてのご質問でございますが、主な虐待者につきましては、実母がおおむね半数を占めて
おりまして、次いで、実父が3分の1を占めております。

虐待原因の特徴といたしましては、身体的虐待の件数が増加しており、子どもが言うこ
とを聞かないときなどに保護者が感情的になり、たたいてしまうことが多くなっている傾
向がございます。また、保護者が持つ発達や精神的な課題、養育力の不足、貧困、子ども
の持つ発達課題など、要因が幾つか重なり複合的に絡み合い複雑化していることも一つの
特徴と考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 本当に悲しい実態ですけれども、昔やったら、結構たたいたり
していても、そないに問題視されないことも、今では問題視、拾い上げられているという
部分もあるので、この数字が、じゃ、比較したらどうかというのは、全く参考に全てなる
わけではないと思いますし、たまには私なんかでもお尻やらをたたいたり、そんなことを
してきましたこともありますので、決してそれが教育上、間違っているかということ、それ
は断言できない部分もあるので、ただ、目に余る身体的な虐待、そういうようなものは本
当に悲しい現実ですし、何とか力を入れて、そういうことにならないようにフォローして
いただきたいと思います。

次、5番目、それらの案件に対する市での取り組み、一部、今言われたと思うんですけ
れども、市での取り組みについてお願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、市での取り組みのご質問についてでございます。

先ほど分類で申し上げました個別ケース検討会議を開催いたしまして、家庭の課題を整理し、それぞれの要因に応じ関係機関が役割分担をしながら、家庭環境の整備や支援を行ない、虐待の重篤化防止や課題解決に向けた取り組みを行っております。

具体的には、家庭訪問・面談等を通じまして、指導、助言、相談等の支援を継続しまして、子どもや保護者との信頼関係を築くように努めているものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） こういった案件について、救われた人も逆にいはると思うんですけど、そういう件数は把握はされていないと思いますが、ないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 解決といいますか、いわゆる要保護児童の対象というものが18歳までということでございますので、今回の相談件数につきまして、平成29年度が450に対して62、数字としては増えておりますけれども、新規が131ということですので、新規で増えている方が多いということは、なくなっている件数があるということで、単純数字でいきますと69件が終結を迎えておるということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 努力をしてくださっているおかげで、とりあえず69件という数字を聞かせていただいて少しほっとしております。まだまだこれから高い数字で解決しなければならない問題があるかと思っておりますので、引き続き、そこはお願いしたいと思っております。

では、6点目、こうした案件に対しまして、児童相談所の対応の状況について、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 児童相談所の対応の状況についてというご質問でございますけれども、児童相談所では、重篤なケースで児童の身に危険が及ぶような場合は、安全確保のため一時保護を行います。その後、家庭復帰に向けた面談や指導が行われますが、家庭へ帰すことが難しい場合には、施設への入所、いわゆる措置、もしくは里親への

委託などが行われます。

昨年、一時保護の件数は8件でございまして、そのうち2件が施設への措置を行って
おる実績でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） そうしたら、その施設なりに保護された2件のケースについて、
後の見守りなり、もう野洲から離れるんですか。どういうふうになるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 2件の施設の措置、それから一時保護の判断をした
段階で、その案件についての主の担当というのは児童相談所になります。措置についても
そのまま入りますので、その後、いろんなフォローについては児童相談所の方が行うこと
になっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということは、児童相談所の方になるので、一旦野洲市とは切
れるというふうに私は理解していますけども、後々のことは報告だけを伺っておられるん
でしょうか。全く切れるのではなくて、どういうふうにその方がなったかということにつ
いて、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問でございませけれども、そこの所管、
受け持ちの方が児童相談所になるということをお伝えしましたけれども、そこから状態が
よくなりまして、例えば、一時保護の解除にあたる場合については、そのまま引き継ぎと
いうことで連携をいたしまして、その後のフォローについて市の方も関わる場合がございます
ので、そういうような内容についての連絡、情報共有についてはさせていただいてい
るということでございます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 次に、スクールソーシャルワーカー配置の効果について、教育
長にお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） スクールソーシャルワーカーの配置の効果について、お答えい

たします。

配置の効果は2つあると考えています。1つは子どもや保護者への直接の支援に関する効果でございます。スクールソーシャルワーカーが、子どもや保護者との面談の中で、虐待が疑われる事案を発見し、関係機関の支援につながっているケースがあります。また、学校の事例検討会に入って、スクールソーシャルワーカーが福祉の専門家としての視点から教職員に助言を行い、子どもや保護者への効果的な支援につながっていると、こういう点が上げられます。

さらにもう一点は、教職員の資質向上と学校の組織力に関わる効果でございます。スクールソーシャルワーカーが教職員研修を行うことで、日ごろ、子どもと接する際の虐待を見抜く視点や、子どもを守るための組織対応の重要性を伝えています。また、子どもや保護者の言動を科学的に捉えて、生活環境の改善につなげていくことが期待されています。こうして、教職員の個の力を高めると同時に、学校全体の組織対応力の向上にも効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは学校サイドからのスクールソーシャルワーカーということで、効果について答えていただきましたけれども、同じ質問で、小さい子どもさん、児童、福祉部政策監の方では、今の見解はどういうふうになりますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 具体的な活動については、先ほど教育長の方で答えられたと思うんですが、学校を所管しております教育委員会、学校教育課も先ほどの要対協といわれる組織の中の構成員でございますので、その部分については情報の共有ということですので、要対協としても十分情報はいただいております。

あと、先ほどの答弁の中で言いました、個別ケース検討会議ですね、その検討会議の方にも、スクールソーシャルワーカーの方が出向いていただいて、その辺を聞き取っていただいた内容等のことからの助言等をいただいていることもございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーのこの配置というのは大変大きな意義があると思います。小学校に上がるまでの子や、また、上が

ってから以降も、ベテランの方、いろいろ経験された方が、こういった職域についてくださっているということは心強いものがありますので、今後ともよろしく申し上げます。

8番目、今後の課題について、健康福祉部政策監、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今後の課題についてでございますけれども、多くのケースは、虐待発生の要因である、保護者の持つ発達や精神的な課題、あるいは養育力の不足、貧困、子どもの持つ発達課題など、要因が幾つか重なり、複合的に絡み合い、複雑化しており、容易に解決が至らず、支援も長引いてしまう状況が課題となっているように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 本当にこの課題については、すぐにどうこうできるものでもなく、複雑化はしてきても、なかなか課題解決に向けてのことは難しいと思いますけれども、細かいところまでできるだけ入っていただいて、課題に向かって改善できるように努めていただきたいと、このように思います。

では、次、9番目、課題への今後の対策について、同じくお願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今後の対策ということですがけれども、先ほど5点目で、市の取り組みでも申し上げておりますけれども、児童相談所をはじめ関係機関が、情報の共有ですね、それと、それぞれの虐待要因に応じた役割分担を関係機関の方が行いまして、保護者面談、家庭訪問等により、子どもや保護者に対して継続的、丁寧に関わりを続けまして、粘り強く必要な支援を行ない、虐待の終結を目指すものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 何度かおっしゃっていただいている中にも含まれていますので、本当に夜中でもひょっとして呼び出しがあるかもしれない、大変激務な対応をいただいているかとは思いますが、命の関わることもありますので、ここらはしっかりといただきたいと思いますのと、先ほども言いましたが、やはりそういったことに対応して下さっている職員さんに対してのカバーというんですか、配慮をやっぱり忘れないように、そこらを私はさらにもお願いしたいと思っております。

それから、最後になります。野洲市の現状及び児童虐待に関する制度面について、市長にお伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の児童虐待に関する制度面の課題のご質問にお答えいたします。

まず、制度面から行きますと、児童福祉法が基本になっています。日常的な子どもたちの成長も含めて、虐待等の支援は市町の役割です。それを助言したりバックアップするのが児童相談所という位置づけです。

児童相談所は、ご承知のように、都道府県、そして政令市、今回、制度改正で中核市も持つようになっていますが、野洲市レベルでは持たないということですから、一番大事なのは、市町の児童虐待なり、子どもの対策、対応するかの人的な、そしてノウハウの充実というようなことになっています。

野洲市の場合、私の就任したとき、まだ福祉事務所もできていませんでした。福祉事務所体制を整えると共に、子ども担当課を3つに分けて、現在もその形ですけれども、幼稚園、保育園、学童をやる子ども課と、児童家庭課、そこにさっきから話が出ています、あえて虐待を特に担当する相談室、家庭児童相談室を設置しました。

先ほどの要対協も、構成のところで政策監はふれませんでしたけれども、単なる代表とか機関の人というわけではなしに、専門家を入れるということにしました。当時、専門職で、嘱託職員で熱心な人がいて、私も関心はあったんですけど、ぜひに要対協に専門家を入れてほしいということで、今もご協力いただいていますけれども、龍谷大学の山田先生、当初からこの制度設計に関わってもらっています。それと、家庭児童相談室にも、さっき答えがあったように、専門資格を持っている職員を採用して入れるとか、職員が資格を取るかという形で充実をしてきております。その結果、10年前と比べて、恐らく10年前は80件ぐらいだったと思うんですけども、先ほど話にありました512件、一時は倍々ということで増えていたと思います。

今、全国の事件を見ていると、職員が悪いわけじゃないんですけども、体制が大変だから、どうしても手薄になる、逃げるということになるんですけども、野洲市の場合、かなり積極的に攻めの姿勢で対応をしてくれています。家庭児童相談室がメインですけども、もう一つの野洲の資源である市民生活相談課が持っている仕組みを使っています。

先ほどの議論から出ていますように、貧困ですとか、育児の不安ですとか、経済的な問

題、そういった全体と絡んでくるということで、今、重要な役割を担っているのは、単なる福祉部門だけじゃなしに、保健、特に健康推進課、乳幼児健診等々、虐待がわかってきますから、それを家庭児童相談室だけでは統合できない。それと、あと法的な問題があるので、今申し上げたように、野洲市の市民生活相談の枠組み、資源を使うということになっています。

それで、制度面の課題が何かといいますと、全国で一律にこういう体制がなかなか敷かれてないと。財源的にも人的にも、虐待対応の市町村の窓口強化をするというのはもう一つ重要なところですよ。国は児相の職員を2,000人増やすとか、2,500人増やすと言っていますが、それは大事なことで、児相の施設も人員もぎりぎりになっていますから。

ただ、児相の役割というのは、虐待があったときに、家庭、保護者から子どもを引き離して、一時支援をします。一定の問題解決にはなりますけども、先ほどご指摘のあったように、また家庭に戻ってこないとだめでして、一番重要な役割はやっぱり市町村、あるいは市町村が関連している関係機関の役割ですが、そこがうまくつながってない。

もう一つ大きな問題は、情報がつながってないわけです。いわゆるカルテが存在しない。だから、全国的な悲惨な問題を見ていると、府県を移ったときに状況が一層悪くなっています。国の制度では、リスクアセスメントシートというのがあるんですけども、紙ベースで、状況が変わったら一々書きかえないといけないので、野洲市でも使ってないんです。だから、そういうところは、これは市町で独自に工夫したって意味がないので、国ベースで早急に電子化するなり、いわゆる電子カルテみたいなものをつくって、A県からB県へ移ったときに、今までの状況がきちっと履歴が積み上げられるようなものを共有化する、これはもう喫緊にやらないとだめです。ですから、情報が伝わってない。

それと、今、野洲市でも結構他府県から移ってこられるんですけども、どんなことをやっているかと言えば、A県から児相関連で来られたら、滋賀県の児相の職員とその中国地方だったら中国地方の児相の職員が野洲の市役所へ来て、野洲の市役所の職員と合わせて、フェーストウフェースで情報交換をしていると。これは悪くないんですけども、こんなことをやっていたら不安になりますよね。だから、もっと情報の共有化をきちっとシステム化するということです。

それと、先般も要対協のときにちょっと終わってから山田先生と意見交換をしていたんですが、私もそう思いましたが、先生の指摘では、これほど件数が多かったら体制がもた

ないので、重篤なものとは重篤でないもの、重要なものにもっと資源を充てて、重篤でないものについては汎用化した手続でやっていかないといけないと。そこには今はやりの、本当はもっとAIを使ったりして判定して共有化するとか、もっともっとシステムを国で真剣に考えていかないといけないと思っています。あえて言えば、介護保険と同じように、要支援1、要支援2とか、要介護1とか、今、認定制度もないですから、重篤さに応じて認定をしていって、ケースとして扱って解決まで含めてやると。介護保険のシステムも万全ではないんですが、というのも、少なくともそういったシステム化も制度面での課題ではないかなと思います。

ただ、そんなことをいつまでも言っておられないので、日々職員が頑張って対応はしていますが、一方では、今ご質問いただいたような根本的な制度改善を国レベルで取り組む必要があるし、私たちも提案をしていきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 本当に今は総称して情報の共有化、それから根本的な解決をしていかなあかんということなどを言っているわけですが、これは市のいろんな問題、各市はあると思うんですけど、今、市長が言われたような課題については、国の方に申し述べる機会というのは、直接委員会には、協議会には携わっておられないと思えますけど、職員を介してそういうルートというのか、あれされるんですか。どんどん国に言うてもらわんと、本当に野洲市だけで毎々してもだめですから。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回、民生委員さんの制度も破綻しているんで、今、政策提案していますけども、もう少し政策パッケージにして提案をするということにしていきたいと思っています。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。本当に1足す1は2で解決できない、もう本当に大きな問題が山積している中で、こうして野洲市でも取り組んでくださっていることを感謝申し上げたいと思いますし、今後もどういう問題、事例が湧いてくるかわからないですけども、やはり私は今、市とか解決がどうのよりも、もっと親の問題が大事やなと私も考えております。本当にしっかりと子どもを産む時点で責任を持って、やっぱり子育てをしていく根本は家族ですから、特に保護者の皆さんがしっかりとっていただきたいと思っております。

また、つい先日の8月28日には鹿児島県出水市での大塚璃愛来ちゃん、4歳が保護者の虐待により、4回の通報、一時保護にもかかわらず、幼い命を落としました。また、児童虐待の加害者の傾向として、明るく社交的でみんなに好かれる人、家事を分担して妻を助ける人など、表向きはよいところを装っておりますが、まさに鬼の所業であります。また、特に再婚に多いケースとして、自分の立場が危うくなることを恐れ、夫に従い、虐待を見て見ぬふり、いわゆる心理的DVが重なり合っていると思います。諸外国に比べ、日本は児童虐待に対する法的な整理が遅れていると聞き及んでおります。一刻も早く法律の不備を排除し、安全な居場所に救い出せるよう、行政自治体が即応した児童福祉法の改正に動き出し、児童虐待に歯どめがかけられるように切に願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を10時20分とします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第9号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 野並享子です。大きく4点にわたって質問をいたします。

まず第1点目は、災害時における市民生活の支援についてお尋ねをいたします。

大規模災害が起これば、衣食住をたちまち確保しなければならず、防災のマニュアルにも手立ては明らかにされています。当座は、避難所であり、非常食であり、支援物資などですが、それ以外にも支援が必要です。

まず第1点目にお尋ねいたします。大規模災害時における支援体制は、居住の確保、市税の減額・免除はマニュアルには書かれていますが、国保税や介護保険料、後期高齢者保険料の減額・免除、就学援助の適用、保育料の減免などの対応についてはマニュアルに書かれていません。それぞれどのような対応を想定されているのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、野並議員の1点目の災害時における市民生活の支援はのご質問の中の1点目、大規模災害における国保税の減額・免除などのマニュアルに記載されていない対応はどのような想定をしているのかについてのご質問にお答えをいたします。

災害時においては、被災者に災害支援を確実に提供する体制づくりが必要であると考えております。そのため、災害時、災害対策本部の各班におきまして、任務分担されました相談窓口を設けますが、担当所管業務だけでなく、支援に該当すると考えられる業務についても、各相談窓口の担当者が連携して被災者の支援を確実に進めたいと考えております。

現在、昨年度策定いたしました業務継続計画に引き続き、発災後3日間に特化した防災初動マニュアルの見直しを全庁上げて取り組みを行っているところでございまして、災害時の各相談窓口の連携についても確認を行っていきたくと考えております。

さらに、各所属間における情報の共有化が不可欠になってまいりますことから、発災後には被災者支援システムを活用して、情報の共有化を図り、適正な被災者対応を行ってきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 災害が発生したときには、本当に目の前のことに追われるというふうな、それぞれ被災者の状況やと思います。そういう中で、相談窓口は連携をしてというふうなことが言われました。こういった大規模災害の場合は、激甚災害が適応されて、国からの減額とか免除とか、そういう通知がざっと来ると思うんです。そういう中で対応がされていると思うんですけども、こういったところの激甚災害が適用されない場合の個々の自治体では対応が迫られますね。自治体での責任として迫られると思うんですけども、そういうふうなことのときも、同じように、今言われたような、そういう体制がマニュアル化されているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 激甚災害になった場合の場合は災害対策本部等の、今のこの防災計画の方でさせていただきますけれども、そういった小規模で激甚災害にならなかった場合といますか、生活支援の対象にならなかった、国の制度の対象にならなかった場合については、個々の制度の適用ということになりますので、そこは現在、市民生活相談課を窓口、さまざまな支援をさせていただいているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今言われた市民生活相談課が対応をしていくというふうなこと

をおっしゃったんですけども、2点目に移りますが、小規模の場合、例えば災害で火災によって全焼して住居が失われて焼け出されたというふうな、そういったときにも同じように対応をされるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、2点目の野並議員のご質問にお答えいたします。

ケースが多課に及んでおりますので、部分的には健康福祉部の所管もありますので、私の方でお答えする部分がありますので、お答えさせていただきます。

まず、ご質問の激甚災害に指定された場合の国庫補助というのがあるんですが、これにつきましては、公共土木施設等の被害、農地等の被害、中小企業者等の被害に対する措置となっております。住宅再建に係る補助はございません。

そして、ご質問の住宅の損壊に対する支援ですが、まず、大規模災害を含め、現行制度について少し触れておきたいと思います。

野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例による被災した住宅を建て直す際の災害援護資金の貸付制度の適用につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する大規模な災害であり、現在までに適用事例はございません。

次に、激甚災害の補助とは別に、国の制度において、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度がございまして、当該制度の対象となる自然災害に該当しますと支援金の支給がありますが、県内では該当となった自然災害はございません。ただし、個別に対応している事例がありまして、平成25年台風第18号では、滋賀県は激甚災害の指定を受けましたが、国制度での被災者生活再建制度の該当にならなかったことを受け、県単独で、平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金交付要綱を制定され、支援金を交付されたところでございます。これにつきましては、野洲市内では該当がなく、別に支援金として、床下浸水、床下と床上では諸条件が変わってくるわけですが、支給されたケースとしては、床下浸水分で7件7万円の支給がございました。

その後、滋賀県では、国の被災者生活再建制度の該当にならない、県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生した場合等に対して、滋賀県被災者生活再建支援事業費補助金交付要綱を定められ、市町が被災住民に対して交付する支援金について、補助金を交付する制度を創設されました。これを受けまして、本市では、市町の対応になりますが、野洲市では、県要綱に該当する自然災害が発生した場合に対応した野洲市被災者生活再建支援制

度、これは被災者に対する再建の支援金交付要綱、できるものでございますが、要綱として定めておりますが、これを設けまして、その都度、都度、設けるということにしております。

県要綱に該当する自然災害よりも小規模の災害、先ほど5世帯以上というのがありましたが、それらの災害につきましては、基本的には個人が加入する損害保険等で対応されるべきものと考えておりますので、現在のところ、市単独での制度の拡大は考えておりません。

また、市では、単独の災害でありましても、災害による住宅の滅失を事由に入居に係る公募の例外として、市営住宅に入居していただく支援をしております。平成26年度以降でいいますと、3件の実績がございました。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 大規模の場合は国もそういう形で激甚という形になります。県が5世帯以上というふうな形での部分をつくられたというところ辺、今、最近、竜巻の発生とかいろんな形で、大規模ではない、そこだけとかいろんな形での災害が起こるといような状況で、県のこの基準以下の場合は今、個人でというふうなことをおっしゃったところ辺になるわけなんではないでしょうか。私は、大規模であろうと小規模であろうと、その方にとったら大変な状況になると思いますので、それはやっぱり1人のところからでも救っていかなくてはならないのではないかというふうにも思います。

一番最初に私がお尋ねしたのは、こういった災害が起こったときに、さまざまな減額、免除制度でいっぱい、行政は申請主義ですから、自分で申請しない限りそういったものが受けられないという状況ですので、だから、いろんなこういうふうな減免がありますよと。国保税は国保税で減免が条例上はあるんです。それぞれ減免の部分においては、条例上はあるんですけども、一個人にとったらそういうことを知らない、何も恩恵というのかな、制度を活用することができないというような状況が他市で起こったということをお聞きしましたので、もう本当に税務課に行き、福祉課に行き、教育委員会に行き、あっちに行き、こっちに行きという、もう本当に被災されて大変な状況の中で、庁舎をあっちこっち回られるというふうなことが起こったということですので、野洲市の場合は市民生活相談、先ほど言われた生活困窮者のところが全てを網羅してやっているというふうな状況があるかと思っておりますので、そういうふうなところ辺にきちっと導いてあげて、一遍で、市役所

に来られたら一遍で物事が解決できるというふうな、そんな体制になっているのかどうか。先ほどちょっと言われたんですけども、たとえ1人の人であろうと、そういうふうな形になっているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 個々の災害に遭われた方でも、しっかりと連携して支援ができてきているのかというようなご質問であったかと思えます。

例えば、台風で被災されたり、火災で被災された方の場合は、罹災証明書等が発行されますので、まずはその被災された例でいいますと、ごみの対応、こういったところはもう相談されたときに、クリーンセンターにつながるとか、住居が確保できていない場合は、一時的に相談されたところで住宅課へつなぐとか、あと、また家財等がやはりなくなった場合は、市のリユース制度がございますので、そういったところで対応いただくとかの対応は、個々、危機管理課が対応した場合はそのようにさせていただいております。

あと、個々のやはり減免猶予とか、保険の相談等につきましては、やはり市民生活相談課の方をお願いいたしまして、その方が高齢者であるのか、子どもさんがいらっしゃるのかというのは個々によって生活が違いますので、あと法律相談も含めて、市民生活相談課の方で対応いただくようにしております。大規模災害が起こった場合は、現在、初動マニュアルを見直しておりますので、こういったところで必要な支援策に対する一覧表等を今、集約しているところでございますので、そういった情報も兼ねて、今後強化ができると思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 大事なことで、私は従前から、1人を伸ばせない制度は制度じゃない、1人を救えなければ制度じゃないと言っています。ただ、最初からお一人のための制度設計というのは、これはなかなか難しいと思います。昨日も山崎委員からご質問があった急傾斜地でも、やはり一定の社会資源を使って制度化するんだったら、5戸以上とか3戸以上とならざるを得ないんですが、今、野並議員が心配しておられるお一人でも、1戸でも、これはやはり個別の対応をすべきと。市民生活相談の方針でやっているのは、アウトリーチと言ってくれていますし、コンシェルジュ機能、総合的に対応すると。だから、さっきの申請主義じゃなしに、こちらから出かけていく、アウトリーチすると。現に市民生活相談の相談の照会、一番多いのはやはり納税課と、あと健康推進課、そういった

ところからの相談、あと市営住宅もありますし、だから、そういう形でネットワークが張られているので。ただ、最初から制度設計ができるものではないので、この考え方でいいのではないかなと思っています。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 野洲はいいシステムといいでしょうか、本当に市民生活相談が窓口でさまざまな相談のことをやっていたらということ、野洲は、そういう、あっちに行ったりこっちに行ったりというふうなことになるように、何かその人がどこに該当するのか、高齢者世帯と子育て世帯とではまた窓口が違いますから。けども、そういうところで職員が対応をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 野並議員、申しわけないです。健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可します。健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 済みません、先ほどの回答の中で、台風18号関連のときに、野洲市内の床下浸水に係る部分で、正しくは義援金と申し上げるべきところを、支援金と申し上げたようですので、義援金でございます。

それともう一つ、確認の意味で改めて申し上げておきますが、県要綱に基づいて野洲市で定めます再建支援金の交付要綱につきましては、県もそうなんです、その都度、都度、その災害をその規模によって適用するかどうかを定めますので、その都度、都度、定めていくという性質のものでございますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次の質問に移ります。医療費の無料化の拡大について、お尋ねいたします。

これまで何度も議会で医療費無料化の拡大を求めてきました。全国的には中学卒業までの無料化をしているところが88.9%にまで広がりました。県下でも就学前までのところはもう少数になってきています。

第1点目として、6月議会で2021年度には財源が確保されるので、せめて小学校3年生までは医療費の無料化を進めていきたいと市長が答弁されましたが、2021年度実施ならば、2020年度にはシステム改修の予算計上をすべきところではありますが、検討はされているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、野並議員の医療費の無料化の拡大に関するご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の2020年度予算に福祉医療拡大に係るシステム改修の経費の計上の検討状況のご質問にお答えをいたします。

子どもの医療費助成制度の拡大につきましては、本年6月議会で東郷議員の一般質問で答えいたしましたとおり、都市計画税導入後、できるだけ早い時期、一番早く令和3年度と答えしたところがございます。現在、令和3年度当初から開始という前提で検討を進めておりますので、当然、システム改修費用等の必要な経費につきましては、令和2年度での予算計上を考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 2020年度でシステム改修の予算を計上して、21年度実施ということで進められるということで、喜んで、皆さん、今日聞いておられる市民の方はほっとしておられるのではないかというふうに思います。

第2点目、6月議会の答弁で、医療費無料化で幾らぐらいの財源が必要なのかという質問に対して、草津市が1レセプト500円の一部負担のことも引き合いに出されましたが、県下で一部負担導入は少数である。また、導入時は所得制限があった甲賀市もなくしているというのが現状でありますので、当初から全額無料にすべきであると思いますが、見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、2点目の拡大分についても全額無料にすべきとのご質問にお答えいたします。

ご質問の1レセプト当たり500円の一部負担金の件につきましては、同じ湖南圏域内の草津市で先行実施しており、栗東市も草津市と同じ取り扱いで令和2年4月実施が予定されております。また、守山市につきましては、実施時期は未定で、一部負担金の導入の有無も不明でございますが、市長の選挙公約により、対象年齢の拡大の方向で検討されておるということをお聞き及んでおります。

また、休日急病診療は湖南4市の広域事業としていること、医師会を見ましても草津栗東医師会と守山野洲医師会とが深い連携関係にあること、医師会側からも湖南管内でできるだけ統一した制度の方が望ましいとのご意見もあるため、湖南管内各市の動向も視野に

入れ、現段階では、1レセプト500円の一部負担金を設ける方向で検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 6月議会の答弁を聞いていて、布石が打たれたなというふうに思ったので、今回、質問をさせていただいたんです。多分、右に倣えという形で、湖南全体でという形で、草津の一部負担のところに関わられるのではないかとということで、私は全額、当初から無料にすべきだという、今回、2点目の質問をさせていただいたんです。

そこで甲賀市の問題、私はここで質問も出していますよね。当初、甲賀市も一部負担で導入をされました。けども、今年からかな、もう一部負担をなくす、所得制限があったんですけども、所得制限を取っ払って、全員に無料という形になってきました。ですから、野洲守山医師会同様というふうな形でまた、そういうところに同じベースで合わせていくのではなくて、野洲としてはやはり全部の子どもたちの部分で無料で行くんだという、そういうスタートを切っていくことも私は必要でないかというふうに思うんですけども、どうなんでしょうかね。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、再質問にお答えいたします。

1点目のお答えで、圏域、生活圈も含めて、同じエリアにあります。また、一方、医療費の必要の度合いを考えてみますと、生まれて、新生児、乳幼児を経て学齢期に至るわけですが、人は成長するにつれて体の抵抗力もついてきて、罹患率もだんだん成長と共に少なくなっていく。つまり、病気にかかる度合いが少なくなれば、当然、医療機関にかかる度合いというか、頻度も減ってくるという中で、今考えておりますのは学齢期3年生までと、草津同様考えておるわけですが、4年生からは従来どおり適用なしと、通院は適用なしということを考えますと、ある意味、激変緩和ということが適切かどうかは別として、今、新生児から乳幼児まで、就学前までは無料、今度考えております3年生までは一部負担を設けて、若干新生児、就学前の子どもよりも負担は発生すると。4年生以上は適用はありませんので、その間の措置については語弊がありますが、それは成長と共に医療にかかる頻度も下がりますので、そういう意味では、ある意味、世代間の公平を図るという観点においても、一部負担を設けることは一定の合理性が、そういう意味ではあるのかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 草津の今、市議員選挙が行われていまして、草津の市民からは、3年生までの一部負担、4年生からないというふうなところ辺で、4年生以降も医療費無料の方にしてほしいという声が出ていますし、一部負担そのものもやはり他の県下の中でも、もう高校まで無料というそんなまちもありますから、ですから、全体的な流れとしたら、私は無料で行っているというふうに思います。先ほど言いましたように、中学校卒業まで無料にしているのが、本当にもう88.9%、どんどんどんどん本当に年々増えていっています。ですから、国に対して無料に、国としてやるようにというふうなことも、私どもも言っていますので、やはりそういう意味においては、一步前進、今の答弁を聞いていて、今までよりかは一步前進とはいうものも、やはり、段階的と言われたのか、何かちょっとずつ増やしていったら負担が緩和されるみたいな、そういうふうな感覚ではなくて、やはり子育て支援ということで、野洲もこれは全額無料から進めるべきだというふうに思います。この問題は多分もう平行線のままになると思いますので、そういうふうに指摘をしておきたいと思います。

次に移ります。野洲市非核自治体宣言を実のあるものにするために、質問をいたします。

今年は原爆投下から74年目、今、世界の動きは核兵器廃絶の運動が大きく広がっている一方、トランプ大統領は使える核兵器の開発に乗り出すと共に、中距離核戦力全廃条約がなくなってしまうという状況になっていまして、アメリカとロシアの軍拡競争の気運が本当に高まってきているという状態であります。

来年は国連で5年に1度の核不拡散条約、NPT、再検討会議が開かれます。今年の原水禁世界大会では、21カ国85人の海外代表と6,000人を超える方々が集まり、2020年の被爆75周年に向けた世界的運動が呼びかけられました。アメリカの平和運動家が提起した原水禁世界大会をニューヨークでも開くという構想が歓迎をされていました。

また、広島、長崎の両市長は、平和宣言で日本政府が核兵器禁止条約の積極的対応や参加を求めました。

しかし、今年も安倍首相は禁止条約には全く触れませんでした。被爆者が高齢化する中で、「残された時間はあとわずか、どうか核廃絶の訴えを続ける被爆者の願いを受けとめて下さい」と訴えられています。このような状況の中で、以下の点を質問したいと思います。

第1点目、平成27年から、平和首長会議からこの野洲市が脱退をされていますが、全

国的には9自治体のみであり、なぜ脱退をされたのか、市長の真意をお尋ねしたいと思えます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の平和首長会議脱退のご質問にお答えします。

全く同じ質問は、平成29年第4回定例会で東郷正明議員から質問がありまして、明確にお答えをしたつもりですし、今も考えは変わっていません。

私が就任した平成20年度に、それまで入会してなかったんですが、入会いたしました。その後、27年度に制度変更があって、メンバーシップ納付金制度という制度が導入されて、当時は2,000円、市から払うという制度でした。それまでの会の性格としては、被爆都市が中心となって取り組まれていた呼びかけに応じて賛同するという形になっていました。ですから、毎年の総会とか活動報告とか、出すメッセージの合意形成とかといったものがなかったわけです。ただ、市民の税金で2,000円なり払うとすると、やはり性格が異なってくるということもあって、その2,000円を払うのであれば、別の活動の中で平和を訴える取り組みを市民の皆さんと共にやった方がいいのではないかとということで、脱会をいたしました。

先般の野並議員のご質問とは連動してなかったんだと思いますが、市民の方から偶然、「野洲市が入ってない、恥ずかしい」というお手紙があったんですけども、今申し上げたことと同じように、もう少し丁寧にお返事を書きましたら、よくわかったということで、おおむね了解のお手紙を再度いただきました。やはり両市の首長がメッセージを出していますけども、いろいろやはり思いがあると思います。ということで、入ってない。

ただ、核兵器廃絶ですとか平和への思いは決してその入っている方と劣ってはいないと思いますので、全てが全て入るといえるものはむしろ、余り言葉がよくないですけど、大政翼賛型なので、何も入らなくてもいいのではないかなというふうに現時点でも考えております。ましてや、今、6,000円までなっていますので、決算報告も予算もないような、多分、今もないと思うんですけども、そういうものに入るよりは、別途財源を使った方がいいのではないかなと考えております。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、平成29年の8月の答弁の中に、運営等について少し違和感が出てきたということをおっしゃって、今言われた性格が異なってきたということと同じ意味を言われているんでしょうか。この未加入のところ、2018年で25あったんです

けれども、今、9自治体ということで、毎年、この加盟をしてもらおうようにということで、職員の方が、このセンターの方が訪問したりとか、文書を発送したりとかということが行われているということなんですけども、野洲市にも来ていると思うんです。残っているところに、ぜひ入っていただきたいと、100%を目指したいということで、平和首長会議ではそういうふうなことも方針として出されていますので。この9の中には、佐世保もあります。佐世保市は市議会で2012年に加盟を求める請願が出されたときに、議会が否決をされている。その後、2016年の市議会で、合意形成ができていないから加盟を見合わせるというふうな形の答弁がされておられます。けども、未加盟の都市も平和の理念はおおむね理解されているということで、加盟によって自治体の活動が縛られるといった誤解は粘り強く解消したいということをお話されているんですけども、やはりこの平和首長会議が、国として核兵器をなくしていきたいという被爆者の思いに伝えていくというところにおいて、100%は大政翼賛会ってそんなのではないと思うんですよ。核兵器をなくしてほしいというのは、これはもう全世界の状況で、今、世界中でも163カ国、7,785都市のところ、どんどんこの平和都市宣言に加盟をするという国、都市が増えてきているというところにおいて、世界中でやはり核兵器をなくしていきたいというのが広がっている中で、野洲市で加盟をしない、何でそういうふうな、何かいじみみたいな感じをするんです。何なんだろうと。この平和首長会がそんな悪いものではないのでね。私は市民の皆さんが、2,000円が6,000円になったということで、6,000円を出すことでそんな監査請求が出るような話ではないと思いますよ。本当に市民の皆さんの、唯一被爆国の日本として、以前にもこの野洲市の中にも被爆手帳を持ったお方がおられました。今もまだおられるのかどうかちょっとわからないですけども、そういう方がやはり野洲市の中にもおられて、そういう方々の思いを、市としてやはり具現化していくというのは、この平和首長会議に入っていくということではないかと思うんですけども、行事をやっているとか、そんなんはみんなやってはりますよ、どこのまちでも。佐世保でもやってはります。どこでもやってはります。それはもうどこでもやっていることですから、やはり核兵器廃絶とか平和とかを願われているんだったら、やはりもう一度入っていくべきだというふうに私は思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いじみでやっているわけでは全くないです。当時、庁内で議論したんですけど、私のポケットマネーで払えるものかというたら、それはだめだと。だから、

税金だと。制度論です。きちっとした総会とか、予算、決算報告が毎年あるのであれば、その2,000円はわかりますけども、やはり透明性が必要だと思います。何も全てがそこでしか活動ができないものとは違うと思います。今、税金で負担させてもらっているのは、市長会、これは滋賀県市長会にお金を払って、近畿市長会、全国市長会という形でお金が流れていっていますけども、これでいろんな議論をしたり、政策提言をしたり、個別の活動もしているわけですけども、それは私はそれでいいと思うんですけども、平和首長会で全て平和を訴えないといけないのかといえば、そういうものでは私はないと思うので、私はいこじに脱退したわけと違って、なつてすぐに、入ってなかったら自ら職員と議論して、入ったらどうかというので入りにいったわけですね。でも、突然、2,000円が高いかと言っているわけと違いますよ、市民の税金で負担するのであれば、きちっと情報が共有化されて、意思が通るものでないとだめだと思ったから、とりあえず一回脱退しようということでした。当時は結構、ある程度あったんですけども、今おっしゃったように9です。京都府も幾つか入ってないところがあったんですけども、市長さんが変わったら、この間調べたら入っていたまちがあります。アメリカの今、トランプさんの移民対策の問題も、私たちが思っている以上に、州ごとに、もっと寛容といいますか、移民受け入れの取り組みをしているところもあります。あれもご承知のようにいろんな組織があつて、移民受け入れの活動をしています。全国統一するまでしようなんてことは考えていません。それぞれの州の中で、その市民の自治の中で、移民を受け入れる、移民を守ろうということをやっているわけであつて、平和も同じで、全国全ての首長会、市の会と違って首長会で、税金で経費を払うと。そのあたり、だから、この意味でどこかが何かをやるんだつたら私はいいと思いますけども、決していこじでこだわっているわけではないので。むしろ平和維持活動、平和実現活動というのはいろんなことがあつたらいいわけで、みんなが入らなあかんといつたら、野並議員も今の最大政党に入られたらいいんじゃないですか。同じことですよ。

○14番（野並享子君） そんなん関係ない。

○市長（山仲善彰君） その方がいいんじゃないですか。政党とこれは違いますけどもね。

○14番（野並享子君） 全然違う。

○市長（山仲善彰君） 違いますけども。

○14番（野並享子君） 全然違う。

○市長（山仲善彰君） みんなが入った方がいいとおっしゃるんだつたら、同じものにみ

んなが入ったらいいとおっしゃるんだったら、最大政党に合流されたらいいんじゃないですか。いずれにしても、議会で皆さんが入ろうというふうに言われたら私は拒みませんが、私としてはその制度論にひっかかる。それと、今回、はからずもですけども、それと、広島市長は全国市長会に一切出てきません。政令市でも出てきている市長と出てきてない市長がありますけども、本当に訴えるんだったら、出てきて、副市長か何かも欠席が多いです、見ていますと。私が知っている限り、長崎市は出てきますけども、広島市は全国市長会には出てきてないと思います。

それと、先般の副読本、これは提案された議員の論理と私は全く違います。終わってから教育委員会に広島、長崎の対応をすぐに確認してもらいましたが、全然関知していませんでした。ノーマークでした。私がここで読んでいて一番ひっかかったのは、広島、長崎、第五福竜丸が書いてないことも、これは部長会議で言っていますけども、全然。もっと敏感でないと。これは結果論ですけどもね。だから、その程度という悪いんですけども、私はそういう実態を考えても、考えは変える必要はないんじゃないかと。

かといって、核兵器は、私ははっきりと、野並議員の質問にも、核兵器廃絶条約には参画すべきやとはっきり堂々と言っています。これを言える市長ってそんないませんよ。そんないない。ましてや、副読本をこの間読んでいたら、広島県の教育委員会に市民の方が行ったけども、堅持するというふうに広島県は言っていたらいいじゃないですか。私は議員さんの論理とは違う問題点で、教育委員会の判断は是としましたけども、でも、それすら言える首長がない人がリーダーシップをとっている組織ではないかなと思います。あえてご質問があったから、本当はこの点は触れるつもりはなかったんですけど、ぎりぎり、いじとかそんなことをおっしゃったので。ぜひ最大のところへ合流されたらいいじゃないですか。100%を目指すのやったら。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 思想信条の自由というのがありますので、そういうふうな問題とは全く違います。平和に関してとか、核兵器に関してというのは、私は保守の方であろうと、革新の方であろうと、核兵器をどんどん持って、どんどん使ったらいいんやと言うような方は、私はおられないと思います。それはもうどの政党の中でも、そこには一致できるんじゃないかというふうに思います。ちょっと安倍首相は違いますけどね。あの方はちょっと違うんですけども、本当に日本の中で、滋賀県の中で野洲市だけが入っていないというのはちょっと本当に、私はほんまにいじと違うかなというふうに思うぐらい、何

なのという。

先ほど、決算がどうのこうのと、それも全部出ています。第8回平和首長会議国内加盟都市会議総会というのがあって、私、アップしたんですけども、ちゃんと決算報告という形で、29年度決算という形で出されています。この29年度のときには、納めはったのは国内で1,048自治体、海外では168自治体、国内では209万6,000円、海外で229万5,096円ということで、年額2,000円以上の納付を納める自治体もあるというふうな形で、あと支出の部分もきちっと書いております。この中に、核兵器禁止の早期締結を求める署名活動の展開とか、また、2020年のNPT再検討会議第1回準備委員会での配布物の作成とか、きちっとどういうふうなところに充当しているのかというのも明らかにされています。ですから、何もわからんと言うのではなくて、そして、いろんな宣言文やらも出すにあたっては、この加盟しているところに、こういうホームページがありますし、毎月ホームページは更新しているというて書いています。私もこの会のメールのところにアップしました。お尋ねしました。どういうふうな決算をされているんですかというて。そうしたら、1日、2日で向こうから送られてきました。こういうふうにやっておりますということで、本当に事務局もきちっといろんなことをされていますし、いろんなそういう文書やらも、こういうふうなのを出したいと思うとか、いろんな取り組みをこういうふうにしようと思っているとかというふうなことはきちっと明らかにされていますので、そんな何か性格が変わったとか、何か上に違和感があるとかというふうな内容ではありませんので、ちょっと市長の見方が違うと思いますね。本当に核兵器をなくしていこうという被爆者の皆さんの思いに答えて、やはり野洲市としても加盟をすべきだというふうに私は思いますので、もうこれは平行線ですので、もうここで次の2点目に行きます。

国連で核兵器禁止条約が成立しました、2017年に。唯一被爆国の日本が署名をせず、批准もしない状況であり、今年の広島市長や長崎市長から、日本として批准すべきと強く求められました。市長はこの日本がこの核兵器禁止条約に署名をし、批准をすべきと考えておられるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 前もご質問にお答えしたと思いますけども、当然、すべきと考えています。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君）　そうお思いであるならば、この平和首長会議は国に対してそういうふうなことを申し入れる要請を内閣総理大臣、安倍晋三様という形で、そういうことをちゃんと主張をされておられます。ですから、今求めるべきは、やはり国がこの批准をしていくべきやということですので、各まちからもそういう思いを突きつけていくべきやというふうに思いますので、そうすると、やはり首長会議に加盟をして、その同じ土俵の上からぐっと押すという、そういうことをやるべきだというふうに思います。これもまた話は平行線になると思いますので、もうこれで終わっておきます。

次に、4点目の高齢者の障がい者介護の施策について改善を求めることの質問をいたします。

介護の社会化ということで、介護保険が導入されて19年が経ちました。この間、さまざまな改定が行われ充実してきた一方、ニーズに応え切れない状況があります。今回は紙おむつの問題と65歳以上の障がい者の介護問題を取り上げたいと思います。

第1点目、現在、紙おむつの助成事業は月5,000円だが、とても足りないという声を聞きます。制度の出発は1万円でありましたが、紙おむつが使い切れない方がいるということで半額になりました。現在、足りないという方に対する措置が必要ではないかと考えますが、答弁を求めます。

○議長（橋　俊明君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君）　それでは、野並議員の高齢の障がい者介護の施策について改善を求める中のご質問の中の1点目の、紙おむつの助成事業についてでございますけれども、助成金を減額した経緯もございますので、丁寧にお答えの方をさせていただきますと思います。

今年度4月、平成31年4月の実績をもとに、まず実態の方を申し上げますと、助成券を交付した人は348人でございまして、そのうち90%にあたる313人が助成券を使用されました。その使用者のうち78%にあたる244人が、限度額の5,000円まで使用されています。

ただ、この5,000円分の助成券を使用される方が、実際幾ら分の紙おむつを購入されたているのかにつきましては把握できておりませんので、例えば、寝たきり度Bという基準がございしますが、座位が保てて、介助により車椅子に移動が可という状態の寝たきり度Bの方で、排泄におむつを併用されている方を想定して試算いたしますと、1日に4枚程度、1ヶ月で約120枚と試算します。一般的の商品でございまして、単価は30枚入り

で2,000円という数字に当てはめると、1カ月で約8,000円程度購入されているということになります。この8,000円の金額につきましては、助成金額が1カ月1万円当時であった平成18年の平均購入額が、その当時で7,900円と非常に近似値でございますから、今の平均値としてもおおむね正確な値ではなかろうかと思っております。

このような結果を踏まえますと、確かに野並議員がご指摘されるように、5,000円では足りないのではないかという助成対象者がおられることは認識いたしますけれども、この事業は、あくまで介護用品購入費への補助事業であるわけでございます。したがって、費用額のどの程度まで補助するかについて、他の制度との均衡、財源に照らし合わせての制度の持続性の観点、あるいは周辺の他市の水準等々を総合的に勘案して設定すべきものであると考えております。実際、平成19年度には、現行の5,000円への引き下げがなされたときに、当時の助成率、いわゆる7,900円程度の平均使用に対して、1万円の支給がされていたその分がございまして、事務事業外部の事務事業評価の外部委員会の方から指摘の方がございまして、近隣各市の水準などを斟酌いたしまして引き下げが決定された経緯もございます。

以上のようなことから、また現在の試算結果に照らし合わせて、現行の補助金額を引き上げることや、足りない方への上乗せの措置については考えてございません。

なお、このおむつ助成事業につきましては、高齢者の介護に係る事業であることから、平成21年度以降、介護保険事業の特別会計の地域支援事業において、国、あるいは県の財源も得まして費用を支弁しております。しかし、こういった介護用品の支給事業につきまして、国が既に、本来は介護保険の横出し給付方式とすべきことを通知されておりました。令和3年度からの第8期の計画においては、地域支援事業ではなく市町村の特別給付に移行して、市費と1号保険者だけの保険料だけで賄わなくてはならないというように見込んでおります。

したがって、今の制度を維持しよういたしますと、保険料への影響がこれまで以上に大きくなる他、保険給付として、助成対象者も限定等しなくてはならないことが想定されます。次年度において、制度の大幅な変更を検討する必要が出てまいると考えております。

市といたしまして、この事業自体は、在宅療養、あるいは在宅介護を支援する事業としまして必要性は十分に認識しておるところでございますけれども、介護保険料の引き上げ幅はできるだけ少なくしたいとも考えておりますので、来年度、大きな、大変困難な検討

をすることになるだろうと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 私は増やしてくれと言ったんですけども、今の話ですと、なくしてしまうという方向ですか。それとも、その在宅介護支援ということで、介護保険の総合支援の方になって、市として負担をしていく、介護保険の方からおりてくるというものがなくなってしまうということをおっしゃっているんですか。そしたら、この今、5,000円出しておられる全体的な金額のうち、313人が使用されているということですから、ちょっと計算したら出てくると思うんですけども、この金額のうち、介護保険から入ってくる部分がなくなるという今の話なんですか。金額的にちょっともう少し、そこまで言われるのであれば、もう少し言っていただきたいと思います。

この今聞いただけでも、244人の方が5,000円満額ということは、それ以上買うてはるんです。実際、今言われたように、7,8,000円と言うてはりました。全く動けないというのか、自分でトイレに行けない、もう紙おむつに頼らなければならないという人は、だから、本当に足りないんやということで、毎月毎月のことだから、非常に家計も大変厳しいというふうな話を聞いていましたので、この質問をさせていただいたんですけども、それを何とか、足りない人には何とか上乘せするような方向を持ってないのかという質問に対しての、今の答弁だと、どうするという事なんですか。来年から何か見直しというふうなことをおっしゃいましたけど、もう少し詳しく説明して下さい。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、現在、介護保険の事業の中でこの支弁の方を賄っております。支弁の方を賄っておるといいますと、制度の中で、国、県、それから保険者といわれます1号、65歳以上の方、あるいは40から64歳、その全ての中で一定の割合、ルールに基づいた割合で支弁をしておるのが今現状でございます。これに対して、今回のこのおむつの助成事業等につきましては、国の方から、考え方はそういうものではないので、どちらかといいますと、外出し、私は横出し事業というように、国の方が言っておるしあれなんですけど、その全体で賄うのではなく、市町村の判断によりまして、いわゆる横出し、ここで65歳以上の方の保険料と、市の負担、あと国とか県とかそれを除いた、そちらの方でやるべきものの性質ではないでしょうかというように国の方が提唱しておる状況でございます。県下の中でも、そのようなこと

が先に出ておりました、移行している自治体もございますけれども、ルールとして、それは絶対今だめということにはなっておりませんので、検討の課題ということで、8期にはその辺が、国の方が厳しく考え方を示してくるであろうという予測のもとに、8期は令和3年ですので、その計画を立てる令和2年、来年度にはその辺の検討を入れることになるということで申し上げたところでございます。

あと、5,000円で足りないということがわかっていて、その足りない、8,000円ですね、足らずについて、なぜ支援ができないのですかと、増やしてほしいという質問に対して、おかしい答弁というような形でおっしゃったと思うんですが、先ほど私は答弁の中で言いましたように、天を見てそこで助成するのかというのが制度として成り立つのかということです。全体の使用量、その約半分、今現在では8,000円のうち、5,000円程度、6割程度の助成をしておるわけなんですけど、それも全体の量、それから近隣の各市が支援しているその助成の割合等々を勘案した中の総合的な判断で、その助成の額、率の方を定めてしておりますので、足らずの上の方の方を常に支援をしていくと、制度設計、いわゆる財源のこともございますので、そういうような観点から、今の現行の考え方、あるいは国が制度で言ってきております、それへの対応のことも踏まえた答弁の方をさせていただいたつもりでございます。

以上、答弁とします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当にこのおむつの問題、障がい者の方とか老々介護の方とか、年金だけで暮らしておられる、そういう家庭のところにおいては、すごく重たい負担になってきています。介護保険が毎年黒字で、基金がどんどんある中ですので、やはりちょっとそういうようなことも介護保険の中で考えていただきたいと思います。

2点目、いろんな形で。もう2点目はやめるわ。

3点目、3点目の重度のところ、本当に重くのしかかってきていますので。

○議長（橋 俊明君） 質問時間が終了しました。申しわけございません。これはペース配分です。

次に、通告第10号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。今回、私は動物の愛護と管理についてということで、質問をさせていただきます。内容につきましては、犬、猫の適正な飼育の推進のためということでございます。

近年、多くの方がペットとして犬や猫を飼っておられます。ブームというようなものを超えまして、犬や猫を飼うことが定着をしてきているというふうに思っております。中にはペットではなくてもう家族の一員だというふうに言われるほど、愛着を持っておられる方も少なからずおられるかというふうに思っております。また、朝夕には犬を散歩させておられる方をよくお見かけをいたします。また、スーパーやコンビニエンスストアでは、ドッグフードやキャットフードが商品として常時販売をされております。このことも犬や猫を飼う人が多いことの一つのあらわれかというふうに思います。そして、ホームセンターなどでは、犬、猫関連の商品が販売されていますし、お店によりましては、犬、猫そのものが商品として売られているようなお店もあります。

さて、このように犬、猫を飼う人が多くいますが、中には正しく飼育されていないこともあるかと思えます。動物の愛護及び管理に関する法律、略称、動物愛護管理法、あるいは動物愛護法では、基本原則で、「全ての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で、適正に取り扱うよう定めています」としてあります。

また、飼い主の責任としまして、「動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないよう努めなければなりません。また、みだりに繁殖することを防止するために、不妊去勢手術等を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち、感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければなりません。なお、動物の所有情報を明らかにするために、マイクロチップなどの装着を推進しています」としてあります。

さらに、周辺の生活環境の保全についても、「多数の動物を飼うことによって周辺の生活環境が損なわれている場合、都道府県知事又は政令市の長はその飼い主に対して必要な措置をとるように勧告や命令を行うことができます」としてあります。また、犬、猫等の引き取り等や罰則についても定めています。

この動物愛護管理法を遵守し、適正な飼育が行われることが求められていると考えます。そこで、下記の項目について質問をいたします。

まず、第1点目ですけれども、犬、猫の正しい飼育方法について、どのような啓発をしておられるか質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、動物の愛護と管理についてのうち、犬、猫の正しい飼育方法について、どのような啓発をしているかのご質問にお答えいたします。

犬につきましては、狂犬病の予防注射を受ける、散歩のときはリードをつける、鑑札をつける、ふんを持ち帰るなど、また、猫については、できるだけ家の中で飼う、また、それぞれ、やむを得ない事情で飼えなくなった場合の引き取りの案内、それぞれ飼い主の適正な管理について、広報、あるいは自治会回覧の掲載、また犬の登録時、登録カードに記載、そうしたことをしたり、狂犬病の予防注射の注射会場において、マナー啓発の向上に向けて啓発しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お聞かせをいただいたようなことは、多分どこのまちでもやっておられるような、ごく一般的なことをやっておられるというふうに思うんですけども、ちょっとこれは私自身の印象かもしれませんが、今お答えいただいたように、犬につきましては、狂犬病の予防の注射とかそういった部分で啓発する機会等も多いかと思うんですけども、猫の部分については、そういう機会が犬に比べたらかなり少ないような印象を持っておるんですけども、そのあたりについてはどのようにお考えか質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 再質問ということで、猫の啓発ということだと思います。

議員おっしゃるように、確かに法的に見ても、例えば狂犬予防、そういった法律とか、そういうのは犬ですので、その犬に向けて啓発も多いし、圧倒的に犬の方が多いのは確かだと思います。

市の特徴といいますと、去年からですけども、平成30年度に設立されました「わんにゃんマルシェ」というのがあるんですけど、そこで犬、猫の啓発も民間としてかなり熱心にやっています。毎月のようにやっています。そうしたことも含むと、一定、あるのかなというふうに考えております。

上位法が猫についてはそれなりにないというのもあるので、致し方ないという言い方はおかしいですけども、そういう感じになっております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 法的な違いによって、そういう結果になっているということでございますし、今の部長の触れられた「わんにゃんマルシェ」ですね、私も先日、「わんにゃんマルシェ」にちょっと見学といいますか、見に行ってきました、民間団体が積極的にいろんな啓発をされているということがわかったんですけども、たしか今週もされるかなというふうに思っておりますし、私も行きたいなと思っておりますけど、そういった団体と市の方とは何か連携等はされているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） この啓発も含めて、次の質問にも一定関わりますけれども、譲渡会等もされていまして、特にかなり熱心で、県内でも、唯一とまではいいませんが、一番熱心に活動されておりますので、きちっと協力関係を築いております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） そしたら、次なんですけれども、飼い主のいない犬、猫に関して、譲渡会等の取り組みはされているのか、今ちょっとお答えいただいた部分もあるんですけども、お聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 飼い主のいない犬、猫の譲渡会等の取り組みということでございます。

そもそも市に譲渡とかをする権限はありませんので、基本的には滋賀県動物保護管理センターでやっておられます。譲渡会というよりは譲渡、譲渡会は平成24年に廃止されておりまして、個々対応ということで随時譲渡されておると、そういうのがあります。それが1つ。

そして、先ほど言いました野洲の市民団体である「びわ湖わんにゃんマルシェ」でございますけれども、これは30年3月に設立されておりまして、3月から11月の期間で、毎月第2日曜日でございますけれども、アルプラザ平和堂野洲店駐車場において譲渡会をされているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 動物保護管理センターでの話ですね、たしか。そこで譲渡がさ

れていると。ちょっとこれも聞いたところなんですけれども、過去に比べると、ちょっと数が減ってきているというようなことも聞いていますし、ちょっと規定等も何か変わってきているというようなことも聞いております。そういった面でいいますと、今お答えいただいた「わんにゃんマルシェ」の方が柔軟な対応をされているのかなというふうに思いますし、そういった部分に関して、市としてもできる限りでの支援をしていっていただきたいというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 済みません、支援ということですか。これは先ほどもお答えいたしましたように、協力関係を築いていまして、いろんな意味で協力関係がありまして、なかなか相談できないこととかもあります。民間同士だからこそできること、そういったことも含めて、情報は向こうの方が、端的にいうと向こうの方が多いです。特に毎月それをやってはるので。そういう意味で、その情報をこちらにいただくと。そして、一定の施策につなげる。そういったことになっていきますので、今後も協力関係を築いていきたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ぜひ継続した取り組みをしていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。野洲市内の犬、猫で、残念なことなんですけれども、殺処分されている数は、過去3年でどれぐらいなんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 野洲市内での犬、猫の殺処分ということでございます。

もともと統計上、野洲市、あるいは各市町のデータというのはありません。統計をとっておられないので、滋賀県動物保護管理センターが公表しておられる数字ということになります。ちなみに、大津市を除く他の各市町です。これは中核市ですので、権限移譲されていますので大津市は除きます。その統計からいいますと、平成28年度の殺処分でございますけれども、犬が124頭、そして、猫が577頭。そして、平成29年度でございます、犬が79頭、猫が519頭。そして、平成30年度は、犬102頭、猫453頭でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 野洲市の数はちょっと把握はできないということなんですけれども、これは残念なことではあるんですけども、ゼロではないであろうというふうにも思います。先日も「わんにゃんマルシェ」に行って、そこのスタッフの方とも話をしていたんですけども、殺処分の問題というのはやっぱり人間の問題やと、犬や猫が悪いんじゃないと。最後まで人間がきちんと犬や猫を飼育しないから、最悪の結果として殺処分になってしまうと。これは犬、猫の問題じゃなくて、人間の問題やというようなことをおっしゃっていましたが、私も全く同じ考えでありまして、そういった意味からしましても、やっぱり啓発というのは非常に大事だなというふうに考えております。

それでは、次の質問なんですけれども、地域猫活動の取り組み状況について伺います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 地域猫活動の状況ということでございます。

これは滋賀県が飼い主のいない猫対策に係る活動補助金というのを出しておられまして、それで把握している限りでございますけれども、野洲市内の2地域で活動されております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 私もこの地域猫活動というのを、この質問を作成する際にいろいろ調べまして、それまではちょっと不勉強で私も知らなかったんですけども、そういうような制度があるということを知りまして、野洲市の状況はどうかなということで質問をさせていただいたんですけども、いろんなネット等で見えておりますと、県内では、これは多分人口の問題もあろうかと思うんですけども、大津市が割と活発にやっておられるような印象を受けました。野洲市も2カ所というようなことの答えだったんですけども、これも今後広がっていくのかなというふうには感じております。

それでは、次の質問に移ります。2019年、今年の6月に動物愛護管理法が改正をされまして、マイクロチップ装着義務化、犬や猫のブリーダーなど繁殖業者に装着を義務づけ、一般の飼い主は努力義務と。それから、動物虐待罪を厳罰化、ペットの殺傷に対する罰則の強化、生後56日以内、犬、猫の販売の禁止等が盛り込まれたが、このことに関して、飼い主、そして特に業者への啓発が重要と考えますけれども、市の見解と今後の取り組みについて質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 議員ご指摘のように、この改正は非常に大きいことです。

特に議員立法ということもあるんですけども、そういう意味では、啓発の重要性というのは重要だと考えております。今後も、県や、先ほど言いました「琵琶湖わんにゃんマルシェ」等と連携しながら、改正内容も含め啓発していきたいと思っております。この法律の施行日が公布から1年以内、そして56日規制が2年以内、マイクロチップの義務化が3年以内と結構幅がある法律でございます、それらの動向を見極めながら、段階的に啓発していく必要があると考えております。

もう一つ議員のご質問の中で、特に業者への啓発ということをおっしゃられるんですけども、これは非常に重要だと思いますけども、この所管である県が指導ということも含めて、啓発指導も含めて、きちっとやっていただくということになると思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、ちょっと時間のずれ等がありまして、なかなか難しいということなんですけども、特に業者に関しては、これは県の所管ということですかね。全部県ですね、なるほど。そしたら、そのあたりは県がきちんと取り組んでいただくように、関係課にまた要請等もしていただけたらなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。今月、動物愛護週間、9月20日から26日、動物愛護週間ということなんですけれども、このことについての啓発について伺います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 動物愛護週間の啓発、これも法律に書いているやつでございます、その週間に合わせまして、公益社団法人の滋賀県獣医師会、そして、一般財団法人の滋賀県動物保護管理協会が共催で、この9月22日に、10時から15時ですけども、ドラゴンハット、竜王町総合運動公園でございます、で「しが動物フェスティバル」というものが開催されまして、これは滋賀県をはじめ、各市町等が後援しているというところでございます。その中で、飼い方やしつけ方の相談ブース、あるいは表彰とか、そういったものがされます。それらを通じて、動物愛護の適正な飼養についての理解と関心を深めていただくということになっております。それをもって、人と動物とのよりよい関係が生み出される地域社会づくりにつなげていく契機の一つになればと思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お聞かせいただいたのは県の事業ということですね。県がされて市町が協賛という形ですかね。そういうことなんですけど、市独自で何か啓発なり広報なりをされるというようなことは考えてはおられないのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 市独自では考えておりません。先ほど言いましたように、滋賀県各市町、管理協会自体が市町も共催の応援をしていますので、そういったことでやっているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） それはそれで私はよい取り組みであるなというふうに思うんですけども、なかなかドラゴンハットまで多くの方が、多くの方が行くとは思いますが、全体的な人々までとは言いませんけれども、野洲市の多くの方が行くかというのと、一部の方は行かれて、それはそれでと思うんですけども、やっぱりもう少し身近な啓発といたしますか、をしていただけたらなと思いますし。この間、たまたまやったんですけども、草津市の広報を見ていると、広報でこの動物愛護週間のことを書かれたりもしていましたので、市独自という部分でいいますと、例えば広報とかホームページとか、そういった部分での啓発なり広報なりはできると思いますので、そういったことも取り組んでいただきたいなと思います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 済みません、結構大事なことを忘れていました。忘れていましたというか、先ほどからご質問にお答えしているのと一緒ですけども、先ほどの「わんにゃんマルシェ」でございますけども、これは野洲市の各他市に比べて特徴と、一番目に僕は言いましたけども、結構唯一の団体で、それが毎月、アルプラザでやっているということ自体がかなり大きいことです。週間も大事ですけども、毎月1回そこでやられている。今度は、例えば9月ですと防災、ペットの防災についてとか、いろんなテーマを持ってやっておられるので、むしろ毎月、愛護日みたいな、そういう感じに今、野洲はなっているというふうにご考えておりますので、市もそれに対して応援していきたいというふうに、今後、思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 私も先日、見に行ったときに、「わんにゃんマルシェ」、結構活発に取り組んでおられるなと思いましたし、フェイスブック等でもPRもされていますし、今週も土曜日でしたか、日曜日か、開催をされるということですので、私もまたそこも見に行きたいなというふうに思いますし、本当に人と動物のですね、特に犬、猫がいい形で共生をしていけるような地域社会をつくるためにも頑張っておられるということですので、部長が今おっしゃったように、民間でそういった取り組みをされているということですので、そういった団体への支援にも一層お力を入れていっていただきたいということをお願いいたします、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1件目のアクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐ装置の助成について、お伺いいたします。

まず、本市の高齢者の運転免許証の所持人数についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、稲垣議員のアクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐ装置の助成についての1点目の、本市の高齢者の運転免許証の所持人数についてのご質問にお答えいたします。

市内における自動車運転免許の保有者数でございますが、滋賀県警本部に確認を行ったところ、平成30年12月末現在で3万4,937人でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

失礼いたしました。運転免許証の所持人数で高齢者の確認を行ったところ、12月末時点で3万4,937人で、うち65歳以上の高齢者は8,210人でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、2番に入る前に、本市における高齢者の自動車運転の施策などを先にお伺いできればお願いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 本市の高齢者に対する自動車運転の施策ということでございますけれども、高齢者に対する交通安全対策といたしまして、前回の山本議員のご質問にありましたお答えにも重複いたしますけれども、本市では第10次野洲市交通安全計画、平成28年から32年度までの5年間でございますけれども、これの道路交通安全対策として、高齢者の安全確保を掲げております。その中で、運転免許返納制度の推進や、高齢者や高齢運転者を対象とした交通安全教室の推進などを上げて、各関係機関や団体と連携の取り組みを進めているところでございます。また、高齢化を踏まえた総合的な対策としては、コミュニティバスの充実も図っているところでございまして、自主返納された方の支援として、コミュニティバスの回数券1万円分を交付しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 高齢者のアクセル、ブレーキの踏み間違いによる自動車事故というのが今、全国で相次いでいまして、社会問題となっています。そこで、高齢者の事故件数についてお伺いできますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目の高齢者の事故件数とアクセルとブレーキの踏み間違いが原因とされる事故件数ということで通告いただいておりますので、お答えいたします。

まず、滋賀県警本部の統計の都合上でございますけれども、高齢者とされている65歳以上でお答えをさせていただきます。また、1月から12月までの1年ということでお答えさせていただきます。平成30年につきましては、高齢者の事故件数は30件となっております。また、アクセルとブレーキの踏み間違いが原因とされる事故件数は1件となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 高齢者の事故発生を減らすために、先ほどありました運転免許証の返納というのは代表的な選択肢の一つになってはいますが、外出の機会損失にもなりまして、返納以外の選択肢も重要であると考えます。そこで、アクセル、ブレーキの踏み間違いを防止するための装置、金額、その他具体的な効果について、今、世間で他の自治体

でも話題になっていますので、もし回答をいただけるようでしたらお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目の高齢者の事故防止のためのアクセル、ブレーキの踏み間違いを防止するための装置、また金額、その具体的な効果ということでございますけれども、ブレーキの踏み間違いを防止するための装置、金額、その具体的な効果につきましては、さまざまなメーカーが開発・販売を行っておられますことから、金額もさまざまとなっております。

効果についてでございますが、この防止装置は自動ブレーキ、衝突被害軽減ブレーキのような、国による性能認定制度がなく、加速は抑制できますけれども、自動で停止する機能はございませんでして、必ず自分でブレーキペダルを踏んで停止することが前提でございます。一定の効果はあるものの万全の対策であるとは言えないと考えられるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一例なんですけど、本日の朝刊の折り込み広告の中に、カー用品店のオートボックスさんの広告が入ってまして、ここにもアクセル、ブレーキの踏み間違いによる急発進の防止ということで、これはオートボックスさんの専売モデルで、金額が設置費用込みで4万円のものなんですけど、10万円以下のものもあれば10万円以上のものもあるというふうになっておりますが、今、全国で高齢者を対象に、この装置の購入費用の一部を助成することが取り組まれていますけど、本市においても同様の制度を設けてはどうか、検討してはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目のご質問の高齢者を対象としたアクセル、ブレーキの踏み間違いを防止するための装置の一部助成の制度を設けてはどうかというご質問にお答えいたします。

先にもお答えさせていただきましたとおり、アクセル、ブレーキの踏み間違いを防止するための装置は一定の効果があるものの万全の対策ではないと考えております。また、各自動車のブレーキシステムは発売時期によっても大きく違うということと、ブレーキ部品や車体の劣化によってもブレーキ性能に差が生じてくるということで、これら全てに対応した装置を開発することは難しいと考えております。そのため、市が補助制度を設けるの

であれば、公平性に欠ける制度の導入は難しいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 最近の自動車はすばらしくて、既にこういった機能がもう投入されているんですが、さすがにやはり100万円、200万かけて新車を買うというのはハードルが高いわけですね。高齢者というのはやっぱりどうしても間違っただけの修正に時間を要するのはご理解いただけると思うんですが、この危険を察知してからブレーキを踏む時間というのは高齢者でも若者でもそれほど大差がないんですが、これはある調査では、一旦ペダルを踏み間違えてから修正するまでの時間が、若者が約0.9秒に対し、高齢者は1.4秒から2秒かかるというデータが上がっています。これがやはり1秒違いますと相当な距離を進みますので、こういったことから深刻な結果になるので、こういったことから取り組んでみるのは価値があると思うんですが、市民部長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 高齢者になりますとやはり反応が遅いということで、ブレーキの踏み間違いから補正するまで時間がかかるということでございますけれども、確かにこういった踏み間違いは重大な事故を招くということは認識しております。実際にも起こっております。しかし、安全装置を、車は何百万しますが、またその装置をつけたとしても、100%安全ということはやはり難しいかと思えます。やはりドライバー自らの交通安全意識、あとは家族の方の意識、支援というのが必要だと思えますので、補助については考えておりませんし、さまざまな交通安全の啓発をしていきまして、高齢者のドライバーの安全を図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 記憶に新しいのが2019年4月19日の東京の池袋の事件、凄惨な事件がありましたけれども、今すぐ実行できないということはもう僕も当然理解しているんですが、まずはその情報の収集だけでも始めていただきたいと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） アクセルとブレーキの踏み間違いの装置でございますが、情報の収集ということでございますが、先ほども申しましたように、さまざまなメーカーが

開発されていて、また、性能もいろいろ違いますので、かなりそれを集約するのは難しい
と思っております。また、民間の開発でございますので、市の方で集約することは難しい
と思いますし、また、そこら辺の条件とかも明確になりませんので、現在のところ、やは
り補助は難しいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ちょっと市民の方から僕はこの相談を受けまし
て、ちょっとさせていただきました。

では、次の2番目の質問に移ります。北村季吟顕彰記念事業からのステップアップにつ
いてお伺いいたします。

第64回北村季吟顕彰記念事業では、1,376投句、270人もの参加があり、北村
季吟という存在と文芸に親しむ地域性への市の取り組みは大成功をし、野洲市の知名度、
俳句に対する意識は高まったと思いうれしく感じております。

まず、事業についてと、その評価についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） それでは、北村季吟顕彰記念事業のその評価について、歴史
はいいんですね。

○10番（稲垣誠亮君） できればお願いします。

○教育部長（杉本源造君） 評価について、北村季吟顕彰事業はもともと北村季吟誕生の
地と言われる野洲市北において、北村季吟没後250年にあたる昭和30年に句碑が建立
され、そのとき、顕彰会が設立され法要と共に句会が行われたものです。その後、旧野洲
町教育委員会が顕彰事業俳句会を引き継ぎ、今日まで受け継がれてきた歴史がある事業で
す。現在では市内はもとより、県外、福井県、岐阜県をはじめ関東地方からも投句をいた
だいています。今後、顕彰記念事業俳句会では、一般の部で県内15市町より約120人、
県外12都府県より約20人から投句をいただき広がりを見せているものです。

また、昨年より高校生以下の投句料を無料にしたことにより、地元の祇王小学校や埼玉
県の中学校からも投句をいただいております。

俳句に気軽に触れていただき、本市の文化芸術の振興につながる事業になっているもの
と評価しております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 1,000円以上というのはわかるんですが、高校生が1,000円負担するというのは、ちょっともう値段を見直すようなこともあってもいいのかなと思うんですが、その点、部長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 先ほども申しましたように、高校生以下は投句料無料でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、本市における北村季吟顕彰記念事業以外の俳句事業についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 北村季吟顕彰記念事業での俳句事業について、野洲市教育委員会では、文学の散歩道事業で、短歌、俳句、川柳、冠句、情歌の5部門の募集、審査を毎月実施しております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今後も継続していただきたいと思います。

次に、本市の小中学校における俳句への取り組みについてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 小中学生における俳句への取り組みについてお答えをいたします。

俳句について、小学3年生以上の国語科の教科書にもあり各学校で学習しています。特に、北村季吟の地元であります祇王小学校では、全校で俳句コンテストをするなど、学校を上げて取り組みをしています。その他に、校外のコンクールに出品している学校や、季節や行事ごとに俳句をつくり、掲示したり鑑賞し合ったりしている学校もあります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その中で、特に何か応募されて入選するようなことというのは、もし何か聞いていらっしゃったりしたら教えていただけたらと思うんですが、特にあれば。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 済みません、そこまで調べておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。あとは市内の俳句団体についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 市内の俳句団体についてでございますが、コミセンで活動している同好会などは10団体と聞いております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 活発な様子というのはどういうふうに伝わっていますかね。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 済みません、各団体は個別に活動しておりますので、そこまで把握をしておりません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次に、俳句の募集の告知方法、投句方法、選考方法についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 告知方法、投句方法、選考方法についてお答えをいたします。

北村季吟顕彰記念事業において、市の広報やホームページに加え、前年度の投句者へのダイレクトメールによる周知、県内高等学校・大学の文芸部や市内・県内の俳句同好会等へ募集要項を送付し、周知に努めています。また、投句方法についても、直接持ってこられる方の他、郵送でも受け付けております。選考方法については、応募のあった句を一般の部と青少年の部に分け、それぞれの句のみをデータ化し一覧表として選者に届けます。各選者からは選考いただいた結果を事務局へ郵送していただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 選考のプロセス的なものを、もしお伺いできればと思うんですが。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） プロセスといいますと、私どもとしては、俳句が集まってまいります。それを全部データ化、いわゆるワープロ打ちにして、名前とか住所とかそういうものは全部消しまして、句だけを一般の部と青少年の部ということで、性別も一切載せずにお送りして、無作為に投句者の方を選んでいただいているということでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 大学の文学部に案内をしているというのはすごくいい取り組みなのかなと思うんですが、大体何大学ぐらいに、わかれば、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 申しわけありません。そこまでちょっと今日はデータを持ってきておりませんので、申しわけありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次に、選者の選出方法についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 直近の例で申しますと、選者の交代の時期に、交代時に、交代する選者から次の選者のご推挙をいただいております。また、推挙いただいた先生を、残った先生方にも一応ご確認をいただいている次第でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということであれば、例年変動があるということなんですかね。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 一応、毎年ということではなく、選者の方の任期というのは不定期になっておりますので、選者が自ら交代されるというときにかわるというのが、一応俳句会の慣例というふう聞いております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、選者の年齢、性別、もし実績がわかるようでしたらお答え願います。あと、人数ですね。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 現在の選者は3名でございます。年齢は70代が2人、80

代が1名、性別は女性が2名、男性が1名でございます。実績につきましては、他の自治体の俳句会の選者等を務められておる方ということでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ちょっと年齢構成に偏りがあるようにも思うんですが、部長、NHKの番組でNHK俳句という番組はご存知ですかね。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 以前、金子兜太先生がやっておるときは、日曜日の朝早くにちらちらと見たことがあるんですけど、現在は見ておりません。ただ、インターネットでホームページの方は、今日、このことがありますので確認はさせていただいたぐらいでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは番組では4人の選者がいまして、4人いるんですが、上から、昭和10年代生まれのおばあちゃんと、あとは昭和28年生まれの初老の方、あと2人若手の方がいらっしゃいまして、昭和47年代の男性の方と昭和49年生まれのもう少しお若い方がいらっしゃいます。やはり選者については、本市も、今いらっしゃる方はもちろん当然すばらしい方だと思っていて、今後もぜひ本市のために貢献いただきたいと思っているんですが、以前、選者が4人いた時期があるということもお伺いしていますので、若手を1人採用してはどうかと思うんですが、その点、部長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 選者を選ぶにあたって、特に制限をしておりません。実績があり、北村季吟顕彰記念事業に理解をちゃんと示してくれた方であれば、男性でも、女性でも、平成生まれの方でもいい人がおれば選者にすることにはやぶさかではございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そうはいいまでも、部長、応募者の年代が高校生以上から、多分上は80代、90代までいらっしゃると思うんですが、この俳句の評価にあたっては、やはり選者の価値観というのはとても重要になってくると思うんです。今という同じ時代を生きていまして、世代間には大きな価値観のギャップが存在していると思うんです。サントリーの次世代研究所がこの各世代の特徴を描き出しているんですが、ちょっとお名

前を借りて申しわけないんですが、例えば、教育長は昭和20年代生まれだと思います。教育部長は昭和30年代生まれです。うちの会派長の長谷川議員は40年代生まれで、僕は50年代生まれになるんですが、これは各年代のサントリーさんがまとめた特徴なので、全ての方が当てはまるわけではないんですけど、例えば、昭和10年代でいえば、幼少期を戦中戦後の混乱期で過ごして、軍国主義教育と民主主義教育の両方を経験した世代で、日本の高度経済成長を支えてきたという誇りで、女は家事を守り抜くというような価値観が強いそうです。昭和20年代生まれに関しては、団塊の世代と呼ばれていて、頑張ったら結果が出せて右肩上がりの高度経済成長を過ごして、ベトナムの反戦運動とか大学紛争など、社会や政治に対する意識が高い価値観の方が多いということです。部長の30年代に関しては、もはや戦後ではないということで、高度成長の真ただ中に育った世代と言えるそうで、バブル景気を堪能する一方、団塊の世代とは違って社会や政治に対する関心は低い新人類といわれているような傾向があるということです。昭和40代に関しましては、就職活動を迎えるころにちょうどバブル景気に突入しまして、大量採用で就職先は選り放題で、ただ、すぐにバブル崩壊というドラスチックな変化を目の当たりしている世代です。私の昭和50年代でいえば、物質的な欠乏感を知らず、情報化の急激な進展の中で育っていて、あとは社会問題になりましたがフリーターとかニートとかと呼ばれる若者の増加が問題になった世代でもあります。ということで、やはりこれは事業をステップアップさせるためには、若手の選者を加えることが、やはりいろんな価値観を、今は多様な価値観がありますので、有効と考えるんですが、この今回の第65回については検討する価値は十分あるのではないかなと思うんですが、そのあたり、部長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 新人類の代表みたいに言っていただきまして、ありがとうございます。もう既にネアンデルタール人化をしておると思うんですけども、次回につきましては現行のままやっていきたいと思います。どのような方を選んでいいのか。また、投句者、投句される方に支持を受けるのかというのが非常に重要になってまいりますので、次の選者を選ぶ場合も慎重に選んでいきたいと思っております。次回以降も現在の選者の方でいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 昭和45年代生まれの価値観からちょっと意見を述べさせてい

ただきました。

次の質問に移ります。第3番目に行きます。旧・民間野洲病院職員の退職慰労金について、他についてお伺いいたします。

では、1番目、旧・民間野洲病院の令和元年6月期、これは4月から6月の3カ月ですが、決算額、評価についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 議員のご質問にお答えする前に、旧・民間野洲病院のご質問全般については、市立野洲病院の事務部長としての立場でお答えができない内容があるということをお断りしておきます。

それでは、稲垣議員の旧・民間野洲病院職員の退職慰労金について、その他の1点目のご質問について、私の立場でお答えいたしますと、現時点で、市は情報提供を受けていないというふうに聞いております。また、民間野洲病院の決算に対する評価について、私が評価する立場ではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、ちょっと表現の仕方を変えたいと思います。この事業譲渡によって、経営資料を有している、今現在は、市は立場です。では、改めて問い直させていただきます。4、5、6月の医業収益、医業収支、又は経常収支についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） それは旧・野洲病院の経常収支ということでしょうか。そういうことであれば、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは市立病院として経営を行うにあたって重要な財産、経営判断資料になると思うので、私が聞いていることに対してはお答えいただけたと思います。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 7月1日から開院いたしました市立野洲病院でございますけれども、それまでの御上会野洲病院で行われました病院事業の運営について、市は関与しておりませんので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そうはいいましても、4、5、6の売り上げのデータは、市は持っているわけですから、この間の評価委員会でも委員の方には提出されています。なので、お答えできると思えます。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 市立野洲病院の事務部長としてお答えする立場ではないということを前提にお答えさせていただきますが、平成28年に締結した基本協定等の経緯を踏まえまして、市が把握している情報を申しますと、5月と6月の分については情報を把握しておりますので申し上げます。

5月の売り上げについては2億1,621万9,252円、6月は2億2,037万6,562円でございます。それ以前については、市は把握してございません。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） といいましても、この過去1年を含めて、この間の評価委員会で提出されていますけど、それは部長は出席されていたと思うんですけど、ご存知ないですか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） それは参考にということでご提示したものでございまして、御上会野洲病院から入手したものであって、市立野洲病院の資料ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただ、言いましても、これを発行したのは、いただいたと言ってもこれは市の資料ですから、市は情報を把握しているということになると思えます。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 先ほどご提示いただいたその資料でございますけれども、特別委員会でご提示した内容そのものでございますので、ご存知かと思えます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、答えられないということもないと思いますし、この本会議で発言することによって、市民の方に告知するという事は、僕は重大なことだと思っているので行わせていただいております。

再質問をまたしたいんですが、決算書の配布については市に入り次第、全議員に配布願えますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） そのように予定しております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。では、次に行きます。旧・民間野洲病院の清算法人の診療報酬収入額についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ただ、これは事業譲渡に際して、債権放棄が予定されていまして、当該診療報酬収入によって放棄する額が異なることとなります。7月の市立化によって確認は容易であり、市民の財産に関わることであり、その答弁は通用しないと思いますが、どうでしょう。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 何回も申し上げますけれども、市立野洲病院の事務部長としてお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということであれば、それは事業管理者としてはまた異なるかもしれないということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 最終的には、債権放棄の問題が出てまいりますので、病院事業の問題でございますので、事務、私の立場でいうと病院の運営に関する責任を今、私は持っておりますので、事業の清算に関して私からお答えすることはできないと申し上げているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君）では、先ほどと同じように、表現を言い替えたいと思います。診療報酬収入額相当額を開示していただけることはできますでしょうか。

○議長（橋 俊明君）市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君）市立野洲病院の収入及び市立野洲病院の事業収支に関する情報は提供させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君）稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君）では、次に行きます。旧・民間野洲病院の清算法人の旧・民間野洲病院の滋賀銀行からの借入金の返済額についてお伺いたします。

○議長（橋 俊明君）市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君）何回もくどいようではありますが、本来、市立野洲病院事務部長の立場ではお答えできませんけれども、市長部局に確認したところ、滋賀銀行から短期借り入れ金2億5,000万と長期借り入れ分の8,353万6,000円については完済されたと聞いております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君）稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君）いつ付でしょうか。

○議長（橋 俊明君）市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君）最終的には8月21日と聞いております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君）稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君）じゃ、その時点で市としては、債権放棄については容認されたということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（橋 俊明君）市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君）債権放棄の内容とは別の問題だと認識しております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君）稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君）いや、それはいいまでも、これは市も大口の債権者ですから、これは弁済を開始されたということだと思いますけど、弁済に対して市の打診なしに一方的にすることはないと思いますが、どうでしょう。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 御上会野洲病院が行われている借入金の返済について、市は関与していませんので、そういう意味で、情報を入手したという話ですので、債権放棄の話とはまた別の問題だと認識しております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 事前の市の相談なしに、事業譲渡契約書の債権放棄予定であるという、それに基づいて実行されたというふうな理解であれば僕はわかるんですが、そういうことですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） これまでもさんざん特別委員会とかいろんな全員協議会の場で、御上会野洲病院の運営状況とか情報を提供した中で、最終的に事業譲渡契約を結んでいるわけですから、その中に最終的に債権放棄も予定ということが書いているわけで、それを想定した上での譲渡契約であったと。ただ、その問題と今のこの返済されたかどうかについての確認とはまた別の問題だと認識しております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、市の債権がある状態で、清算法人が勝手に市の債権者の意向を無視に、勝手に一部弁済をするということは、僕はできないというふうに認識はしていたんですけど、それは部長の答弁をお借りすれば、別に合法というか、問題のない行為であるということになりますよね。どうでしょう。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 病院事業の譲渡といいますか、継承する、包括継承するという流の中での、例えば、今の御上会野洲病院の債権の整理であったり、負債の整理であったりとかという流の中ですので、これは御上会野洲病院が責任を持って事業継承するところまで持ってきていただくと。そこは御上会野洲病院の責任でもって持ってきていただくということが前提だというふうに考えています。7月1日以降の市立野洲病院の運営については、これは市が責任を持って運営していくと、これが大前提の話ですので、御上会野洲病院が、先ほど申しましたように、債権について、そこは御上会野洲病院が責任を持って返済されたものだと認識しております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、ちょっと僕の言っている意味がうまく伝わってないと思うんですけど、清算法人が弁済を開始するにはある一定の債権の届け出期間を持って弁済に入ると思うんです。その弁済の際に、市の債権もあるのに一部だけ優先して弁済することは、通常はできないと思うので、例えば、当時の事業譲渡契約書に基づいて、先に銀行の方が優先して弁済することができるというようないかなりの法的な部分で行われたのかなというふうに僕は理解したので、それを再度問うているんです。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっきから部長が言っていますように、公営企業法に基づく病院事業で債権を持っているわけではないんですよ。ですから、この空論は、あえて稲垣議員は空論をするためにやっておられるのか。病院事業の責任者が答弁できないという状況をかもし出すためにやっておられるのか。

○10番（稲垣誠亮君） 失礼ですよ、それは。失礼です。法律に基づいてやっています。

○市長（山仲善彰君） あるいは、稲垣議員が仕組みを知らないでやっておられるのか。だから、債権者は野洲市本体ですから、病院事業で債権は持ってないわけです。

それと、何回も言いましたように、7月1日から市に行くというためには、6月末をもって解散ができないとだめなわけですよ。解散は、債務超過では解散ができないから、だから、これまでも特別委員会等々で、滋賀銀行債権は優先して返してもらって。なぜ優先するかといたら、基本的には損失訴訟等々で野洲市に来るわけですから同じことなので、滋賀銀行債権はまず返すという前提があるから、債務超過にならないで解散ができたわけですから、そういう構造の中で理解してもらったら、今の質問は出てこないと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 僕は自分で清算法人の清算するには一定のルールがあると思いますので、そのルールの一定のルール内に当てはまっているのかなと、そういった確認も含めてさせていただいております。ただ、特別委員会ではこの清算法人の清算スキームについては特に詳しく触れられていませんので、こちらで確認するしかないの、僕はもう本当に純粋な思いで対応させていただいております。

では、次に行きます。旧・民間野洲病院職員の夏のボーナスの不支給に関連して、過去これまでは経営状況に関係なく一時金が支払われていたかどうか、期待権を含めてお伺い

いたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 民間病院の経営状況について、私の立場でお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） とはいいまして、これは6月28日に可決した72号の事業譲渡契約の際に、この未支給が偶発債務になるおそれを指摘しました。清算法人側からは8月8日付で、退職慰労金の支給打診が来て、これは受けて市が同意してしまうと、市の貸付金の回収率の低下を招くということになります。よって、これは確認する必要というのは、僕はあると思います。市はこの問題をきちんと理解して、把握しておくべき課題であると僕は思うんですが、ここはどうでしょう。部長。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 先ほども申しましたけれども、民間の御上会野洲病院の病院事業の運営について、私の立場でお答えするものではございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、もう一回言います。じゃ、偶発債務の可能性があり、市の回収率が下がる、低下を招く可能性があることでも、民間だから発言する立場にないと、そうおっしゃるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 偶発債務というのは、どういうことでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、なので、今申し上げたとおりですけども、この退職慰労金が旧理事者の経営責任なしに支給された場合、市の貸付金の回収率が低下する可能性があるんで、当然、この点については、市に、市立野洲病院事務部長として、私は把握しておくべき案件だと思っています。それについて問うています。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 何度も申し上げますけれども、そのことについて私

がお答えする立場にはありません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。回収率の低下を招くことでも発言する立場になると今、断言されましたので、もう次の質問に移ります。

旧・民間野洲病院職員の退職慰労金ですが、退職慰労金は労働債権として見ているのか、一般債権として見ているのかお伺いします。可能であれば弁護士の見解もお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 退職慰労金の支給については、御上会清算法人において対応されるものであるというふうに考えております。労働債権か一般債権かの判断を私が判断するものではないというふうに考えております。ただ、弁護士の見解ということですけれども、市はこの件について市の顧問弁護士に相談しておりますけれども、現時点でその内容をお答えする段階ではないというものでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。私は、これは労働債権であればより安全なのかなと思っていたんですが、その件については、じゃ、確認されてないということですね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 私の立場でお答えするものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 立場と言いましたけど、立場を抜きにすれば把握されているということですか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 何度も申し上げますけれども、私は今の市立野洲病院の病院事業の運営を今、私の責任で、職員みんなでやっているわけですけれども、その労働債権なのかどうなのかという、旧御上会野洲病院の支払いのことに关しまして、私の立場でお答えすることはできませんというふうにお答えしているわけでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、市の回収率の上限があるので、私は市立野洲病院事務部長としては当然把握すべき案件、僕は自分が立場であれば把握したと思います。ここは価値観の相違ということでもう結構です。

これは仮にこの市の合意が得られて支給された場合、こちらは住民監査請求とかが起こる可能性があり、私は心配しているんです。それでも、私は今回の件に関しては、できれば旧常勤理事の一定の経営責任をある程度果たしていただいて、市民の理解を求めて、市が合意して支給すべきと私は考えているんですが、その点については、じゃ、もう答弁は、私の考えなので市が解答する立場にはないですかね。それをちょっとお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 私がお答えする立場にはございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは経営状況に関係なく一時金が支払われていたということになれば、期待権も発生して、より旧職員さんの退職慰労金の支給がクリアになって有利になると私は思ったので、この点、問わせていただきました。

次、6番に行きます。令和元年8月20日付の野洲市病院発86号文書において、清算法人に対して、「退職慰労金の支給については、債権放棄に関わることから議会の意見を求める必要があります」とありますが、この意見とはどういった意味でいいのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 今後、議会の関与が必要であるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もう少しわかりやすくお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 先ほども申しましたけれども、債権放棄については最終的に地方自治法96条第1項第10号の規定に基づいて、議会の承認が要るということになっているので、議会の関与が要るということですが、これについても私の立場でお答えする内容ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 4 5 分 休憩）

（午後 1 時 5 7 分 再開）

○議長（橋 俊明君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、市立野洲病院の経営強化に向けて、お願いいたします。

1 番目の研修医の指導医の指導条件についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 5 8 分 休憩）

（午後 1 時 5 9 分 再開）

○議長（橋 俊明君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 令和元年8月20日付の野洲市病院発86号文書において、清算法人に対し、「退職慰労金の支給については、債権放棄に関わることから議会の意見を求める必要がある」とありますが、議会の意見とは議会の同意という意味でしょうか。市長、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 債権放棄は一般的に議決が要りますから、議決という意味です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次に行きます。7番目、最後です。住民監査請求は令和元年8月20日に行われていますが、事業譲渡に際しての旧・民間野洲病院の清算法人の債権放棄について、改めて市の考え方、今後の進め方についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 改めてとおっしゃっているので、既に議会の全員協議会、特別委員会等で申し上げたとおりであります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、もう変更はないということによろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現時点では変更はないということです。あわせて債権の請求を、

もう多分正式に私は決裁を押ししましたから、請求を清算法人にしているはずです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 先ほどちょっと部長と答弁がかぶるかもしれませんが、弁済はもう既に開始されているということでよかったでしょうか。清算法人ではもう一部弁済が開始されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、清算中ですから、滋賀銀行については先ほど事務部長がお答えしたように、返済したと。これは当然土地の問題とか、かえますからね、市有地、ですから速やかですが、あとについてはどうなっているかまでは、詳細は確認していません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 残債の残りの有する資産とかは、お答えできる立場になかったらお答えできないと思うんですけど、把握の方はしていらっしゃるのかな。残りの残余財産ですね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだ、できる状況ではありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

では、4番に行きます。市立野洲病院の経営状況についてお伺いします。

1番目ですが、研修医の指導医の条件についてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） それでは、議員のお尋ねの研修医の指導医の条件についてお答えいたします。

研修医の指導医の条件については、7年以上の臨床経験を有する常勤の医師であって、研修医に対しプライマリ・ケアを中心とした指導を行うために必要な経験や能力を有していることが必要となります。また、厚生労働省が定める指針に基づく指導医講習会を受講

していることが条件とされています。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 2番目に行きます。現在の常勤医師のうち指導医資格を有しているのは誰でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 現在の常勤医師のうち指導医の資格を有する医師は、3名でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 具体的に先生のお名前をお伺いできますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 外科の蔦本医師、内科の内原医師、麻酔科の平方医師でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。過去研修医を受け入れている期間があると思いますが、直近の研修医の人数、診療科についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 7月1日開院以降、現在まで研修医を受け入れた実績はございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 前回だったかな、25年から27年の間に6件受け入れているというふうに聞いた、僕、記憶があるんですが、その点、どうですか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） そのようにお答えした記憶はあります。ただ、詳細は存じておりません。それは御上会野洲病院が受け入れたということで、平成25年から27年、6名というふうにお答えしたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、それは一応経営判断で病院事業を継承しているというこ

とで、じゃ、後で再度お伺いしたら、お答えはそのときはいただける内容のレベルのことなのかなと思うので、これはまた再度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 臨床研修医の研修の受け入れ状況をご確認いただくと、こういうことでしょうか。

○10番（稲垣誠亮君） そうです。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 情報があれば、また情報提供は惜しみませんので提供していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。例えば、法人に何人残留されたとか、研修期間が2年となっているのか、そのあたりを含めてちょっと把握したかったもので、また再度部長のところに教授願いにお伺いします。

4番に行きます。現在の常勤、非常勤医師数について、7月1日からの変動数を含めお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 現在の常勤医師は開院時から変わらず19名でございまして、非常勤医師でございますが、7月1日時点では57名、ご質問いただきました8月28日時点で67名でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この非常勤医師が10名増えた、特に何か理由とかはあるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 増えた理由ですけれども、内科で呼吸器外来を新たに入れたということで、これは非常勤の医師が3名関わっておりまして、それを今、交代制で診療しているという場面ができたということと、それと、当直医などの医師の数が増えたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そちらはどこで集めてきたというか、受け入れられたんでしょうか。医局でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 守山野洲医師会の動きの中で、病院と協議した中で、今の呼吸器外来については設けたということが一つと、当直医については、これは詳細はわかりませんが、基本的に滋賀医大との連携の中で、当直医の方へ回っていただく非常勤医師が増えたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、非常勤とはいえ、よかったと思います。

この医師の勤務表は7月1日、8月1日、9月1日とホームページにも公開されているものを見ていますと、ちょっと1点だけ気になったところを確認させていただきたいんですけど、循環器系の内科で、火曜日の午前に入っていたら、これは伊藤英樹（いとうひでき）先生と読むんでしょうか、となっていますが、この8月1日、9月1日は交代制というふうに切り替わっているんですけど、これは何か先生の異動要因とかそういうのはあったんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 伊藤医師につきましては、7月をもって異動されたのでね。滋賀医大に在籍されていたんですけども、そこから他の病院の方へ異動されたという背景もありましたので、滋賀医科大学と協議した中で、新たに非常勤医師として1名来ていただいたということと、今の常勤の医師と、そこがこれまで循環器内科を診ていただいた先生の診療のパートを交代でカバーしているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かいかにも名前を上げられたから、どこかに行かれたみたいですけど、某国立大学の教授に栄転されたということで、致し方がないので交代していただいたということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） よかったです。では、その枠については特に固定の方で入っていらっしゃる方が一日でも早く見つかるようお願いしたいと思います。それは同意して

いただけますかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 滋賀医科大学の循環器内科の教授とも面談しておりますし、先般もその教授が市立野洲病院の方に来院というか、来訪していただきまして、院内の状況を見ていただくなどしておりますので、そういう意味では、医師確保に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 本当に非常勤といえ、10人増、集まっているので、そこは素直に評価したいと思います。

次に行きます。病院全体としての学会発表、著書、論文についての年間件数をお伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 病院全体としての学会発表については、7月1日開院から間がないということからかもわかりませんが、現時点での実績はございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、一応その予定はされていらっしゃるということで伺っているんですか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 今後のことはわかりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） やはりそこは病院の信用力の向上につながるものだと思うので、できればある方が僕はいいと思うんですが、そこは共通認識でいいですか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 私、事務部を預かっておりますので、医師の動きについては医師の判断でいろいろ活動されるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは病院事業管理者として答えます。大いに学会等で活躍いただきたいし、最先端の医療の情報を入手いただきたいと。ただ、先般申し上げたように、民間病院のときに、本当に医師が疲労しています。まず、そこから建て直さないといけない。だから、そういう意味では、非常勤の先生も加えて、常勤の先生たちの力の回復、意識の向上から図っていかないといけないので、論文、学会大賛成ですけれども、稲垣議員も病院に入っておられるからよくわかると思うんですが、それ以前のことからやっっていかなといかんのと違うかなと思っています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 厳しい状況ですけど、期待していますので、お願いします。

次に行きます。院内勉強会についてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 勉強会についてのご質問ですけれども、何をお尋ねなのかちょっとお尋ねの項目だけではわかりかねますけれども、院内で必要な勉強会は計画的かつ必要に応じて実施していくところでございます。今始まったばかりですので、これから計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私が申し上げたかったのは、例えば、臨床の病理検討会とか、例えば、救急蘇生の蘇生研修会なり、救急事例の検討会とか、緩和ケア講習会とか、放射性安全講習会とか、大体そのあたりのことを想定はしていたんですが、そういったレベルのことに關しての院内勉強会はどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 院内でも医療安全とか、労働安全、感染対策、栄養管理、褥瘡対策など、いろんな場面で医療に関する委員会とか内部の検討会もありますし、そういったところで適時、必要に応じて計画的に研修を進めるということでございます。必要であれば、外部への講演会とか講習会とか、そういうものも必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もしわかる範囲でお答えいただきたいんですが、この頻度とか参加人数あたりで、ちょっと答えられる範囲があったらお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 人数まではちょっと把握しておりませんが、今、7月1日以降の分については、ちょっと正直把握しておりませんが、予定とか計画的なところでいえば、医療診療部においては月に1回研修、あるいは勉強会を行うということ、それから看護部では、管理社会、主任以上になりますけれども、施設基準に関する勉強会を年3回以上やろうということですか、職階別による研修会などは年間計画を立てて、課長級、あるいは新人の看護師などを対象に進めているというところがございます。また、医療技術部については、医療技術部の部単位、あるいは課単位で年間で計画を立てて、院内全員が必須として、そういうスキルアップをしていこうと、こういう流を今、計画しているところがございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、具体的なことはお聞きできないと思うので、また機会があったときに教えていただけたらと思います。

次に行きます。市立野洲病院開院後の医師確保に向けた新たな取り組みについて伺います。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 市立野洲病院開院後の医師確保に向けた取り組みですけれども、開院後、岡田医院長と私で、滋賀医科大学の関係医局を中心に、積極的に医師確保に向けた取り組みを行っているところがございます。また、先ほど申しましたけれども、滋賀医科大学からも教授、さっき言いました循環器内科の教授が来られたり、情報交換などをするなどして、医師確保に向けて取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。先日、8月27日の評価委員会を私は見学させていただいたんですが、そこでちょっと率直に思ったことは、出席委員の方々から、お医者さん、ドクターがどうして旧の民間野洲病院を去っていったのか。そのあたりの議論がなかなか踏み込めてないのかなというふうな感想を持ったんです。滋賀医大の学長が座長

をしているにもかかわらず、医局医師が市立野洲病院で働くことを選択しない理由が多分あると思うんです。そういったことまで踏み込んで、やっぱりちょっと議論が今できてない状態にあるので、まずは医師の立場に立った議論、取り組み、目線というのがやはり必要なのではないかなと思うんですが、そのあたりは、部長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 医師が退職された内容、あるいは理由についてはわかりません。ただ、退職された医師のうち1人は、渡邊理事長、旧・野洲病院の渡邊理事長が1人含まれておりますし、それから学長を座長にということなんですけれども、医師だけではなくて、病院、看護部、それからコメディカル、事務も含めて、全員の意識向上、経営感覚を持って取り組んでいこうというところが大事なのでございまして、そこで市立野洲病院が市民からの信頼される病院になるべく、今、取り組んでいるというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 評価委員会ではそういう議論の場ではないんですけど、重要なことなので答えておきます。

去年のある時期から医師が減っていったというのは、去年の12月に初めてわかったわけなんですけども、どの部分で減っていったというのは、既にお示ししていますように、麻酔科の常勤医がなくなっている。これは不思議なんです。麻酔科は常勤であるべきなのに、これはもう至急に配慮して、4月から市で採用しました。それと、外科でしたかね、それも何か理由がよくわからないんですけども、本筋じゃないからというようなことでやめてもらったということですし、市立への移行で減った部分では、理事長とは別に、リハビリの常勤が減っています。この方はよくご存知のドクターだと思いますけれども、働きたくないということをやめられたということですし、一番否定的な方たちと一番接触のあった方と内科医から聞いていますから、その方はやめられた。それと、外科の副院長、これも私は直接本人としゃべったんですけど、なぜかわからない、やめる方向に旧の野洲病院が持っていったということなので、これも今年の冬に、何とかということで、結果的に今、薦本副院長がそのかわりで来てくれています。だから、減った理由は、民間野洲病院の経営方針であったのか、不作為だったのか、今それを分析しても仕方がない。それと今、必要な医師は、まずはリハビリの常勤医、これを至上命題で医院長、頑張ってくださいと言っています。それと、あと眼科と神経内科、これも可能性はあるんですけども、眼科と神

経内科については機器を入れないとだめなので、病院長はこれまで、新病院になったら機器を入れようというふうに思ったらしいんですけど、ここはちょっと私と見解が違うので、必要だったら機器を入れてでも、また、眼科と神経内科の機器は新病院へ移せますから、神経内科、眼科については常勤医が可能であればできるだけ早い段階と。それと、病院長は泌尿器科ですけど、病院長が臨床したらだめなので、これもご存知のように市で泌尿器科医を採用してということですので、結論からいえば、旧野洲病院で医師がかなり減っていた理由はなかなか突き詰められない。もやもやとした理由ですけども、今の市民病院になってから、市立になってから、明確な戦略で順番に確保していこうということになっていきます。これでご理解いただけたかと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ちょっとついでに市長にお伺いしたいんですけど、この先日の評価委員会で心配なことがあって、教授は福山教授と今中教授と白井教授がそのときお休みだったので、ちょっと心配だったんですが、それは特段何かもともとの予定が入っていらっちゃって、ちょっと来られてなかったということで理解してよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然、全員出席は無理ですよ。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） メインの方だと思ったので。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） メインが誰かは別として、委員全員みんな均等に貢献いただいていますけども、全員の出席までは無理なので、設定した日に出席いただける方が出席いただいているということです。何も協力しないとか反対とか、そんなことは一切ありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、取り越し苦労です。済みません。わかりました。

これは市長に聞くのか部長に聞くのかわかりませんが、続いてなんですけど、これはよく、先日東郷議員の質問の中で、大阪労災病院へ行かせていただいたんですけど、例えば、そちらなんかではリクルートに積極的に力を入れていまして、ブース、合同の出展ブースなんかに出展して、例えば今年ですと、医師が97人ブースに来てくれているんですね。医師確保に向けて非常勤の採用とかも含めて、そういったものもどしどし使ってい

けばいいのかなと思うんですが、このあたりについて、展望については全く想定できないでしょうか。どちらでもいいんですが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 医師確保は原則として滋賀医大、京大というところで考えていますから、さっき申し上げたように、最大限、滋賀医大で努力をしようとしてくれていますが、設備の問題、機器の問題、あと体制の問題、それがあるのでいきなりは行かないということで、懸案にはしてもらっていますから、あえてその今おっしゃったような場で、いわゆる一本釣りをするようなことをするまでもないというふうに考えています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 僕も思いつきで言っているわけではなくて、仮にそういったところで確保しても、滋賀医大の医局に所属してもらって来てもらうということも理論上は可能だと思うので、そのあたりを含めて、市長は考えられませんか。すぐしてくれとか、そういうことではなくて、そういったこともありますので、検討する価値はあるのかなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もちろんありますけども、今の段階でそこまでやる装備、体制が敷けてない、残念ながら。民間でもうちょっと健全に運営されていると思ったら、本当に施設もこちらが想定している以上に老朽化している。その中で今みたいな仕組みの中で医師確保ができるかどうかという、まずやるべきことが先にあるというのと、あえて言えば、今、常勤のお医者さんの体制とかモラルの向上も含めて必要なので、今の中に、今おっしゃったようなブースで関心を持った方を滋賀医大の医局という、これはもちろんやり方としてありますけども、そこまでの装備でやるような段階ではないというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、次に行きます。労使間における職員代表者の選出状況についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 労使間における職員代表者の選出につきましては、労働者の主体的な話し合いにより選出いただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もう少し具体的に何か時系列でお伝え願えませんかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） どのように選考されたか、詳細については、私は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） でも、これは極めて前回の旧・民間病院ではできてなかったことなので、ここは事務部長の僕は管轄になるのかなと、把握されていらっしゃるいい案件なのかなと思うんですが、そこはどうですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 人事を担当する職員が職場代表の方に確認し報告を受けて代表者を決めたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、もう少し、例えばどこの部課から誰かが出たとか、話せることってあると思うんですけど、全くゼロ回答ですか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 全体的なバランスを考えて、看護部から1名、医療技術部から1名、居宅介護支援事業所から1名、それぞれ管理職以外の方で選出いただいたと、そういうふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そういうことをお聞きしたかったので、ありがとうございます。

次に行きます。新しく市立病院職員によって労働組合が結成されたとお伺いしていますが、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 議員もご承知のとおりですけれども、労働組合は結成されたということでございます。また、もともと存在しております市の職員労働組合に

おいても、新たに医療衛生部が立ち上げられたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この7月26日に野洲病院労働組合が結成されたということで、職場をよくするために頑張っていただけだと思います。この点に関してはお喜びを申し上げます。

今後、市と団体交渉は予定されているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 交渉の具体的な予定の日と日程については聞いておりません。ただ、そういう申し出があったということは聞いておりますけれども、具体的なところはまだ現時点では聞いておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、僕も断片的な情報しか聞いてないんですけど、来週か、遠くないときに市長が団体交渉かあるいはそれに類似するものを何か対応されるというふうにも聞いているんですけど、そういった事実はあるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市長は対応いたしません。病院事業管理者が対応いたします。市長は対応できませんからね。

○10番（稲垣誠亮君） 事業管理者として。

○市長（山仲善彰君） よく情報を持っておられますけども、関与しておられるんですよ、多分、労働組合に。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そういう誤解を与える発言は危険なので、もう本当に、僕も風評被害を……。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時27分 再開）

○議長（橋 俊明君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、今の市長、病院事業管理者としてはされ

るということで問い直しますが、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、要請があればということですけども、まだ具体的な要請は、私は聞いていません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、全く未定ですね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私の日程にはまだ入ってないので、未定かどうかまではわかりません。病院事務の方でもう日を決めているかもわからないという意味で言っているんですよ。だから、未定かどうかまでは現時点ではわからないけど、少なくとも私は、日程は聞いてないということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは非公開でされるのか、公開でされるのか、そのあたりはお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは当初から公開、強制じゃなしに、組合側が応じられるのであれば公開でしていただきたいということを病院事業管理者の方からお願いをしています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） あと、今ちょっと誤解を与えるので訂正しますが、一般の職員の方とお知り合いの方は、僕はいますけど、今の答弁だと、その労働組合の方の知っている方がいるというふうに、人によったら誤解を与えるので、そういったことで僕は申し上げていませんので、誤解のないようにお願いします。

では、次に行かせていただきます。M&Mカンファレンスの実施について、出席者を含め、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 医療の質や安全性を改善する目的で、不幸にして合併症が起きたケースや死亡したケースを幹部や医療安全担当者、また関係職員により適宜検証を行っておりますが、参加状況については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) 参加状況を把握されてないということは、されているんですか。

○議長(橋 俊明君) 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長(吉川武克君) 目的が、今申し上げましたとおり、次の症例にその経験を生かすというカンファレンスでございますので、そういう取り組みはしているというものの、今、7月1日以降のカンファレンスとか、あるいは参加者の数については、私はちょっと今、把握してございません。

以上でございます。

○議長(橋 俊明君) 稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) ただ、これは通告していますので、出席者を含め問うと聞いていますので、お答えいただかないと困ると思いますが。

○議長(橋 俊明君) 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長(吉川武克君) 申しわけありませんが、ちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

○議長(橋 俊明君) 稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) そういった場合は事前にご相談をいただけませんか。だって、僕は具体的に書いて聞いていますので、当日まで放ったらかしにして回答できないというのは、僕はちょっとひどいと思います。これは先ほど大阪労災病院をたとえになりますけど、大阪労災病院は例えば月水金に、医師、看護副部長、事務と他を含めて、週3回したりしているんですね。当然、こちらは事務部長案件だと僕は確信できますので、こちらは答えていただかなければいけない質問だったと僕は自信を持って言わせていただきます。

次に行きます。高額医療機器の設置状況についてお伺いします。

○議長(橋 俊明君) 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長(吉川武克君) 高額医療機器の設置状況については、御上会野洲病院が導入したと、市も補助金を出しているわけですから、その状況で、平成22年度以降の機器で納入価格が20万円以上のものを対象にカウントしましたところ、106でございます。

最も高額なものはMRIでございます。それ以外にも、CTや内視鏡システム、あるいは外科腹腔鏡下内視鏡システムなどがございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） このMRIとCTは大体、CTは何列で、MRIは1.5ぐらいですかね。そのTを教えてくださいんですけど。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） MRI等の詳細なシステムの仕様については存じておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 購入時期はわかりますか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） MRIの購入は平成26年でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） であれば、そんなに全然、かなり次世代から遅れているものでは、使えるものだと思います。

次に行きます。この医師から例えば要望で上がっているようなものはありますか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 現在、各心療科などに問い合わせ照会しまして、機器の整備計画を今、立てているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、立案中ということですね、今ね。あとは、今年新しくもう既に更新とか購入するものが決まっているようなものはありますか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 現在検討中でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次に行きます。治療・就労両立支援について、診療報酬算定件数を含め、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 外来で化学療法の治療はしておりませんが、特別な治療・就労両立支援は、当院では実施しておりません。したがって、診療報酬

の算定もございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは診療報酬1,000点と大きくて、産業医との連携によるものなのですが、これは過去を含めても実績がないということなんですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 療養・就労両立支援指導料ですけれども、これは平成30年度に診療報酬改定で新設された施設基準でございます。近隣の病院でもまだ取り扱っていないところが多いというふうに確認しています。がん治療について産業医と主治医が連携して、専任の看護師や相談員のいる相談窓口を置くなどの仕組みが制度になっていますので、仕組みをつくらないといけないということもありますし、導入しても対象者が少ないなど、思ったより加算がとれないといったことに、結果になりやすいため、現在は周辺の病院の動向を見ているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次、15番に行きます。救急受入患者数、時間外救急受入患者数をお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 救急受入患者数は、7月が162名、8月が、8月28日現在までの数字で207名でございます。時間外救急受入の患者でございますが、7月は94名、8月は、8月28日現在までの数字で157名でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは、救急搬送の応需率、時間外の応需率はどのようなものですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 応需率ですけれども、救急搬送応需率、7月が95%、8月は、先ほど申しました8月28日の数字で97%、時間外救急搬送の応需率は、7月が100%、8月は、8月28日現在までで、これも100%でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 大変頑張っていると思います。

次に行きます。令和元年7月、8月の診療売上見込み額及びその評価についてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 診療売上額は、7月は2億1,786万9,765円でした。8月の見込みは、9月中旬くらいにならないと速報値がわかりませんので、ちょっとお答えできません。これはどこの病院も同じあると思います。評価については、旧・御上会野洲病院が健全であることを前提に事業譲渡を受ける予定でしたが、先ほど市長からもありましたが、想定より厳しい状況で引き受けることになりました。具体的には、想定以上の施設の老朽化、計画的な設備の更新などがされていないこと、運営の安定化のため、旧法人の体制を一定期間引き継がざるを得ない状況であったことなどから、満足できる数字とはなっていないと、極めて厳しい状況であると感じております。今後、施設の整備を含め、これらの改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは予算と含めて730万、単月で足りてないんですけど、これが現状推移しますと、キャッシュがショートしたりする可能性もこれは十分高いと思うんです。追加の出資金も必要になってくると思うんですけど、このあたりを含めてはどのようにお考えですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 厳しい状況であるというご指摘は私もそう感じておりまして、今、病院内で経営改善に取り組むというところで、病床稼働を上げる、あるいは、先ほどご質問のあった救急搬送について、時間内といいますか、夜間以外の時間内の救急搬送は必ず受け入れるなど、いろんな方法で経営にプラスになるような提案を今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 応援させていただきますので、よろしくお願いします。

この内訳を見ますと、このその他医業収益で、これは410万で予算よりも向上しているんですけど、この内訳についてお伺いできますか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） ちょっと私、今、手元に資料がないのですが。失礼しました。訪問看護事業でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは今のところ、成績がいいということなんですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 予算の見立てよりはよかったということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。次に行きます。再質問したいんですが、これは昨年度の収支計画を単年度で下回っているわけですけども、下回った評価については、職員間同士で評価はできていますか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 経営管理者会議というのを毎週やっております、こういった経営の状況を常時、情報共有しているわけですけども、厳しい状況ということとは、院内幹部を含め、皆、共通認識しているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一般課員を含めて共有しているということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 少なくとも幹部はその認識をしているはずでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） できれば一般課員まで含めていただきたいんですが。

今後、9月以降の利益予想なんですが、これは必須事項であると思うんですが、これも同様に職員と共有はできていますか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 院内全体で共有するべく、いろんな、市役所でいいますと部長会議とか調整会議とかがありますけれども、市立野洲病院の中でも経営管理者会、あるいは診療医療部会ですとか、いろんなところで情報共有できる場面がありますので、そういったところで情報共有していきたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今はしていきたいということなので、できてないということなんですけど、していただけるのか、していただけないのかを聞いています。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 民間病院を引き継いだので、もう少しシステムができていたら、もう本当に何もシステムは全くなしです。元事務長が全部仕切っていたみたいなこと、病院長も、「私は一切関与していませんでした」と言うから、これはちょっとびっくりしたんですけども、私もある時期から、かなり初期の段階から、経営管理者会議は必ず出て、必ず厳しいやりとりをしていました。この会議録を今、庁内の部長会議で公開していますけども、これは皆様に公開しようと思っています。プライバシーを守って、本当に現実の問題がどこにあるのかを出していこうと思っています。機器の問題と共に、悪口という意味じゃなしに、病棟だけ診るお医者さん、常勤医がいるというのもこの間、初めて知ったんですけども、それも本人はそんなことを望んでなかったのに、ある時期に、「あなたは診察しなくていいですよ」と、「病棟だけですよ」と、こんな贅沢なことないですよ。だから、そういうこととか、医師の系統がきちっとしてないから、余り患者さんを診ないでも済んでいるドクターがいるとか、常勤で、このあたりも抜本的に変えないといけなもので、経営管理者会議の公開と共に、さっきからおっしゃったように、いろんな会議も可能な限り、内容を全部は難しいかわかりませんが、頻度とか記録とかも出して行って、市民の病院として市民の方が情報を持ってもらえるように改めていきたいと思っています。ただ、しばらく時間がかかって、他に今、仕事をいっぱいしていますから、職員は。

○10番（稲垣誠亮君） そう思います。

○市長（山仲善彰君） いい意味で緩やかに、何か応援する、応援すると言っていますが、ほんまにしてくれているのかなと心配なもので。

○10番（稲垣誠亮君） もう全力で。

○市長（山仲善彰君） 言っていることとやっていることを合わせて下さい。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その証拠にこの7月、8月はそういう過渡期で、大変お忙しい時期だと僕はわかっているの、市長ね、野洲病院の方に行っていると言ったけど、僕は清算法人の方しか行ってないんです。そこでしか議論をしてないので、市の病院の一般の職員さんとは一切こういった問題を持って行って話を聞いたりはしていませんので、そこ

はきちんと理解して下さい。

これはこの間、評価委員会で市長が出席を求められています廣原さん、看護協会の会長もおっしゃっていましたが、これはやはり各部署で具体的な数値目標の予算づくりとこのできていたのかと、そういう指摘がありましたので、その点についても、今後ちょっと考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然のことです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） なぜここまでこだわるかといいますと、この収支計画の実績を今後も下回って継続すると、これはやはり市民の信頼を損なう行為で、事業存続の展望が危うくなっていきますので、そこは肝に銘じて取り組んでいただきたいと思うんですが、そこは市長の決意の方はどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 決意というよりは、私はいつも申し上げていますように、経営というのは客観的なデータと方針に基づいて、組織の人たちがそれを体得する合意形成にならないとだめで、私だけが決意したところで空回りですから、組織の健全な運営の中で情報を共有化して、見通しを立てて進めていきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そうはいいまでも、事業管理者ですので責任は重大だと思うので、よろしくをお願いします。

あとちょっと一旦気になる点があったんですが、この7月のリハビリの外来が、これは数字がゼロになっているんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） ちょっとこれは院内の医師の、ドクターの私的な事情もありまして、ここはゼロになっているというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは、だから、常勤というか、嘱託で採用している常勤です、お年の関係で。その方の家庭の事情があって休まざるを得なかったんです。それで、そうなっています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ただ、いい点が、これを見ていてすごく1カ所ありまして、この検診が右肩上がりでいいんですけど、これは検診事業科の働きによるところが大きいんですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 検診医が2名から、旧病院から現在3名体制でやっておりますので、その影響かなと考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、でも、右肩上がりで大したものだと思いますよ。

次に行きます。ちょっと飛ばしまして22番に行きます。診療報酬項目、画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料取得に向けた進捗状況をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料については、現在取得してございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは取得内容を聞いていると、それほど高度な内容でもないように思うんですが、何か原因があるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 原因は情報システムのハードの問題があるということございまして、この加算は周辺病院とのネットワーク化によって、その患者さんの情報を共有していこうと、こういうものでして、滋賀県では、びわ湖あさがおネットというものがあるんですが、本院の現在のシステムについては、そのハードの面でちょっと問題があるので、そこは見には行けますけども、その情報を提供するような場面ではないと。ただ、新しい病院を今、計画しておりますけれども、新しい病院ができた場合には、そういったシステムを導入していこうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次に行きます。画像診断管理加算2の取得時期、また直近3カ月の読影率は80.1%となっていますが、8割の維持について方向性を聞きます。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 画像診断管理加算でございますけれども、開院から取得しております、8割の維持については、7月は90%、今後も問題はないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは、読影はどの先生がしているんですかね。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 医療技術部長の川口医師でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、僕もこれは今日気づいたんですけど、この川口部長は副院長もされていらっしゃるんですけど、いろいろなお仕事がある中で、この維持率を保っているという、そういうことですか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） そうでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今後、救急を断らないというような方向性に持っていきたいということで、この川口先生の負担が下がって、この8割を切るようなことがあっては、僕は大変心配だなと思って、それは放射線科医、別の病院ですけど話していて、今のお話を聞いて、今、90%まで行っているということなので、大変安心しました。

最後に行きます。市立野洲病院のホームページのリニューアルについて、費用、受注先についてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 市立野洲病院のホームページについては、できる限り早く対応するために実施し、作成費用として、税込みで62万9,720円を支出しております。内訳ですけれども、病院全体のホームページとして、有限会社アナログエンジンと契約し、税込み53万2,520円。また、ホームページの一部として、看護師求人部分については株式会社ウィードプランニングと契約し、税込みで9万7,200円で契約したところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 部長、前のページはご覧になられたことはありますか、詳細に。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 前のというのは、どの時点の。

○10番（稲垣誠亮君） 更新前の、旧・民間時代のです。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 民間時代のですか。詳細は見ておりませんが、ホームページは確認しております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そこ1点で、僕はかなり見ているんですけど、ナース部のページがあるんですよ。そこには小森看護部長が筆頭になって、割といろんな記事を更新されたり、集合写真があったり、僕はすごくそれがよくて好感を持っているんです。今回も看護部の欄がありますので、すごくいいことなので検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） ありがとうございます。旧・野洲病院時代に今のスタッフが頑張っていたというところなんですけど、ただ、写真の掲載などについては映像権とか肖像権とかの問題もありますし、既に退職されている方の写真とか映像も写っているというもありますので、その辺は慎重にしていかなないとはいませんが、いずれにしましても、病院内で取り組んでいる前向きな事業についてのPRは積極的に盛り込んでいきたいと、今後、考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。大変すばらしい、あれがよかったので。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開は午後3時5分とします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。今日は3項目にわたって質問さ

せていただきます。

1つ目は、食品ロス削減推進についてお伺いいたします。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を目指す食品ロス削減推進法、議員立法が5月24日の参議院本会議で全会一致で可決、成立いたしました。

この法律は、公明党が作成した法案をもとに、与野党の超党派議員連盟で合意形成が図られたものであり、その前文には、「食品ロスの削減は、食料を多くの輸入に依存する日本が真摯に取り組むべき課題である」と明記。国や自治体、事業者、消費者などが連携し、国民運動として推進するため、法律を制定すると宣言しています。

また、食品ロスの削減の定義を、「まだ食べることができる食品を廃棄されないようにするための社会的な取り組み」と定め、国、自治体、事業者の責務や消費者の役割を明記してあります。

具体的には、国や自治体に取り組む施策として、消費者や事業者に対する知識の普及・啓発や、事業者などから寄贈された未利用食品を福祉施設や災害被災地などに提供するフードバンクの支援などが盛り込まれています。

この食品ロス削減については、5月12日に新潟市で開催された20カ国・地域、G20農相会合でも各国が足並みをそろえて取り組むことが確認されるなど、国際的にも重要な課題となっています。

また、国連の持続可能な開発目標、SDGsは、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させることを掲げており、日本は家庭から出る食品ロスを30年度までに半分に減らす目標を明らかにしております。

公明党は、この問題にいち早く取り組み、2015年12月に食品ロス削減推進プロジェクトチームを設置。全国各地で調査活動を行い、要望を聞くと共に、16年5月には政府に対し、食品ロス削減に向け国を挙げて取り組むよう提言いたしました。

さらに、18年4月には、この提言をもとに法案を作成し、18年12月に発足した食品ロス削減に関する超党派議員連盟では、公明党が与野党間の合意形成に中心的な役割を果たし、法整備をリードしてきました。

また、地方議会でも公明議員が事業者の廃棄抑制や消費者への啓発、未利用食品を必要な人に届けるフードバンクへの支援などを盛り込んだ意見書の採択を主導してきました。こうした公明党の取り組みに対し、全国フードバンク推進協議会の米山弘明事務局長は、「公明党が最初にまとめた法律の骨子案には、初めから現場の声がしっかりと反映されて

いた。現場が満足する具体的な項目が盛り込まれた」と評価されております。また、ジャーナリストであり食品ロス問題の専門家でもある井出留美さんからも、今回の議員立法にあたり、「公明党の合意形成力や実行力には目を見張るものがありました。公明議員は、食品ロスという課題に立ち向かう戦友です」との期待の声が寄せられています。

さらに、大手コンビニ各社では、ポイント還元による食品の実質的な値引きや販売や、おせちなど季節商品を完全予約制にするなど、具体的な対策に乗り出す動きが出始めております。食品ロス削減に向けた気運が高まっています。

今回の推進法では、私たち消費者の役割も定められています。家庭での食品ロス削減の促進、外出時の食べ切りの啓発促進、災害時用備蓄食料の有効活用の促進、学校における食育の促進など、自主的な私たちの取り組みも大切であります。国民の理解と関心を深めるために、毎年10月を食品ロス削減月間と定めたことも削減の前進の糧にしていきたいと思っております。

今回の食品ロス削減推進法の成立をスタートとして、食品ロスを生まない気運をさらに高め、取り組みを強力に進めていただきたいと思います。そこでお尋ねいたします。

本市において食品ロスの取り組みについてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、津村議員の食品ロス削減推進についての1点目、本市における食品ロスの取り組みについてお答えいたします。

本市における食品ロスの取り組みでございますけれども、スーパー、量販店等での食品ロス削減、これはマイバック削減等も含めてやっているもので、特に位置づけとしては、環境基本計画の中のごみ減量プロジェクトの一環として前々からやっていることでございますので、この食品ロス削減も従来からこういった啓発をしているということでございます。特に、そのごみ減量プロジェクト、これは環境基本計画推進会議で作成いただきました啓発用のポスターでございますけれども、市内小売業者、自治会、コミュニティセンター等で掲示したり、自治会回覧、広報、ホームページなどで、食品ロス削減のために、これはもう29年の後半につくりましたんですけれども、後のご質問でも出てきますけれども、「食べきりやす30・10運動」のPRをするなどの啓発をしているところでございます。

さらに、県内の連携した取り組みといたしましては、昨日工藤議員のご質問でお答えいたしました滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会、こういったところでの取り組みをしまして、事業者、関係団体、行政が連携協力を図って、滋賀県における食品ロス

を削減するための、三方よしフードエコ推奨店の登録推進であるとか、フードドライブなどを実施しているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。次の質問に移ります。フードバンクは存在しているのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 県内で私が把握しているのが、フードバンク滋賀とフードバンクびわ湖というのがありまして、野洲市内においてはこのフードバンクびわ湖の物資の拠点、直近で7月ごろやと思うんですけども、その拠点の一つとして野洲市の木部にその保管場所を設置されています。ちなみに、ここの田中議員が副理事で頑張っていたというところがございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。スーパーとか大手コンビニで余ったのを利用するとかという、そういう何か仕組みとかというのはございますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それが今言いましたフードバンク、あるいはフードドライブ、このフードドライブも去年の実績でいいますと、これはこの法律、公布されて当然ご存知なんですけども、結構ここの法律の焦点というのは、他の地方公共団体の責務として、他の地方公共団体との連携とか事業者との連携というのが結構強調されております。そういう意味では、結構広域的な取り組みが必要やと。というのは、集まるという意味において、単独ではなかなか集まらないと。そのためにフードバンク、あるいはフードドライブがあると。先ほど言いましたフードドライブについては、協議会において、去年、30年度ですけども、2回ほど大津方面で各市町等が県と共に連携してやっているというような実績がございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。じゃ、次に、災害用の備蓄食料の有効活用というのはされているのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目の災害用備蓄食糧の有効活用はされているのかとのご質問にお答えをいたします。

市では、万一の災害に備えまして災害用食糧品を備蓄しておりますが、賞味期限を迎える備蓄食糧品は食品ロスがないよう、毎年、自治会に照会を行い、希望される自治会に配分をさせていただいております。現状といたしましては、各自治会の希望に添えないほどの申し込みをいただいております、食品ロスは発生しておりません。

なお、各自治会の利用については、主に自治会の防災訓練の参加者に対して試食などをいただき、防災意識の向上に努めていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ちょっと細かいことを再質問するんですけど、賞味期限と消費期限があるんですけども、賞味期限の方で間違いなかったでしょうかね。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今、賞味期限を迎えると言いましたけれども、保存期限ということで、備蓄品ですので、保存期限を迎えるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。自治会等でそういう備蓄の食料とかを自治会で保存している部分は処理したりもしているので、またそういう啓発というんですかね、有効利用をまたしていただけたらというふうに思います。

次に、学校・園での給食などについての啓発・教育はどのように取り組まれているのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校・園での給食等についての、教育・啓発についてお答えをいたします。

食に関する教育、いわゆる食育は、学習指導要領を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて、計画的・組織的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、毎日の学校給食では、食材の生産者や調理してくださる給食センターの職員さんに感謝して食べることに努めています。また、個別の配慮はもちろん必要ですが、

学級でみんなと楽しく食事をするこゝで、残さず食べようとする意欲を育て、残食を少なくすることを目標に指導しています。

また、特に、毎月ゼロのつく日、10日、20日、30日ですが、これは残食ゼロの日というふうに、各学校で子どもたちにアピールをして、学校・園でアピールをして、意識的にみんな食べようということを指導しております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。もともと全部食べ切るとするのは難しいかと思えますけども、時間をかけて食べられる児童、生徒さんがいらっしゃると思うんですけども、大体どれぐらいの時間で、給食時間タイムというんですか、設定されているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校によって違いますけれども、大体25分前後が食事時間というふうになっています。準備が20分ぐらい、それから食べる時間がそれぐらいというふうな設定でやっています。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） その残食というのは、教育長の見た感じというか、現場に入られたときに、多いとか少ないとか、ちょうど皆さん、適食というか、そういうふうに食べられているなどという、そういうご感想とかがもしありましたら伺いたいします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私は、給食に入ったのは小学校が中心ですけども、校長として各教室を回ったりしながら一緒に食べたりしたんですけども、子どもたちの好きなメニューですと、本当に取り合いというか、おかわりがもうなくなってしまふというふうになりますけども、合わない食材ですとかそういうのになりますと、やっぱり残ってくるのかというのがあります。あと、中学校では少し好き嫌いが激しくなつて、残る量がちょっと増えたりしているのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。次の質問に移ります。30・10運動とは、宴会時の食べ残しを減らすキャンペーンであります。乾杯後、30分は席を立たずに

料理を味わい、お開き10分前になったら自席に戻って料理を残さずいただくというものであります。本市における取り組みについて、先ほどと重ねての答弁になると思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 1点目で触れてしまっていますんですけども、いわゆる「食べきりやす」というキャッチフレーズで、「食べきりやす30・10運動」として、これは29年の12月から取り組んでいまして、その前に御党の梶山議員のときにご指摘等々、ご提案等々いただきまして、それ以降取り組まさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。最後に、私もひとり住まいで、買い物に行って、よく余るんですね。調味料なんかも結構、日付を、消費期限を切らしてしまったりとか、よっぽど外食が多くて自炊してないということなんですけども、ついつい買い物も1人用というのがなくて、大手スーパーであったりすると。コンビニですと1人用が結構あるんですけども、そういう余ったのを利用するという、先ほど部長から回答がありましたフードバンクへ持っていくという、なかなか少ない数なのでそれだけ持っていくというのも、受け取る方も大変だと思うんですけども、そういう市民の、私だけじゃなくて、市民の方が、「余ったんやけども、こういうのを利用してもらえないでしょうか」という、そういうシステムというか、そういう何か仕組みというのは、部長、何かつくれないでしょうかね。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今、2点目、3点目か、フードバンクの関係でも若干お答えしましたけれども、今、結構始まったところではあるんですね。今のフードバンクびわ湖さんも野洲市の見守りネットワークと協定とかも結んだりもして、だんだん関係性は深めていっています。市民生活相談課の困窮者との協力関係であるとか、あるいは野洲市の社会福祉協議会でお米をいただいたりと、そういうのは徐々に始まっています、今のところ、本体自体も2団体で、向こうから法人化にしていきたい等々、仕組みもつくっていききたいと、そういったまだまだ手探りの段階ということでございますので。そして、今、紹介しました田中議員も副理事でやっていただけるんですけども、野洲はたまたま、たまたまというのか、議員もいてくれはって、木部にあるので、近くに持っていける場所

もあるというのでメリットはあるのかなど。そうした津村議員の今、例えば持っていこうとか、そういったことの積み重ねの中で、バックアップしていければというふうには思っています。今、やっぱり始まったばかりなので、いきなり市がぐっとなっていくのは、ちょっとこの活動の理念が壊れていく可能性もありますので、そこはバックアップというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。結果的には食品ロスがなくなるように、私も個人としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

では、次の質問に移りたいと思っております。

認知症施策推進についてであります。本年6月に認知症施策推進大綱が関係閣僚会議で決定されました。今後、本市においてもさまざまな取り組みが実施されると思いますが、現状と今後の取り組みについて伺いたいと思っております。

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進しています。

本大綱においては、共生とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味であります。

引き続き生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、本人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味であります。運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていること踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及と共に、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取り組みに重点を置く。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明、

予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

こうした基本的な考え方のもと、1、普及啓発・本人発信支援、2、予防、3、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、4、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、5、研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に沿って施策を推進する。その際、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とする。

本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2024年までとし、策定後3年を目処に施策の進捗を確認するものとするがあります。

そこで、伺います。普及啓発・本人発信支援についてですが、企業・職域型の認知症サポーター数が国では400万人の目標になっていますが、本市における現状と目標を伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、津村議員の認知症施策推進についての1点目の、企業・職域型の認知症サポーター数の本市の現状と目標についてお答えします。

本市の企業・職域での認知症サポーター養成講座受講者数は、およそ800人ございまして、直近では、今年8月に、野洲駅北口にあります大手企業でも100人程度のサポーター養成講座の方を実施しております。

なお、全国規模の企業・団体では自社あるいは団体内で独自の職域キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行っている場合もございまして、市で養成数を把握することは困難であり、目標設定としては行っておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。なかなか大きい企業でしたら、工場とか、まとめてたくさん的人数でキャラバン・メイトが出動して養成講座ができるんですけども、コンビニさんとかそういう企業、認知症の方が身近なところを利用するところで発見できるというか、そういうコンビニさん、身近なそういう企業さんというんですかね、中小企業の方でも結構ですし、そういった方に対しての、そういう指導というか、何かアドバイスのことはされていませんか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 大手企業だけではなく、例として上げられたのはコ

ンビニとか、あるいは中小規模の店舗、あるいは企業への養成講座等の働きかけということなんですが、先ほど800人程度、職域で受けていただいているという中には、小規模な企業さんも当然あるということでございます。それから、今ご提案いただきました、例えばコンビニとかにつきましても、店舗オーナー制になっておりまして、何とかという大きなコンビニのメーカーの方に直接ということは多分できないと思いますので、その辺の方も裾野を増やすと、広げるというような考え方の中で、今後また考えていきたいと思っております。

以上、答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。行政視察で文教福祉委員会でも、愛知県の大府市の方に行かせていただきまして、認知症に関わることをいろいろ勉強させていただきました。やっぱり予防と共生というのは本当に大事なことでありまして、特にこの共生、予防に関わるんですけども、もちろん認知症になって1人歩きをされて、地域の方が見守るといふか、そういう体制が必要になってくると思うんですけども、そういう発見できる、今日も私、朝、スクールガードに立っていましたら、お年寄りの方が歩いて、ふだんは歩かない人が歩いているというのを見かけまして、やっぱりそういうサポーターであれば、そういう判断というんですか、見分けることが少し可能になってくると思うんですけども、先ほどは企業のサポーターというふうに言ったんですけども、一般のサポーターの方を増やしていくというのは、今後どのように取り組まれるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の企業・職域ではなく一般市民を対象にというお話でございますけれども、現在取り組んでおりまして、一般の市民で、数でいきますと3,800人強の方が受けていただいている結果にはなっております。この中には、学生、小学校とかそういうお子さんも含めた中の人数になっておるんですけども、取り組みの中ではいろんな高齢者自身のふれあいサロンとか、そういうような場面も、あるいは、今言いましたような小さいお子さんを通した学校での取り組みとか、いろんな世代において、このサポーターの養成講座の開催をする取り組みをしているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。もともと国では1,200万人の目標と
いうか、もう1,000万人を超えていますので、本市でもたくさんの、また議会でも以前、
そういうサポーター講座をされたというふうに聞いておりますので、今後、もし受けられ
てない方がありましたら、ぜひ、何回受けてもいいと思いますので、また議会でもしてい
ただけたらというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発
イベントの予定をお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の2点目の世界アルツハイマーデー
及び月間における普及・啓発イベントについてのご質問でございますが、世界アルツハ
イマーデー、これは9月21日なんです、それに関連しまして、今年は9月18日に市
内の大型ショッピングセンター2ヶ所で、認知症キャラバン・メイトの方の協力を得まし
て啓発活動を行う予定になっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） このアルツハイマー病というのが一番認知症で多いんですけども、
私も約6年現場でヘルパーとして認知症の方に関わらせていただいているんですけども、
本当に送迎とかに行きますと、娘さんが送り出していただけなんですけども、大体1年、
2年たったごろに、「今の方はどなたでしたか」と言ったら、「お姉さん」と言いはって、
4年、5年たって、「今の方はどなたでしたか」と言ったら、今度は、「お母さん」という
ふうに、そういうふうに緩やかに認知症というのは進んでいくんだなというふうにも思い
ましたし、また、それをとめるのも周りの関係するとか、関わるもちろん家族であつ
たり、地域の方であるというふうに思いますので、このアルツハイマーというのをしっか
りまた私たちも、誰しもなる可能性はありますので、そういう地域ぐるみでというか、し
っかりこのアルツハイマーという、これをまた市民の方の1人でも多く理解して、また普
及啓発を進めていけたらなというふうに思っております。

次の質問は、キャラバン・メイトの現在の人数と今後の養成についてとピアサポーター
による支援は今後、どのように取り組まれるのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 3点目のキャラバン・メイトの現在の人数と今後の養成、またピアサポーターによる支援の今後の取り組みについてのご質問でございますが、現在、野洲市のキャラバン・メイトの数といたしましては80名でございます。養成につきましては2年に1回、湖南4市が合同でキャラバン・メイト養成講座を開催しております。

今後も民生委員、介護事業所従業員、あるいは介護者家族の会等に養成の方を呼びかけまして、多くの方に認知症キャラバン・メイトとして活躍いただきたいと考えております。

また、認知症当事者でありますピアサポーターの支援につきましては、昨年創設されたばかりの制度でございまして、事業としては実施はしておりません。ピアサポーターとなる認知症当事者の活動支援は県の方が行うこととなっていることもございまして、県の動向を見ながら、本市における取り組みについても今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上、答えにします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） じゃ、次の質問、認知症ケアパスについての今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 認知症ケアパスの今後の取り組みについてでございますが、認知症ケアパスとは、認知症の状態に応じた支援やサービスの流れを案内したもので、平成27年度に野洲市版の認知症ケアパス、「野洲市認知症相談ガイド」を作成し、全戸配布いたしております。

また、認知症の窓口相談時、あるいは認知症サポーター養成講座、あるいはふれあいサロンやイベント事業等、さまざまな場面において、そのガイドを利用いたしまして、いろんな啓発の方も行っております。

今後の取り組みといたしましては、地域医療あり方検討会の在宅ケア部会や認知症キャラバン・メイト連絡会などで、内容の再検討、情報の更新等を行い、引き続き活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。平成27年に、相談ガイドがあるという

ことで全戸配布されたということで、なくされた方もいらっしゃるでしょうし、また、もしそういう全戸配布とまではいかないんですけども、もう一度、再配布、新しい版というんですかね、もし訂正する箇所があってまた配布できるようでありましたら、していただきたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほども答弁で言いましたとおり、現在このような形で冊子をつくっておきまして、今すぐにその内容的に、すぐに更新をしなくてはならないような情報については今のところございませんけれども、制度の改正等、そういうことを考慮しながら更新等、あるいは、先ほど言いましたいろんな団体等の話し合いの中でご意見をいただいて、必要でありましたら更新の方をして、また配布の方を考えていきたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。じゃ、次の認知症の初期集中支援チームにおける医療・介護サービスにつながったものの割合を、国では65%となっていますけれども、本市における現状と目標を伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 認知症初期集中支援チームの本市の現状と目標についてでございますけれども、本市におきましては、平成28年度に認知症初期集中支援チームを設置しておきまして、平成30年度、昨年の実績を申し上げますと、6名の方の支援を行いました。その結果、3分の2の4名の方が専門医を受診いただき、介護サービス利用につながっている状況でございます。

今後につきましては、さまざまな機会において、先ほどご質問がございました認知症ケアパスを活用しながら、チームの活動を広く市民に知っていただき、認知症の疑いのある方が、適切な医療・介護に適宜つながるよう、市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。最後の質問ですけど、全市町村で本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み、チームオレンジを整

備とあります。本市においての取り組みを、目標とかがありましたらお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、チームオレンジの取り組みについてのご質問でございますけれども、このチームオレンジの整備につきましては、新しい取り組みでもございまして、まず、仕組みをつくるために、認知症サポーターの養成講座修了者が認知症サポーター養成講座のステップアップ研修という研修を受けていただいて、認知症の症状の理解、対処方法などを習得する必要があるがございます。本市では今後、ステップアップ研修を開催いたしまして、その対象者を増やしていき、チームオレンジの活動につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） これから国ももう少し具体的に決めていくと思うんですけども、やっぱりサポーターさんが身近にいるという、そのサポーターと認知症の方がつながるといふか、関わる、そういう仕組みづくりがまた、このチームオレンジ、何名とかはまた、そういう単位も変わってくるでしょうし、市の取り組みとして、そういうことをまた踏まえて、地域の方のサポーターを増やすにはどうするかとか、また、地域のサポーターの人がこの認知症の方と関われるような仕組みも必要だと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） まず、今のご質問でございますけれども、まず、例えばチームオレンジとか、こういうような活動自体を知っていただくというのも非常に重要で、今後、啓発等に努めていきたいと考えております。また、従前から進めておりますカフェですね、認知症の方、あるいは家族の方等々が集って、そういうような話をさせていただく。あるいは、認知症の方の介護に疲れた方がそういうところに行って、いろんなお話をされて、気分を少し楽にさせていただく等のカフェを毎月実施しておりますので、そのカフェに来ていただけるよう、そのカフェの存在自体も周知してまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。本当にまだまだこれから増えてくると予

想されます。また、2025年、2030年に向けてたくさんの、先ほども申しましたけども、認知症になられても尊厳を守り、ご本人が生きていてよかったと、そういう生まれてきてよかった、住んでよかったという、と言えるような、そういう地域づくりをしっかりしていけるような、そういうふうに私自身も努めていきたいというふうに思っています。

次に、3個目の質問に移りたいと思います。

安定的な水の供給を確保するための方策について伺います。国では回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進している状況にあります。水道管の修繕や改修を担う地域の中小・小規模事業者を経済波及効果が及ぶことが期待されます。

そこで、本市での水道事業の現状と将来の見通しについてお伺いします。

水道施設の適切な資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備の状況はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 津村議員の安定的な水供給の中の、まず水道台帳の整備状況ですけれども、野洲市では従来の紙台帳を、平成20年度に電子地図情報と連動させた電子システムでもう既に完了しております。この中には、管の口径ですとか、延長とか、設置年度、当然これは企業経営でやっていますから、資産管理をするというのは必須であります。

それと、水道法の方が遅れていて、昨年度、水道法が改正されて、台帳の整備が法制化されました、ようやく。ただ、その中で、今、市の台帳にもまだ記載していません、水源地、あるいは配水池、これは水道施設では当然台帳を作成しないといけません、これはまだ記載できていませんので、令和3年度までにはそれを追記していく作業を予定しております。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 次の質問は、本市で管路更新率は何パーセントかお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 管路の更新率ですけども、1.64%です。低そうに見えますけども、全国平均が0.7%ですから、その倍以上ということであります。平成27年は0.2%だったんですけども、後ほども言いますけども、合併してすぐに水道料金を下げている、全然設備投資ができてなかったんですけども、経営改善の中で順番に上げてきて、0.

2、そうしてから0.37として、平成30年度に一気に1.64、これは料金を適正化した結果であって、今後も順番に率を上げていきたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。次に、水質の安全確保をする上で、早急な更新が必要な鉛管とアスベスト管の交換は終えているかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市では当初から鉛管は使っていません。アスベスト管は使用されていましたが、順次更新をしていっていきまして、現在、石綿管、アスベスト管が残っているのは、昨年度末現在で2.7キロメートル、約2.7キロメートル、まだ残っています。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 残っているならば、どこにどれぐらいというのはわかりますか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 細かいことになりますけども、じゃ、お尋ねですので順番に申し上げます。比留田と野田地先間の農道に約1,400メートル、富波甲地先に約670メートル、これは市道辻町五之里線です。小篠原地先に3箇所約600メートル、高木地先に約270メートル、入町地先に約220メートル、栄地区に約160メートル、その他、1カ所当たり数十メートルの石綿管が13カ所ありまして、市内全体で21カ所の管が残っております。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 続けて、それらの更新状況はどうなっているのか伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 更新状況ですけども、今年度は富波甲地先約670メートルの布設替工事を施工いたします。また、合わせて比留田と野田間の農道約1,400メートルを含め、7カ所の布設替工事設計業務委託に着手しております。その後、順次布設替工事を施工し、令和3年度末には、全て更新する予定であります。

これも皆様方のご理解で料金を健全化していただいた結果ですので、先ほど、地域の経済、あるいは、いわゆる工事とおっしゃったんですけども、現時点で施工業者の仕事はぎりぎりいっぱいになっていまして、それと、技術者の確保も難しいということがあって、今、最大限仕事をお願いしているという状況の中で、こういう計画になっています。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） あと、熊本地震では耐震化の必要性が表面化しました。管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を今後どのように進めるか、あわせて耐震化率はどうなっているのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現在布設しています150ミリ以上の水道本管はダクトイル鑄鉄管を使用しておりまして、既に伸縮性がある耐震継手を採用しております。

なお、50ミリから100ミリの小口径の水道本管については、ポリエチレン管を使用しており、継手には融着継手を採用して、水道本管全ての継手で耐震性能があるものを採用しております。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。日本の水のインフラは高度経済成長期の1970年代に急速に整備が進んでいまして、今後一気に老朽化の波が押し寄せてきます。それを市長がおっしゃったように、全国の管路更新率は0.7であります。このままのペースでは全てを更新するまでに130年かかる見通しであるというふうに言われておるんですけども、私も野洲市に住んでもう三十数年になりますけども、一度も断水とかの経験がないので、本当に安定した水が供給できているなというふうには思っております。でも、今後、場所によっては断水のところもあったかもわかりませんが、そういう安定的な水の供給というのは、またこれから野洲市としても、市長としてのお考えを、どのようにされるかお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 津村議員、ご評価いただいて、お住まいのところは余り断水がないということなのですが、本来の野洲のものとところは、前から申し上げていますように、管が老朽化している。あるいは、管が細くて必要な水が通らないということもあって、適正化ということだったんですけども、今、順次替えています、ある時期までは、行畑、野洲市野洲のあたりは、もう断水というか、漏水の固まりみたいところで、管工事組合に本当にご協力いただきました。まだ今も古い管とかで漏水が起こっていますが、ようやく、今申し上げた、更新の目処が立っていますので、健全に運営できる状況になりつつあります。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。災害等があることも予測されますけども、それでもそういう安定的な水が供給できるように、またお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第13号、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。今回、大きく3問を分割という形で質問させていただきますので、どうかよろしく申し上げます。

まず、1番目の大きな項目でございますけれども、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例についてお伺いさせていただきます。

滋賀県におきましては、障害者差別解消法の補完などを盛り込みました滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例、これは平成31年度4月1日施行で、10月1日から始まるということでございます。

全ての県民の皆様が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現とありまして、条例のポイントといたしましては3つございまして、障害の社会モデルの考え方を定義する。2つ目は、合理的配慮の提供等を義務化します。3番目は、相談・解決の仕組みを整備しますとあるわけございまして、いわゆる障害の社会モデルとは、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考えになっておるようでございます。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人が直面する社会的障壁、これは物理的な障壁だけではなく、制度や慣行など全てのものとなっております、社会全体で取り除いていく必要がありますとなっております。

障害者差別解消法におきまして、民間事業者の合理的配慮の提供、努力義務でありますけれども、この条例におきましては差別解消の取り組みを一層進めるため、義務としております。また、法律では対象外の個人に対しても、差別の禁止及び合理的配慮の提供を義務としております。

誰もが納得できる理由や、やむを得ない理由におきまして障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることとなっております、例えばありますけれども、これはアパートを借りるときの、障害があることを伝えますと、それを理由に貸してくれなかった。障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合におきまして、負担が重たくない範囲で配慮を行うこととあります。

また、こういった形もありますけれども、聴覚に障害のある人におきまして、手話や紙に書いたり、身ぶり、手ぶりなどで伝えることが大事であります。これは滋賀県におきましては、これはちょっとここには掲載しておりませんが、手話言語条例を今、成立しております。けれど、この条例を出しておきながら、滋賀県はこれをまだ行っていないのが現状でありまして、率先して取り組んでいるのが近江八幡市、米原市、大津市が、この手話言語条例の成立をやっておるところでございます。これは条例ができたから、こういう差別が進むとは僕も感じませんが、こういった点もまた考慮していただきたいと思って、紹介させていただきました。

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける障害者差別解消相談員と、障害のある方の代弁者となる地域アドボケートを設置しますと、これは後ほどまた確認させていただきたいんですけども、こういったのを設置するということにもなっております。

また、相談では解決しない事案につきましては、新たに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会を設けまして、あっせん、勧告、公表を行うことができる仕組みを整備しますともなっております。

この差別に関する相談に幅広く対応できる専門性を持つ障害者差別解消相談員が、これを相談に応じるというふうになっておるようでございます。

このあっせんの手続は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会が行うともなっておりますのでございまして、この委員会は公正中立な立場であっせんを行う第三者機関となっておりますのでございます。

この地域アドボケートを各福祉圏域で、これを複数で配置しますともなっておりますので、これも後ほど確認させていただきたいと思っております。正当な理由なくあっせんに応じない場合は、これは知事が勧告できるともなっておりますので、勧告に従わないことに正当な理由がないときは公表することがあるというふうにもなっておりますのでございます。

自身で相談することが難しい障がい者に寄り添い、相談内容を代弁、要するにサポートするとなっておりますので、障がい者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を果たすというふうにもなっておりますのでございます。

この取り組みによりまして、国よりも一歩先んじた対応となっておりますのでございまして、障害者総合支援法で障がい者が共生することが定められたわけございまして、障がい者が地域で自立した生活ができる環境整備は大変遅れておりまして、家族及び障がい者に大きな負担となっているのが、これが現実でございます。

近隣におきましては、これは80－50という問題としてマスコミもこれを大きく取り上げておりまして、障がい者が40歳から50歳で、親が70歳から80歳になりまして、親の高齢化やまた死亡で障がい者の子どもの面倒が困難となる悲惨な事件も、事故等も発生しているのが、これが現状でございます。

本条例で遅れていた共生のための環境整備が大きく進めることが必要でございまして、行政や事業所が幾ら頑張っても解決することは困難だと思われるわけございまして、共生とは地域住民と共に暮らすことでありまして、必要な支援の多くは地域住民によるものだとも私は考えるわけございまして、しかし、残念なことに、これは地域の住民の障がい者への偏見はまだまだ大きいものがあると感じるところもあるわけございまして、この本条例が、滋賀県が共生社会を地域住民と共に一つづつしていくことを大きく目標に取り組んでいくと宣言されておるわけでございます。

野洲市はまた滋賀県よりも先進的な取り組みをしておるわけでございますけれども、野洲市独自の共生社会実現に向けて、山仲市長の、ここで一回、意気込みと見解を伺いたいと思っております。

次に、障がい者差別に関連しまして、課題をちょっと1件提起させていただきますけれども、これは障害者総合支援法、自立支援法で取り上げました障害の違いによって福祉差別をなくすとされております。身体、知的と精神障害の3障害に対しまして、福祉は同じということでございますけれども、現実には身体、知的障害と、これと精神障害ですね、この間には明らかに差別があると思うわけございまして、当事者家族の大きな負担になっている医療費について確認させていただきます。

身体障害者手帳1級、2級、知的障害者医療手帳1級、2級保持者は、全科目、これは医療費は無料でございますけれども、精神障害者手帳保持者は精神科のみでございまして、これは助成処置があるわけでございますけれども、精神科以外の入院全般については3割負担となっているのが、これが現状でございます。

こういった点で精神障がい者疾患は副作用が非常に大きな薬を飲み続けることが、副作用が大きな、これは薬を飲み続けることが必要でございまして、この副作用による病気を発症することもわかっておりまして、精神科以外の治療を受けられている当事者も多くおられます。これは明らかに障害の違いによる福祉差別と私も感じるわけございまして、本市の取り組みと今後の状況等について見解を伺わせていただきます。

この2点、まずお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に関して、野洲市の取り組みという重要なご質問をいただきまして、ありがとうございます。

野洲市の中で障害を持っておられる方が、対等といいますか、市民として普通に社会参加、そして、安全に生活いただけるという施策を、特に自立支援課を中心に取り組んでいるつもりですが、まだまだ十分及んでないという実感を持っています。

それと、滋賀県のこの条例ですけれども、条例をつくるという意気込みはいいんですが、言葉が空回りしていると思います。ご承知のように、滋賀県は福祉先進県ということであつたので、そこにおごっているというか、また、糸賀一雄賞というのをやっていますが、私はもうずっと最初から反対していたわけです。実態が伴っていないのに、全国の方に税金を使って賞を出しているのかということ。

ご承知のように、戦後、近江学園の創設に関わった私たちの先輩、糸賀一雄さん、田村一二さん、池田太郎さん、それぞれ自分たちの活躍を別途もしましたし、あと、近江学園の医師であつた岡崎英彦さんがびわこ学園を立ち上げました。その以降、新しいプログラムが全然出ていません。現に、びわこ学園にしても、学園といいながら学生という年齢の方はもうほとんどおられません。これは私が市長になったときから、あるいはそれ以前から主張しているんですが、滋賀県は全然対応しないと。市長になってみたら、巨大な土地代だけを使って、毎年6,000万、今年は大分減りましたが、やっていて、そして、土地もややこしくなっていたので、皆さん方の合意のもとに、実質11億円ほどかかっている土地を、もう無償でお貸しするという合意をして、定期借地権と同等で30年。ですから、それによって結果的にびわこ学園の経営が安定していると思います。そのときに、市内の共同作業所に地代、借家代の支援がしてあつたのをもう切るということになっていたんで、それも延長して、私の前の方針を変えて、今、補助をしています。びわこ学園の余っている土地も、ご承知のように、2つの施設に全く無償でお貸しをして、できるだけ就労支援、社会参加の支援をしています。申し上げた、まだまだ課題は存在すると思っています。

それと、今の障がい者の制度ですけれども、もともとは障がい者の措置を自立に変えた。自立の中身がよくないというので、前の政権がクレームをつけて、総合支援法というわけのわからないものになったんですが、全国のまちが総合支援課とか何とか名前を変えたのも、これはさっきの野並議員じゃないんですけれども、こだわって、自立というのは法律の

2条に残っていたので、やはり障がい者の方が、自立ができる支援をするということで、残して、可能な限りの施策を進めているつもりです。

それで、何が今、滋賀県で問題になっているかといえば、この条例をつくりつつ、障がい者雇用では達成できてなかった。足元が崩れています。

それともう一つ一番大きな問題が、今もご指摘のあった、障がい者の場合、実態としては保護者の方が生活を支えておられる。でも、高齢化していつている。何が必要かといえば、グループホーム等々の生活の場が必要なわけですね。でも、今、県内に全然ない。県内全市町で足りないです。ようやく今、民間ベースで1つ、瀬田に立ち上がった。これも野洲市の方も関わっているんですけども、ようやくそれですけども、本当はもっとつくと、県内で親が見ておられた方が県外の施設へ行かざるを得ないという、結構深刻な状況があります。

それともう一つは、ここでもいろいろご質問いただいて、私も同感なんですけど、特別支援学校、ひどい状態です。野洲を見ても、170ぐらいで始まったのが三百数十人、もっともときちっとした施設にする。

だから、条例をつくる前に、この実態を考えないといけないと。野洲市でできること、この5万のまちでできることは限界がありますけども、手話言語条例も私は否定的ではないんですけども、条例をつくって何が担保ができるかということもありますので、慎重なんですけども、そういう課題をきちっと見据えながら、取り組みをしていきたいと思っています。

今回の県条例の売りはアドボケーターなんですけども、そのアドボケーターも本当に障がい者の立場に立って大分意見を言える方が確保できるかどうか、というあたりも大きな問題と考えております。

そもそも障害者差別解消法自体が弱い法律でして、障がい者人権を守る社会参加保証法みたいなものが必要で、障害者福祉法というのはまさに福祉であって、恩恵型なんです。だから、今、先進国でもっともっと障がい者の主体的な社会参加とか、生活を保証する制度がある。そこへ向けてやっていかないといけないと思っていますので、野洲市でやれることには限界がありますけども、そういう方針のもとに着実なところから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、矢野議員のご質問の2点目の医療費の関係の

ご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容の制度については、本市の福祉医療費助成制度であると理解しますので、その前提でお答えいたします。

本市の福祉医療費助成制度のうち精神に障害のある方への医療費助成は、国の制度である現在の名称の自立支援医療、これは心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担の医療制度でございますが、これを受けられた方で精神障害保健福祉手帳の1級及び2級の方を対象に精神科への通院のみを対象に自己負担分の助成制度としており、精神科以外の受診は助成の対象としておりません。

これは、精神障がい者への医療費の支援策として、精神科への通院費用について、国の助成制度が先行し、その後その自己負担分を地方が福祉医療で追加助成しているものでございます。

一方、心身障がい者を対象とした国の助成制度は現在もなく、地方単独で助成制度を創設した際、これはその後適用者の変遷はあるものの、創設当初から診療科目を条件としない助成制度としたものでございます。

その時点で、後追いした心身障がい者への助成制度の適用範囲が精神の助成制度を上回って今日に至っている状況でございます。

本市の福祉医療費助成制度において、精神障がい者と身体障がい者や知的障がい者との間で、対象の受診科の範囲に差のあることは、ただいま申し上げたとおりであり、格差是正のため一定の見直しが必要であると考えております。

なお、障害種別による診療科目の適用範囲の差は、事実としてありますが、これを差別というものとは性質が少し違うと考えております。

本市では、昨年、市長への手紙において、同様の趣旨のご意見を受け、改めて県内他市町の実状を把握し、それらを参考にしつつ、現行制度の障害種別による福祉医療のあり方の妥当性の検証を進めているところでございます。

そして、他市町の制度を検証する中、所得制限や一部負担など、本市においては、他の種類の福祉医療費助成制度との均衡上、見直しが必要と判断されるものもあり、幾つかのシミュレーションを設定し、見直した場合の影響の範囲や課題の把握等、もう少し時間をかけて慎重に検証する必要が出てきましたので、福祉医療費助成制度の全体を見直す中で、ご質問の障害種別の助成制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） ぜひともまた他の福祉制度と均衡を図りながら検証していただきたいと、こんな思いでございます。

もう一点、先ほど市長からもありましたけども、地域アドボケーターという位置づけ、これを本市としてもおそらくやっていかなあかんと思うので、そういった点でもし考えがあればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） これにつきましては、議員のご質問の中に少し出てきましたが、県内では圏域に数名ずつということでの設置でございまして、うちは湖南福祉圏域にありまして、4市で与えられている人数が4名ということでございます。うちについては、具体的には1名をお願いしたいということで、今、人選作業を進めているというところでございます。これは県制度ですので、うち独自としては、単独では考えておらないんですが、県制度にのっとりた推薦依頼もございまして、当市としては1名を選出することで進めておる状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） これからの新しい取り組みなので、人選も大変だと思います。

先ほど、手話言語条例というのも申しあげましたけど、また、いろいろな検討をしていただきたいと、こんな思いでございます。

続きまして、2つ目に行かせていただきます。

2つ目ですけれども、円滑な事業継承の推進に向けた産地組合及び業界組合の活用について、お伺いさせていただきます。

我が国の人口構造は今、大きな転換期を迎えているのが現状でありまして、労働力人口は既に1999年から減少に転じているところでありまして、ついにこれが総人口におきましても2005年から減少が始まったところでありまして、このような人口構造の変化は、これまで我が国を支えてきました社会経済構造にどのような変化をもたらし、中小企業の経営にどのような影響を与えることだろうと心配するところでございます。

この中小企業経営者の平均年齢が上昇傾向にある中におきまして、スムーズな経営者の交代が行われていないことは、これはこの前文からも指摘されているところでありまして、特に資本金1億円未満の企業におきましては、その傾向が顕著にあらわれているのが、こ

これは日本全般の状況でございまして、いわゆるスムーズな交代は行われていないものの、多くの経営者が自分が行っている事業を、これを何らかの形で継承したいと望んでおられる状況があるわけでございます。

この承継アンケート回答におきまして、企業経営者のうちの95.1%、これは全体的な数字でございましてけれども、企業経営者は自分の代で廃業するのではなく、何らかの形で引き継ぎたいと望んでいることからわかるわけございまして、その一方におきましては、次の世代へ事業を引き継ぐことを希望せずに、廃業を希望する経営者もおられるのも現実でございます。

当然のことながら、債務超過状態に陥っている企業におきましては、廃業を希望する理由として、社会の経営状況が厳しいためとする割合が、これも非常に高いわけでございます。もっとも、財務状況がよくない企業ほど適切な後継者が見当たらない、これを廃業の理由とする企業は多くなるが、債務超過にない企業でも、市場の先行きが不透明であるという理由におきまして、多くが廃業理由として、適切な後継者が見当たらない企業と、市場の先行きが不透明であるという企業の割合は、財務状況にかかわらず、ほぼこれは一定にあるわけでございます。

滋賀県中小企業団体中央会の、これは昨年におきまして、滋賀県に要望していたと思うんですけども、事業者の情報をいち早く、かつ的確に把握することが可能である業界組合や産地組合を活用しまして、これは円滑な事情継承に向けました前さばきですね、これを支援する滋賀県に対しまして提案されておまして、これが2018年度に要望されておまして、これは、「滋賀発事業継承プロジェクト推進事業」が新設されております。その一環といたしまして、この組合に対しまして、これは本年度、組合活動事業継承モデル創設・促進事業に係る予算が確保されておまして、この事業におきましては、企業経営者に対する事業継承の意識・状況調査や意識づけを推進していくと共に、事業継承をしようとする組合員企業の情報を迅速かつ的確に把握しまして、いわゆる企業が持っております知的、販路、技術力、連携先及び人的ネットワークなどの情報共有や、この企業が持っておられますノウハウなどの移行をスムーズに行うなど、組合組織を活用しました事業継承モデルをベースとする、こういったのが始まるようでございますので、こういった中におきまして、本市の取り組みを何点かお伺いさせていただきたいと思うわけでございます。

いわゆるこれは事業継承による前さばきのことを始めたという状況の中で、こういった中で、本市におきましてはまだまだだとは思いますがけれども、4点ほどお伺いさせていただ

だきたいと思うわけでございます。

まず1つ目は、この滋賀県のこの取り組みについてのまず見解をお伺いさせていただきます。1つ目がいわゆる本市の見解ですね。

2つ目は、本市の現状についての見解をお伺いさせていただきます。

3つ目としましては、本市においてこの組合活動の、この前さばきですね、こういったものがあるわけございまして、この支援についての状況をお伺いさせていただきます。

状況がないようであれば、4番目に、わからないですけれども、本市の現状、こういった状況を少し調査すべきと考えますけれども、見解をお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、矢野議員の円滑な事業継承というか、事業承継、正確には事業承継の推進に向けた産地組合及び業界組合の活用についての1つ目のご質問でございまして、滋賀県のこの取り組みについての見解ということでございます。

事業承継は、議員ご指摘のように、これは前々から全国的な課題となっております。滋賀県の試算でございますけれども、このままの現状でいくと、2025年までに累計で4万3,000人ぐらいの雇用、あるいは約1,400億円の県内総生産が失われる可能性がある、こういう試算がされています。こういったことから、県経済の持続的な発展というためには、事業承継に係る、この事業の目的なんですけれども、気運の醸成、そして、実際の承継に向けた支援を実施していくことは必要であると思っております。県が実施する、この一環としての滋賀県中小企業団体中央会が取り組まれる、組合を活用した支援モデル創出・承継促進事業は重要だと考えております。

次に、2番目の本市の状況ということでございます。

本市の事業承継に係る状況は、野洲市の商工会での昨年度の調べでは、事業承継に課題やニーズがあると把握できている企業、これはヒアリングできちっとやったものでして、これは23件でございます。実質的には、自社の経営状況を他に知られたくないとか、そういった実際は相談しづらい方が結構多いということで、その件数は実質的にはもっと多いと聞いております。そういう意味では、本市にとっても特に重要な課題であると、そういうふうに認識しております。

3問目が、本市においての組合活動の支援についての状況ということでございます。

議員もおっしゃって、また1問目でもお答えいたしましたけど、当事業は、「滋賀発事業

継承プロジェクト推進事業」の一環として中央会がやられている事業でございます。県の1,000万の補助事業のうちの、それを4つに分けられた、配分された中央会が持つ事業でございますので、したがって、市からの支援というものはございません。

次に、4番目の本市の状況も調査すべきということでございますが、これは先ほど2つ目でお答えいたしましたとおり、このネットワークの連携の商工会も一部でございますので、野洲市商工会を通じて行っているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 1点だけちょっと、この商工会が聞き取り調査を行っているようでございますけれども、できたら個人企業の秘密といったらおかしいですけども、ノウハウがある中におきまして、この滋賀県におきましては、前さばきというかね、秘密の部分もあると思うんですけども、こういった点はできたら進めていっていただきたいという思いがあるんですけども、この商工会の取り組みにつきまして、もう少し前進してほしい思いがあるので、その辺がもし見解があればお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ご質問のこの事業承継プロジェクト推進事業の中でいいますと、商工会の役割は、これは連合会になっているんですけども、要は、今おっしゃられている中央会、組合長中央会と、そして、滋賀県商工会連合会、そして、滋賀県商工会議所連合会、そして、その全体をつなぐネットワーク、この4つが今、重なってやっております、それぞれの強みを生かして分担されていると、こういった事業です。今の事業引き継ぎに係るヒアリングの実施は、各商工会が今、担っているということで、その情報を積み上げながらやっていくというのが、今の全体の事業の取り組みですので、もう既にその一環を去年度からやっていて、中央会は今年度からやると、そういう事業でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 総合的なちょっとネットワークが理解できなかったもので、そういった形で事業承継がスムーズにできるようにお願い申し上げます。

では、3番目の大きな質問に移らせていただきます。

これは国におきましてですけども、大きなこういった流れをつくろうとしている中に

おきまして、2019年社会保障、全世代型への転換を進めるためについて、ちょっとお伺いさせていただきます。

2019年、社会保障は、2つの意味で大きな節目を迎えておるわけでございまして、1つ目はこの10月1日に予定されております消費増税によって、子育て支援などを強化し、全世代型社会保障への転換が加速されることも一つでありまして、この増税後に、今度は現役世代が急速に減少するであろう2040年代に向けた改革議論が、本年度より本格的にスタートすることになるわけでございまして、この全世代型の社会保障を目指しまして、本年、消費増税に伴って予定されている制度改革の中身といたしましては、その課題は、2040年代はどのような社会になるか、政府はどのような改革を進めようとしているのか、そして、今後増加する単身世代をモデルとした社会保障にかえるために何が必要かと考えているようでございまして、今回この改革は2012年から始まった社会保障制度改革国民会議が、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に向けまして、全世代型の社会保障への転換を打ち出したことがスタートになっているわけでございます。

この消費税の負担を求めるかわりに、子育て世代など現役世代まで支援を広げまして、これをいわゆる全世代を支援する社会保障にすとなっております。そして、高齢者にも経済力に応じた負担を求めまして、支え手に回ってもらおうというものでもあるわけでございまして、この消費税率が8%に引き上げられました2014年から第1弾の改革が実施されまして、2回の増税延期などを経まして、今回10%への引き上げが予定されました。この一連の改革、いわゆる社会保障と税の一体改革が実施に移されることになるわけでございます。

幼児教育無償化につきまして、具体的な内容を幾つか見ていきますと、この柱におきまして、増税分の財源を、毎年およそ7,800億円をかけまして実施される幼児教育・保育の無償化であります。少子化対策のために幼稚園、認可保育所などに通う3歳から5歳までの利用料を一律無料にしまして、認可外の施設などを利用している人にも、ひと月3万7,000円までの補助金を出す方針でございまして、少子化に歯どめをかけなければ、この支え手が細りまして、高齢者向けの年金や医療も抑制せざるを得なくなるわけでございます。

このために、子育て世代への支援を増やしていく方向は一定の前進だと考えるわけでございまして、しかし、この制度設計をめぐるしましては、まだまだ問題があるわけでございまして、一つはこの待機児童の多い地域の保護者からは、無償化よりもまずは待機児童対

策や保育士の確保を優先してほしいという声も上がっているようでございます。これを無償化すれば、利用を希望する人が増え、待機児童の解消は遅れるのではないかという懸念もあるのが現実であります。また、このスタートから5年は、全ての認可外施設を利用している人も補助の対象にしていることに、安全性やこの質は大丈夫かという懸念も、この自治体から出ているのも現状でございまして、安全性やこの質の確保につきまして、政府と自治体が課題として協議していくのが続いていくわけでございます。

全ての人に消費税の負担を求めまして、新たに実施する無償化、同じ子育て支援でも、貧困世代の支援も不足しているのではないかとも考えるわけでございます。

多くの方が納得できる制度設計にするためにも、まずは、高所得者は除外するなど、段階的に無償化を進め、待機児童解消の目処が立ったところで、一律の無償化に移行することも、これは選択肢ではなかったのかという課題も残るわけでございます。

もし予定どおり実施するのであれば、早い時期に各地域の待機児童が急増しないか、安全性に問題がないかを検証いたしまして、柔軟に制度を修正していくことも、これは求められているわけでございます。

こうした子育て支援、低所得者支援の対策など、今後の消費税率による増収分の5兆7,000億円のうち、2兆8,000億円が社会保障の強化に充てられておるわけでございまして、残りは借金返済に充てられるように設計されております。

まずは、子育て世代の支援につきまして、本市の状況に対する見解を、これは健康福祉部政策監にお願いしたいと思います。

しかし、これまでの取り組みだけでは、この社会保障改革は不十分でありまして、むしろこの2025年以降に人口構造上、さらに厳しい時代に入ります。これは世代別の人口推移でございまして、このように2025年までの高齢者が急増する時代で、現役世代の減少や緩やかでございすけれども、ところがこの2025年以降、2040年にかけては、現役世代が急減していくのでありまして、高齢者はまだまだ増え続けるのが、これは予測されるわけでございまして、加えまして、これに並行して未婚率の上昇で、この2040年には単身世帯が4割に増加すると推計されている現状でございまして。しかも、社会人になることに、これは就職氷河期でございすけれども、団塊ジュニア世代はいつも非正規やパートで働く人たちが多く、未婚率も高く、そうした世代が高齢期を迎えるため、生活保護を受ける高齢者が急増されるのではないかという心配もあるわけでございす。

高齢者が急増する時代で、現役世代についてのこの社会保障改革の本市の取り組みについて、これは政策調整部長ですかね、お願いしたいと思います。

ずっと中を省略させていただきまして、単身モデルの社会保障でございますけれども、これからの考え方でありまして、雇用や家族の変化に合わせて、これから予測されます単身世帯を標準とした社会保障に変えていくために何が必要なのか、まずは低年金で低所得に陥る高齢者の増加を防ぐために、受け取り額の比較的手厚い厚生年金に非正規やパートで働く人が加入できるよう、制度の見直しが急がなければならない。非正規やパートで働く人の多くは国民年金に加入している人も多く、保険料を支払わずに、将来低年金、低所得者に陥るおそれがあるからでございます。また、この社会保障の柱に住まいの保障をしっかりと取り込み、住宅補助や地域の空き家などの活用ももっと進めていく必要があるわけでございます、このひとり暮らしで持ち家のない人、老後に家賃を払えなくなり住まいを失う可能性があるという予測もされておきまして、この単身モデル社会保障におきまして、雇用や家族の変化に合わせて、単身世帯を標準とした社会保障に変えていくという、この考え方につきまして、山仲市長の見解を伺わせていただきたいと思っております。

あと最後、4点目でございますけれども、これは平成時代の社会保障は、これは非正規で働く人の増加と雇用の変化、また同じような内容でございますけれども、単身世帯の増加といった、これは家族の変容に合わせてきた改革が停滞しておきまして、こういった改革の遅れによりまして、今後20年以上続くという現役世代の急減を招いたことは、これは否定できないわけでありまして、このような中におきまして、急速な技術革新も進む中、平成の時代の教訓を生かしまして、全ての世代に必要な保障を組み込んだ、この社会保障制度につくり直すことも、これは今、国が考えているようでございますけれども、こういった点につきましてのこれからの、もし山仲市長に考えがあるようであれば、こういった点につきましての見解も伺わせていただきます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員のこれからの人口減少社会の単身モデルというものを含めてのご質問にお答えします。

単身モデルというのはいいかどうかですけど、現に世帯の数が人口が減っても増えているまち、野洲の場合は、人口は少し増えつつありますけれども、世帯数の方が増えていますから結果的に単身者が増えています。ただ、単身者が増えるのを一律で捉えてはだめで

して、当然高齢の方は、ご夫婦、家族、それもだんだん家族が減っていく、別居ということで減っていきます。もう一つ問題は、結婚できない方、結婚しない方というこの単身、あるいは結婚しても離婚されるという、これを同律に扱ってはだめで、単身者が増えるから単身社会をモデルにしてやるというのは、これは危険な発想だと思います。むしろやはり家族とか地域という中で取り組むべきでして、そういうことからすると、日本のさまざまな制度がもう時代に対応していません。例えば、家族も所帯という縛りがあります。この中で議員のご指摘のように、家族単位になっている。だから、独立した個人としてきちっと位置づけるという制度が必要ですし、もともと戸籍自体もこれは古い制度でして、これも変えていかなあきません。それと、夫婦別姓も進まない。同性婚を認めない。だから、いかにファミリーを形成していくのかということ、もう少し他の国も参考にしながら大きく変えていかないとだめです。それと、今ご指摘の少子高齢化の施策としても、幼児教育、保育、これは先般も申し上げましたように、一番大事なゼロ歳から2歳のところを無償化してないので、無償化する必要のない幼稚園を無償化しただけなんです。政策の一貫性がない。幼稚園を応能負担に変えたとき、私は大分抵抗しました。幼稚園を応益負担で数千円だったのを、上げなさいと。野洲市は上げなかったんです。あの標準を一番天にしてやったんですけど、全国は標準を真ん中にして上げているわけですよ。今度、無償化にしてきた。何も幼稚園みたいなのは無償化しなくていいんですよ。本来はゼロ歳から2歳を本当に覚悟があるんだったら無償化しないと、3歳、4歳無償化に来る子どもさんが、ゼロ歳から生まれて育つわけで、そこは全然緩和されていません。だから、もっともっと政策の透明性と意思決定の透明性。今、年金も皆さん、心配しています。だから、そのあたりを、もう余り長くしゃべることは時間がないですから、私の考えといわれたら、私は国政に関わっていませんけども、もっともっと腹を据えて抜本的にやらないとだめで、小手先の消費税増税のための理屈で幼児教育無償化を使ってはだめです。それだけ申し上げておきます。さまざまな制度、もっと緩やかに、和やかに、おおらかに変えていかないと、私は日本の将来は危ないと思っています。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、私の方からは、1点目の子育て世代への支援についての本市の状況についてお答えします。

子ども・子育ての支援につきましては、学童保育所において、平成24年度から定員を1,080人とし、国の制度に先行して1年生から6年生までの全児童を受け入れ、待機

児童も解消しました。また、今年度は、篠原こども園増築工事にも取り組んでいるところでございます。

就学前におきましては、平成23年3月に、野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画を策定し、耐震対策ができていない保育園を順次建て替え、その際に、幼稚園を併設する形で野洲市独自のこども園とすることで定員の拡充と保護者の利便性の向上を図ってまいりました。

平成26年には、さくらばさまこども園を、平成28年には、ゆきはたこども園を、そして、平成31年4月には、三上こども園の整備を行い、それぞれの開園と同時に保育所定員の増員も行いました。また、民間保育園の移転についても財政的支援を行い、定員の確保を努めました。

この結果、平成23年度、保育所定員835名から、市全体で235人の定員拡充により、平成31年度保育所定員1,070名を確保し、全国的にも課題となっている待機児童の解消に取り組んでまいりました。

さらに、新たな需要に対応する病児・病後児保育事業を開始するなど、安心して子どもを生き育てられる環境整備にも取り組んでおります。

来月の10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化にあたっては、待機児童の問題や保育士の確保、さらに保育の質の確保など多くの課題があることも認識しておりますが、国の制度設計を野洲市の制度に適用させ、利用者に確実に無償化の恩恵が受けられるよう対応してまいります。

今後、子育て支援につきましても、無償化等の影響も注視しながら、現在改訂中の野洲市子ども・子育て支援事業計画において子育てニーズを把握し、それらに対応する方針及び対策を検討しているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 答弁者にはこれから答弁いただきますけれども、政策調整部長ということをおっしゃっていたんですけれども、健康福祉部長でいいわけですね。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、矢野議員の2点目の現代社会の社会保障の本市の取り組みと考え方についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の意図するところについて、当方が正確に理解できているかどうか定かではありませんが、ご質問の内容からすれば、本来は国会で議論いただくような内容のように思われます。ただ、市町村の立場から申し上げますと、先ほど市長が答えましたことと重

複するような内容になるかと思いますが、将来にわたって必要な社会保障を受けながら、可能な限り世の中が円滑に循環していくには、各世代を通じて、人々が社会を支え合う最低限必要な人口は確保されるべきと考えますので、本市としましては、ただいま政策監が述べましたとおり、引き続き子育て支援策に可能な限り積極的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後４時４７分 休憩）

（午後４時４９分 再開）

○議長（橋 俊明君） 会議を開きます。

お諮りいたします。

時間の関係がございますので、本日の会議時間は、会議規則第９条第１項の規定により午後５時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第９条第２項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 異議ある方は挙手を求めます。

稲垣議員。それだけです。

はっきりと挙手を挙げて下さい。

○１０番（稲垣誠亮君） ５時で、定刻で、もともとの予定で終わるべきだと思います。

○議長（橋 俊明君） その他に賛同される方は挙手を願います。

異議のある方は３人でありました。よって、本日の会議時間の延長に対して異議ありと認め、本件は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間を延長することについて賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。起立多数であります。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

引き続き、一般質問を行います。

健康福祉部政策監より修正の意見を求められておりますので、これを許します。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 申しわけございません。先ほど答弁の中で、こども

園の増築のときに、篠原こども園と答弁しまして、正解はこどもの家ということですので、修正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 野洲市に住んでよかったというまちづくりに、ともどもにこれからもやっていきたい思いで今回質問させていただきましたので、また今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第14号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 自治会館、補助金のあり方について質問いたします。

野洲市内の自治会の数、その中で自治会館を持っている数についてまずはお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、長谷川議員の自治会館、補助金のあり方についての、まず1点目、野洲市内の自治会の数をお答えいたします。

平成31年4月1日現在の野洲市自治連合会へ加入している自治会数は91でございます。

次に、その中で自治会館を持っている自治会数でございますが、同じく平成31年4月1日現在で自治会館がある自治会数は83でございます。なお、この数字でございますが、栄や近江富士のように自治連合会を結成している、共同で自治会館を管理している自治会を含めた数値となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 非常に大きな割合で地域コミュニティのための自治会館が存在します。自治会館の必要性は言うまでもないところでございます。

今、市民部長の方からもご紹介いただいたように、その中には近江富士のように複数の自治体で1つの会館を共有しているケースがあります。

近江富士の場合は1区から7区、700世帯余りある中で、自治会館が1つしかありません。その理由を市は把握されていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、近江富士団地ですけれども、1区から7区で自治会が1つしかないということですのでけれども、これは1つしかないということは把握してお

ります。開発団地の開発時において、開発事業者指導要綱によりまして、開発事業者が自治会館を建設するにあたって、全開発区域で1つの自治会館とのことで開発されたことから、現況どおりとなっているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 経緯としてはそうなんですけども、現状1つしかない近江富士の団地、1区から7区の住民は自治会館を増やそうと考えた経緯があったんですけど、そんな中で、今現在1つしかない、その理由について市側はどのように把握されていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 各自治会でのいろんな協議の内容につきましては、協働推進課の方でご相談もさせていただいておりますけれども、いろんな協議をしておられる内容でございますので、ちょっとこの場でお答えすることは控えさせていただきます。

ただ、どこの自治会もそうですけれども、自治連合会組織をもって1つの会館を管理しておられるところもありますけれども、決して1つではだめだということではございませんので、いろんな協議を持って自治会の中で決定していただければ、それは可能であるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私の把握している内容と若干認識が違うのかなと思います。近江富士の方では、複数の自治会館を持つと連合会が検討したとき、市側、そちらの方からの助言として、2つ目以降、補助金が出せないとの回答を得ています。それで2つ目以降、700世帯ある大きな団地の中に2つ目の自治会館をつくらうとすることの障害になって、検討を断念しているという経緯があると理解しています。それについて、理解されていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、その話は初めて聞きましたけどね。私が市長になった段階から、自治会館を建て替えるという相談があって、ちょうど三上こども園の解体、耐震対策が出てきましたから、私から当時の自治会長さん、連合会長さんに、ちょうど向かい側だから、あそこの更地、一応売却ですけども、使っていただいたら結構ですよ。そのとき

に、複数はと言われたので、複数もありますよと。現に三上自治会も建て替えられたんですね。そのときにも補助金は出ていますから。その例を示して、同様にね。三上の場合は、1つの自治会なんですけども、集落が山でそれぞれあって集会場を持っておられるから、通常の補助金を出していますから。それは誰が言ったか知りませんが、私がかかなりいろいろ自治会長さん、連合会長さんと話した中では、とめた覚えは一切ないと思います。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） とめたとは申しておりません。複数を持とうとしたときに、補助金が出ないという話になったんです。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 一切そんな話はないはずですよ。どうぞ使って下さいという話になっています。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長はそう言っておられるんですけども、担当課からはそういう話が出ていると思うんですね。今そこで、その担当課から出た話が間違いであれば、いい話だと思うんです。700世帯いる自治会、1区から7区という自治会が7個重なっている中で、複数の自治会とそれをみなして、7個の自治会が1つの会館を持っているから、既に持っているので2つ目は建てられない、2つ目に補助金は出せないというふうな説明を受けたんですけども、そういうことはないということで間違いございませんか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 一切ないですね。どこから、誰から聞かれたのか知りませんが、私の話と全く逆だと思いますよ。5区とかが独自に、あそこの旧桜橋会館のところに建てたいとおっしゃったので、それもありですと言っていましたし。ただ、どことどこが結ばれるとか、どこがという、これは市や立ち入れないので、そこへは関与しませんけども、連合会の自治会館と別に建てられる場合もあると。三上がいい例じゃないですか。あそこの場合は集落センターを自治会館がわりに使っておられて、各小中小路、大中小路、前田等々の自治会館を持っておられて、それにも補助が出ていますから。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 細かい話になるんですけども、三上の方でやられた自治会館の場合は、1つの自治会が1つを持つという原則がそのまま適用されているから問題がなかったのではないのでしょうか。近江富士の場合は、今現在、中央にある近江富士会館とい

う自治会館を1区から7区が共同で持っている形になっています。その中で、条例の問題とか県からの補助金の問題で、自治会は既に1区から7区全ての自治会なんですけども、自治会は既に会館を持っているから、追加で建てる補助金は出ないんだというふうな説明を受けているんです。本当に間違いなく大丈夫でしょうか。その三上の例とは違うと思うんですけども、大丈夫でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市の理解では、5区だけとか1区だけが自治会館、それは自治会ですからね。だから、自治会館のルールからしたら、自治会として存在して活動しておられるわけですから、自治会館を持つと思われたら、市の補助金、県の裏打ちもありますけども、それは出せるという理解をしています。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、市長の説明の中に出てきている、1区なら1区、2区なら2区というふうにはばばらにおっしゃっているところに問題を感じているんです。近江富士の連合会が行いたかったのは、連合会として2つ目を建てたかったんです。1区だけが独立して建てるとか、2区だけが独立して建てるとかというふうなケースにしたくなかったんですね。連合会の形成というものをそのまま、1区から7区が自治会館を1個持っているという状態のまま、もう1個建てたいという、実はもう2つ建てたいと考えたんですよ。合計3個にしよう。そのときに問題が起こったんです。今、市長はそうおっしゃられているんですけども、執行部側、その担当課の方に聞いたら、それはそういう問題があるから補助金が出せない可能性が高いという回答を得ているんです。市長が思っておられるようなケースと今回のケースは違うんじゃないかと思うんですけども、そこは大丈夫でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 連合会が2つ、3つ持つとなったら、そこはその制度の整理が必要だと思いますよ。連合会というのは存在しないんですよ、市には。

○3番（長谷川崇朗君） はい。

○市長（山仲善彰君） 今、ですから、近江富士にある自治会が連合して、連合会じゃないですよ、連合して自治会館を持つとおられると、持ち合いしておられると、共同所有という形だからであって、連合会が申請されたら自治会ではないから、そこは補助金はないという考え方を担当職員が示したとしたら、理解ができますけども。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 一旦市民部長の方にもお話を聞きたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） では、お答えいたします。同じ見解でございまして、連合会として、1つ、2つ、3つ自治会館を持つということに対しましては、やはり補助金としては難しいということは申し上げました。持つのであれば、7区ございまして、幾つか、3つ建つ場合は、どこか管理するグループをつくっていただいて、補助金を活用していただいて、自治会館を建てていただくと、そういうことは可能であるということは、私もお話ししていたことは確認しておりますので。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） では、方法論として、連合会1区から7区というものが協調して今までやってきた中で、現近江富士会館の所有権も1区から7区のどこかに集約して、持っていない区というものを発生させて建てる必要があると言っているらっしゃるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 済みません、どこか持っていない区を発生させてというようなことではございませんでして、今現在、1区から7区で共同して自治会館を持っておりますので、次、持たれるときは、幾つかをまた分けて建てていただければいいわけで、後の利用の仕方であるとか、そこら辺はまた連合会で考えていただければいいというような考えは持っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 済みません、はっきりさせていただきたいんですよ。はっきりさせていただきたいんです。1区から7区の中で、今、1区から7区共同で1個会館を持っています。おっしゃっているのは、例えば、1区と2区だけで1個建てると思ったら、それはできるんですか。何を言っているかということ、1区から7区で1個持っているの、近江富士1区、2区は会館を持っていることになると。その状況のまま、もう1個、1区と2区が組めば建てられるんですか。そうおっしゃっているように聞こえるんですけども、

本当に間違いございませんか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 補助金の対象ということになるかと思うんですけれども、現在、近江富士団地にあります会館は、まだ県の補助金は使っておられない。そのときの開発で移管された会館であるということを確認しております。県の補助金のような、こちらにも20年以上というような条件を書きいただいておりますけれども、その補助はまだ対象となっておりますので、それとは別に、例えば建てていただくということについては対象になるとこちらは考えております。ただ、一旦県の補助に準拠しておりますので、そこは県の方には確認はさせていただかないとだめということは考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ちょっと今の件を少し横に置いておいて、20年という件が出ましたので、次の質問をあわせて行きたいと思うんですけれども、建て替え、建て増しについての質問になっていきます。

一度建てられたら20年間は補助金の申請ができないというルールがあるんですけれども、それは間違いございませんか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 20年たたないと補助金が対象とならないということもございますけれども、これは県の交付金の中の事業の条件でございますして、市はその条件に準拠して補助金をつくっておりますので、そういった条件は出てくるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 先ほど回答中でおっしゃられた、近江富士団地の方はまだ使っていない、県の方の補助金はまだ使っていないというのは、要するに20年経過しているという意味でおっしゃったという理解でよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 20年を経過してなければ使えるということでございますので、その条件に値すれば使えるということでございます。

○3番（長谷川崇朗君） 20年を経過していればと。

○市民部長（田中千晴君） いればということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次の質問です。それであっても、1個会館を持っていたら2個目をつくることはできないというルールがあるというふうに認識しているんですけども、その点、どうなっていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 1つの自治会が自治会館を持っていて、もう複数持つということをおっしゃっているかと思うんですけども。

○3番（長谷川崇朗君） そのときに補助金が出るかどうかです。

○市民部長（田中千晴君） 原則1つの自治会に1施設ということになっておりますので、その補助金は、こちらも補助をする場合は、各自治会の均衡も保つ必要もございますので、1自治会には1施設ということをお原則としております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 自治会がまだ使える自治会館を持っているときに、部屋数や面積を拡充したい、そういうときに数を増やしたいという選択肢があってもいいのではないかと思うんですね。この補助金を出すというルール、この補助金の趣旨、それというのはそもそもコミュニティを充実させようという考え方がある中で、20年とっているのは、短い期間でどんどん建てるということが不均衡とか不公正を招くから20という数字を得ているんだと思うんですよ。そういう観点で考えるならば、2個目を建ててはいけない、2個目では補助金が出せないというのは、有害のルールでしかないと思うんですね。ある必要のないルールだと思うんですよ。その点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、現実論で行かれた方がいいんじゃないですか。だから、近江富士の場合、7個あるわけですから、各自治会が1つつ持とうと思われたら7つは持てるという考え方を従前から示しています。8個は無理ですけどね、あそこには。

○3番（長谷川崇朗君） そうですね。

○市長（山仲善彰君） だから、今、2つ持ちたいというのは私も初めて聞いたんですけど、2つ持ちたいと思われたら、ルールの中での制度の運用で、これは本当に自治会員がお金を出されて運用されるものだったら7つまでは持てるから、具体的な案をどこにどう

いう形で作るかというのを持って議論いただいた方が、原則論で議論しても問題の先行きは見えないと思いますよ。まず、ただしてからじゃないしに、7つはつくれるんだから、もう一つをどういう形で作るかというので、ルールの中で相談してもらった方が話は早いと思いますけども。今、誰かに相談を受けておられるわけですか、長谷川議員は。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 正確には今、中央に会館がある中で、2つの会館を追加で建てようという案が全体に出ました。全体というのは団地全体に出た話なんです。決して本田議員から発案されたとか、そういうことではなくて、住んでいる近江富士団地全員の総意をもって、それを決めていこうとしたことがあったわけです。それは2年前になると思うんですけども、そういう経緯がありました。そのときに、今おっしゃられたルールが阻まれて、その案が進まなくなってしまうんです。おっしゃっているのは、先ほど、私、話が戻るんですけども、今ある会館の所有権、今、2個建てられないとおっしゃったじゃないですか、今ある会館の所有権を1区から7区のどこかに1つ残して、それ以外の地区が、権利放棄ですよ、ということを経路に沿うためにやるしかないのかということをお先ほど聞いたんですよ。そうじゃないと、2個あるから建てられないという話になるとおっしゃったじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 難しいご質問ですけども、要するに、7区あるから、7自治会あるから、7つまでは建てられるという原則です。ここは、私も今ほぼ11年やっているんですけど、なったときから相談があって。あその場合は、1年でかわられますから、本当に頑張ろうと思っておられた自治会長さん、連合会長さんもあったんですが、結果的には、個々にお金を出したくないとか、あるいは基金が今の連合会で積んであるから、それを分けることはできないとか、残念な結果でここまで来ていますから、もう一回、ここでやりとりしてもだめなので、本当に現実的な案を持ってご相談いただいたら、いい解決方法が私は見つかると思いますけど。今初めて聞きました、2つ持つということは、7つまでは持てるわけですから、そのルールでやったらいいわけですから。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後5時13分 休憩）

（午後5時15分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を続けて下さい。長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今回問題にしているのは、私の住んでいるところ、近江富士のどこでもあるんですけども、ルールのこと話したいと思っています。

じゃ、別件の方で書いているルールについてなんですけども、2軒持てないというのは有害でしかないというところについて話を進めていきたいと思います。

前段でも説明しましたがけども、まだ使える自治会館があるときに、部屋の数を増やしたいとか、面積を増やしたいとか、あるいは地域が広いので別にもう一つ持ちたいという要望はあり得ると思うんです。公正という意味では、20年に1回しか補助金が出せませんよと、これはわかるんです。でも、今の会館を潰して1つだけにして下さいねという必要はないんじゃないかと思うんです。それについて、市長の見解を聞かせて下さい。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何も潰しなさいとは言っていないから、だから、増築とみなせたら増築扱い、改築やったら改築ということで。ただ、原則は1自治会に1自治会館ですよ。もしくは、例えば、団地が入ってきて2つ要るようだったら、自治会を分けていただくという手もありますし、もっとそのあたりは、大きなルールがあるんですけども、現実と相談してもらったらいいわけであって、原則論で全てを切っていったら、かえって窮屈になりますから。だから、原則は1自治会、1自治会館でしかないです。これは修繕費とか維持管理費も補助しているわけですから、2つに修繕が出てきたら、これは不公平だから、そういうルールになっているんです。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、修繕費の話が出ましたけども、修繕費に関しては1自治会に対してですね。1自治会館に対してではなくて、1自治会に対して上限額が決まっている。支払う修繕費など、備品費などの合計に対して、それと同額でしたっけ、それが出るというルールがあったと思うんですよ。それは私が今、提唱している会館の数が増えたところで、市が出すお金の金額は変わらないじゃないですか。上限額は変わらないわけです。それを超えて修繕が必要になったときは、自治会がそれを持たなきゃいけないわけです。ですので、費用がより多くかかるからという話にはならないと思うんですけども、市長、その辺、ご見解をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 2つ自治会館があったら、両方が老朽化していったら、両方に資

源を投下せんとだめでしょう。あるいは、物置があって、物置を会議室に変えるからといって、例えばプレハブで物置をつくられたら、じゃ、これも自治会館ですと言われたら、それにも補助せんとだめでしょう。だから、一つのまとまった建物を前提に自治会館として位置づけているわけであって。ただ、そこは緩やかになので、合理性があればそれは自治会館とみなすこともできるでしょうけど、今、原則論で最初から2つ持てるとか、もうそんなことを議論し出したら全く現実論じゃないし、これまでそんな問題は生じていませんよ、全然。だから、結構疑義があったのは、さっき言った前田なんかは三上の中でやっておられて、昔からの古い木造の建物をもらってこられて、これを建て替えるというときには、きちっと議論して、三上の自治会だけでなく、前田にも通常の補助金を出しました。近江富士の相談は幾つか建て替えたいという相談と、もう一つは、ある区が1つか2つでもう一つ建てたいと。そのとき、私は建てられたらいいじゃないですかと。7つまで建つわけだからということを行っていますから。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 話がすりかわっています。私は明確に、今、近江富士の話ではないと言っているんです。近江富士の話ではなくて、自治会館のあり方です。タイトルにあるとおり、自治会館の補助金のあり方について話をしています。

今、市長がおっしゃられた、2つあったら2つ分が老朽化していつ潰さなきゃいけないという発想でおっしゃられたんですけども、今、私が言っているのは、20年に1個建てる場合、20年ずつのずれが発生しているわけなので、潰すのは当然古い方になると思うんですよ。2個ある期間があってもいいじゃないですか。3個ある期間があってもいいのではないかと。古い方から潰すんでしょ。同時に古くなるということはないと思いますよ。市長の見解をお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） いや、ですから、1自治会、そういう自治会が想定されますか、2つの自治会館として位置づけられる。さっき言ったように、押し入れをプレハブに出して、そこを炊事室にするとか手洗いにするとかはあるけれども、全く自治会館として位置づけられるものを2つも持つ自治会というのは基本的に想定してないんですよ。あった場合は、これはまさに判例主義で、議論をしてケースバイケースで、ルールに合うかわらないかを判断しますから。今、論理的に言われたって答えられないと思う。何でそこにこだわるのかですよ。まず、肝心なのは、近江富士の老朽化した自治会館をどうするかを

真剣に考えんとだめじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 何度も言いますが、2つ目の事象については、確かに近江富士のことも絡まなくはないんですけども、今話しているのは近江富士のことを除いて話をしているんです。もう一度言いますが、私が言っているテーマというのは、補助金が20年間出ないというのはわかるんです。ですけども、2軒目、1個目を持っていたら2個目を申請できないというルールは有害でしかないと思うんです。必要がないと思うんです。それによって、今は現在のルールに当てはめてやっているから、潰さないで建て替えられないからというので、そうやっているわけですけども、もし20年、耐久が今はどんどんどんどん、建物の耐久性が上がってきています。きれいなまま1個あって、地域コミュニティをより豊かにしたいから2つ目を持ちたいという要求は出てくると思うんです。そんなときに、1個を持っていたら2個目は建てられないというルールのままだと、そのコミュニティをより充実させるための2つ目の自治会館という考え方にできないと言っているんです。もう一度同じことを言いますが、まだ使える自治会館があるとき、部屋数を増やしたいとか、地域が大変広くてもう一個自治会館を離れたところに建てたいとか、面積を増やしたいという要求があるときに、2個目を補助金を得て建てられるというルールがあれば、地域コミュニティはより豊かなものになっていくと思うんです。そういう検討ができないかという趣旨で、私は今、話をしています。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは補助金の根幹の制度を理解しておられない。例えば、今、自治会館があるとしますね。建てたいとおっしゃる。申請される。じゃ、この自治会館のいわゆるキャパシティーは誰を対象にした施設なのかを検証せんとだめでしょう。例えば、クリーンセンターを建て替えました。でも、あれは国の補助金をもらっています。これが古くなるから自分のところでもう少し使って、新品をつくっておくて、ちょっと時間稼ぎをしたいといってもだめであって、何万人のごみ処理する施設としての補助金であって。今、長谷川議員がおっしゃっている、自治会館を申請しながら、例えば100戸の自治会であって、今、100戸の自治会のための自治会館が存在するとすると。今度、これを置いておいて、まだ使うと。申請された場合、これは何戸の自治会のための自治会館ですかというのは問われるわけでしょう。こっちも100やったら、200戸の自治会のための自治会館を100戸の自治会がつくるとなったら、これは補助金を出せないじゃないです

か。だから、自分の資産で全てやるんだったら好き放題ですけども、新しいものを建てる
ときの施設の規模とかそういうことを考えたら、2つというのは制度上、あり得ないんで
すよ。これは他の補助制度も全く一緒です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今おっしゃっているのは、市の目的を持った、明確に目的を持
った図書館だとか焼却施設だとか、明確に目的を持った建物に対するキャパシティと、
その使おうと思っている量、何人が使うとか、焼却施設ならどれだけのごみがあるかとい
うことに対して、余計なものを持つということがいけないということをおっしゃっている
と思うんですけども、地域コミュニティを豊かにしていくということにおいては、それが
当てはまらないと思うんです。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今、市長も申しましたように、これは市が補助する建設補助
金ということになりますので、補助の基準としては、やはり原則なり何なりを決めておか
ないと、どこでもどこでも補助するということではできませんので、原則として1自治会に
1施設ということ、もうこれは決めておりますので、それはもうできません。もし規模
が増えてきて、今の100人単位の自治会を、あとは増築するとか改修するとかというこ
とでしたら補助金は出ますので、そちらの方で対応していただきたいというような考えに
なるかと思えます。今、市長が言いましたように、幾つも補助金が出るということは、も
う想定していないというのが事実でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） この質問を始めるにあたって、現状をお聞きしたので、現状は
わかっているんです。私が今、提案しているのは未来なんです。そのルールでは、1自治
会が1個しか持つことができないし、2個目の増設をしていくときに、そのルールに従わ
なきゃいけないと言っているわけです。もっと柔軟な対応があつていいと私は考えてい
るんです。検討していただくことはできませんか。市長。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それは制度上、難しいですよ。だから、何回も言うように、新し
い自治会館を建てたいと補助を申請いただいても、何人の何戸のためというのを審査せん
とだめだから、じゃ、こちらがあつたらこれに、さっきから言っているように、100戸

用のものにまた100戸用のものはだめなので、例えば、100戸が120戸になったから20戸分増築されるというのやったら、これは合理性があるけれども、それはまさに、何か長谷川議員の発想からしたら、社会制度になじまんと思いますよ。現に、今、老人憩の家もダブルに全然別の制度やったから、今回職員が苦勞してくれて自治会にも納得いただいたので、過剰投資を今、整理しているぐらいであって、地域も納得されているんですよ。自治会館と老人憩の家があるので。長谷川議員は便利だからといって、どんどん増やしていきますけども、それは誰の合意形成で資源を持つのか。だから、見直すことはあり得ません、これは。ただ、近江富士の場合については柔軟に対応できるから、さっきのいきなり2つ持てないというのは、これは別途対応ができると思いますけどね。一般論で2つ持つのに補助金を出すということは、これは制度上、困難です。合理性がない。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長はもっともらしくしゃべっておられるんですけども、合理性に関してです。何度もさっきから同じことの繰り返しになっているんですけども、建物を2つ持つということがなぜいけないのかという話なんですよ。今、市長がご紹介くださったことというのは、旧中主地区の持っている老人の家の話だったと思うんですね。それがあるのも会館とみなさざるを得ないところで問題点が発生しているというご指摘だったと思うんですよ。1つの自治会に1つしか持てないから、問題が起こっているから解消していこうと、そういう話だと思うんですね。どういうことでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だまっておいた方がよろしいね。老人憩の家は別の話ですけども、自治会にしてみたら、過重投資、過重資産になるから整理をされたわけであって、自治会館のルールに反するからということで、ああいう対応になったわけではないです。いずれにしても、自治会館は自治会のための施設だから、必要に応じた規模で補助していくわけですから、戸数以上のものをね、たくさんあった方が便利だとか、それも大事なことですけども、それだけで自治会館の補助には、制度化はできないということを言っているわけです。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次の質問に移ります。野洲市におけるいじめ・不登校の問題について質問をしたいと思います。

いじめ・不登校の問題、野洲市にもまだ発生し続けていて、数も大変多いと理解してお

ります。大変憂慮をしております。ここで私が質問を行うことで、いじめられている人がこれを聞き、見てくれている人がいるんだ、考えてくれている人がいるんだということを思っただけならば意味があると思います。彼ら、彼女らのことを思った議論をしましょう。

野洲市のいじめの現状を問います。よろしくお願ひします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 長谷川議員の本市におけるいじめ・不登校についてのご質問のうちの、本市のいじめの状況についてお答えいたします。

本市のいじめ認知件数は、平成30年度は、小学校が176件、中学校が33件でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめはいじめられた者の人生を狂わせることがあります。ちょっと過激なことを言うんですけども、いじめられた者というのは、今まで報道とかを見ていましてでも、自殺をするとかそういうことでしか、いじめた者を表に出させることができないと、そのようなことを目の当たりにしております。

野洲市でいじめが減っていないのはなぜかということをお問ひします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3問目ですね。いじめが本市で減っていないのはなぜかということについて、お答えいたします。

そもそも学校は子どもたちが集団生活をする場でございます。学力をつける場であると同時に、社会性を学びます。人との関わりを通して人間関係を学ぶ場となっております。集団の中では、トラブルは必ず起きると思ひます。そのトラブルを経験して、それをうまく乗り越えることで、子どもたちは人間関係を学んでいきます。残念ながら、上手に乗り越えることができなくて、その過程でいじめへと発展していく場合が多々ございます。また、学校の学級集団は毎年変わります。さらに新しい子どもたちも入ってきます。こうした中でいじめが次々と起きると考えています。

また、学校外に目を向けますと、昔は家庭内で兄弟姉妹がもめ合う中で、あるいは地域で多くの子どもたちが群れて遊ぶ中で、人間関係を自然に学んでいました。しかし、今日、家庭や地域では、少子化や核家族化が大きく進んでいます。そこで子どもたちが人間関係

を学ぶことはできなくなっている、そういう状況だと考えています。こうしたことから、子どもたちが人との関わりを学ぶ場が、家庭内や地域社会から学校へ大きく移っている現状があると考えています。

もう一つ、国の見解があります。それは平成27年8月の文部科学省の通知です。ここでは、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する、こういう捉え方を文部科学省はしなさいというふうに指導しています。

これを受けて本市では、人間関係の中で起きる小さなトラブルから起きたこと、こういういじめについても積極的に認知して、その解消に向けた取り組みが重要であると考えています。以上のことから、学校でのいじめの減少はなかなか厳しいものがあるというふうに捉えています。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、教育長の方で、人との関わりを学ぶ場だと。それといじめを結びつけるのはいかがなものかと思うんですけども、人との関わり方がうまくできなかったからいじめられているんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 人間関係がうまくいかない中で、いじめが続いているというふうに捉えています。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 全体のケースとして、そういうこともあるかと思うんですけども、もしかしたら半分以上のケースがそうじゃないんじゃないかということも、私はまた考えております。一度いじめられるターゲットになった者というのは、そのきっかけがもしかしたら人間関係云々の前に、いじめたい集団、あるいはいじめたい個人がいる中で起こってしまったことなんじゃないかと思うんです。それは人間関係の関わりがうまくできていたから、できていなかったからということではなくて、学校教育の場において、はっきり言ってしまうと、罰せられないから、いじめてそれをはけ口にしようと、鬱憤のはけ口にしようといういじめる側がいるから起こっているんじゃないかと思うんです。人間関係の関わりというものが非常にうまくできる人がいじめられないという話にはならないと思うんですけども、私の今の見解についてどうお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめはいろんな形で出てくると思いますし、学校では先ほどのような見解をしながら、いじめ防止に努めています。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） これは各教育現場の話になると思うんですけども、いじめが起こっているというものの件数が出ているわけですけども、そのそれぞれに関して、しっかり起こった事象について分析などはされていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめは校内のいじめ対策委員会というのを持っていますので、各学校でいじめがありましたら、そこで論議をして、必要があれば専門のスクールソーシャルワーカー等に入ってもらって、分析をして、対応を考えるというふうな取り組みをしています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめの件数が上がってきて、ソーシャルワーカー等が出てきていて分析されているということであるのであれば、いじめをしている人がいるということは明確に把握されていて、誰がいじめているかもわかっていると思うんですけども、間違いございませんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめがある限り、加害者がいるのは当然ですので、その対応、指導をしています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、明確にお聞きしたかったのは、いじめている人が誰かということがはっきりしているのかと問うております。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめを分析する中で、加害者は必ずいるはずですから、それをはっきりとして、その子どもへの指導をしています。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次の質問に移ります。把握しているのであれば、そのいじめて

いる者に対して罰則なり懲罰を科しているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめに対して、加害者への罰則は科していません。大人社会と違って、発育途上にある子どもたちに対する罰則は、いじめの根本解決には全くつながらないというふうに思っていますので、それは野洲市だけではなく、全国的に、文科省もそういうふうに指導しております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 先ほども言ったんですけども、人間との関わり合いで解決できる問題なのかというところなんです。これらの罰則の行使を行わないことがいじめを許す土壌になっているんじゃないかと思うんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 罰則がないから、あればいじめがとまるかということではないと思いますので、いじめを起こす加害者にもいろんなストレスや、いろんな負担があるというふうに捉えています。そこを解決しない限り、また別の子に対するいじめが続きますので、そのカウンセリングとかというのをスクールソーシャルワーカー、もしくはスクールカウンセラー等も入っていただいて、丁寧に関わって、加害者支援もしながら解決に向かって指導をしています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 本件を少し置いておいて、次の質問に移ります。

いじめの傍観者になるなという指導は行われていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめに対しては4つの立場があります。1つはもちろん被害者、それから加害者ですが、それ以外に、それをはやし立てたりおもしろがって見ている者、それからもう一つは見て見ないふりをする者という形です。こういうなものが、今言われた傍観者になるということになるのかなというふうに思っていますが、いじめに関しましては、加害者に対する指導はもちろんですが、そういう傍観者ということが、そのいじめを許すことに結果としてなってしまうということで、ここは特に丁寧に、こういうこ

とはいけないという指導をやっていきます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 傍観者になるなという指導も行われているということで、一定の理解はできるんです。でも、それを強く言うことができないんじゃないかということは今から述べたいと思います。いじめをとめに入った子ども、いじめを密告した子どもがいじめられたらどうするんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校ではとことんその子たちを守ります。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめられたら死を選ばされるほど苛酷でつらいということは、昨今のテレビの報道から想像ができると思うんですけども、現場の子どもたちの中で、はやし立てるのがいけないのはもちろんそうでしょう。傍観している子どもにそれをやれというのは、それというのは、いじめを傍観するなということは非常に苛酷に思えるんですよ。それは守りますと今、おっしゃったじゃないですか。守るというのは、今いじめられている、今4つのカテゴリーがありましたよね。いじめられている者を守れてないわけですよ。発生して、続いているわけじゃないですか。それをとめに入ったその人も同じ目に遭うんじゃないかと考えるんじゃないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 傍観というか、とめに入ることができない子も中にはいます。そういう子は別にとめに入らなくても、先生を呼びに行くとか、誰かに伝えるとかという手立てもできるので、何かしらの行動を起こすような指導をやっていきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今の趣旨での続きになってきます。おっしゃっていることはわかるし、それ以上のことが言えないのもわかるんです。加害者になってはいけないということまでしか言えないんじゃないかと思うんです。それは、もしそのいじめの構造が非常に強固なもので、いじめっ子の中心人物に非常に能力があれば、密告した者だって見つけられて、いじめの対象にされる可能性があると思うんです。それを考えるから密告しないわけですよ。密告しない人がいるから、ちゃんと傍観者になるなという指導をしなきゃいけないという現実が発生してしまうと教員たちは思うわけですよ。だまっている人もいた

よねと言いたいわけじゃないですか。いるんですよ、だまっている人が。

では、解決方法に向かってどうしていきべきなのかということなんですけども、子どもたちにそれをとめるということは、現実問題として難しいと思うんですね。そんな中で、一番最初に言ったことに戻るんですけども、学校や担当教員には強制的な出席停止の権限などはないものの、教育指導権限や懲戒権はあります。推進法25条に書いてあるみたいですね。いじめの加害者に対して、教育的指導権限や懲戒権があるんですけども、それを行使されているような例というのは、野洲市においてありますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめの加害者に対して、さまざまな背景を踏まえた上で、教育的指導を行っています。また、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保証するために、出席停止というふうな懲戒を加えることはできるというふうにされていますが、本市の場合、出席停止ということをしたことはございません。やったのは、別室指導です。別の部屋で指導するというふうなのはやっていますけども、出席停止というふうなのはやっておりません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 大津の件なんかもそうだったと思うんですけども、いじめの行為の中には、よりエスカレートしていくと、直接的に殴るとか、蹴るとか、金銭を要求するとか、金銭の要求の仕方も、「お金を出せ」と言うんじゃなくて、「ちょっと疲れた。飲み物が欲しい」などと言ってみるとか、そういう言ってしまうと、警察沙汰に該当するようなこともあると思うんですよ。そういうことも野洲市のいじめの中でも起こっていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめといいますか、そういう部分は犯罪行為にあたりますので、生徒指導と守山警察署の生活安全課と、それから少年センター、大体中学校の場合は1週間に1回ぐらいの連携をしています。学校で起きた問題行動等は、耐えず連携しながら対応するというふうにはしていますので、そういう暴力とか、金銭をとるとか、おどすとかというふうなことは、警察と連携しながら対応するというふうにはしていますので、時にそういうことが明らかな場合は、警察の支援も必要かなというふうには考えています。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 刑事事件等に発展していないと思うんですよ、ニュースで見
ていないので。でも、警察に委ねたことはあるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そういう事実がありました場合は、警察に委ねるとするか、委
ねて、もちろんフォローもしながらその生徒を指導していきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめを防止する観点から、大人がそういう罰則を含めて行使
する気があるんだということを、生徒にちゃんとやらなきゃいけない気がするんです。何
を言っているかというのと、殴る、蹴る、金銭の要求等をしたら、ちゃんと警察に突き出し
ますよと。あるいは、懲戒ですよ、別室、言うだけ言うのであれば、出席停止もやれる
権利は我々にあるんだと、我々は見ているんだということをちゃんと生徒に伝えていま
すか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そういうおどしでとめるということは難しいと思います。もち
ろんそういうふうなシステムがあるということは、子どもたちには学習の中では伝えてい
ますけども、それでは根本的な解決にはならないというふうに思っています。ですから、
先ほども申し上げましたように、そのいろんな子どもが受けているいろんなプレッシャー
とか、そういうストレスをなくしていく、あるいは、そういうようなのも相談をしていっ
て、少しでも気持ちを間違った方向に向けないようなカウンセリング、そういうことに力
を入れています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） もっともだと思います。そういう指導が中心になっていくとは
思うんですけど、起こってしまっているいじめ、今悩んでいる、いじめられている子ども
に対して、それを救済する措置にはなっていないように思うんですよ。今いじめられてい
る子どもがいて、減っていかないところを救済する方法というのは、やはり今おっしゃ
られたのではできなくて。というのは、そこまで話がこじれてしまっている。例えば、2、
3カ月前でしたっけ、いじめられた結果、学校に行けなくなってしまった子どもが出てし
まうとか、そこまで至ってしまっているわけです。その子はたまたま死を選ばなかっただ
けで、相当思い悩んだと思うんですよ。それを防いでいくということに対して、一つ、大

人が見ているんだということは大事なんじゃないかと思うので、一定、検討はしていただきたいと思います。

いじめがなくなる原因が生徒の傍観によるものも少しはあるというふうな考え方はしておられますか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほども申しましたように、子どもの傍観ということでいじめがなくなるというふうな捉え方はしていません。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 傍観者というような言葉が出てくるので思うんですけども、いじめが起こっている現場に対して懲戒権、あるいはそういう罰則を科するという姿勢を示さないというのは、教育委員会なり教育の現場が傍観者になっているんじゃないかと私は思います。もっと積極的にいじめている側というものを糾弾するような方向に持っていかないといけないんじゃないかと私は考えています。今後もしじめをなくす、減らすための努力を行っていただけますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今の長谷川議員のお考えですので、それはそうかなと思いますけども、学校としましては、教育委員会としましては、罰則をというふうなのは全く考えておりませんし、それでいじめがなくなることは絶対にないと思います。基本的には、やっぱり子どもを丁寧に見取って、いじめられた側の思いを伝えていく、そのことで人にひどいことをしたんやということを加害の子に知らせるということが大事かなというふうに思っています。

それから、なくなるというのを、私は子ども関係だけで見てもだめかなというふうに思っています。先ほど申しましたように、社会の状況が非常に厳しくなっている。その中で、子どもたちにもストレスが行っている。もっと大きな視点からいいますと、例えば、貧困問題とか、それから格差の拡大とか、あるいは子育て環境の厳しさとか、こういう中で虐待が生まれてくると同様に、子どもたちの中ではいじめが出てくるのかなというふうに思っていますので、そういうところら辺にも本当はメスを入れるべきではないかなというふうに思っています。

以上です。

○3番（長谷川崇朗君） 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明7日から9月26日までの20日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、明7日から9月26日までの20日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。

来る9月27日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午後5時52分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年9月6日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 山 崎 敦 志

署 名 議 員 長谷川 崇 朗